ASC（水産養殖管理協議会）養殖場認証
審査報告書

認証申請者　　株式会社マルキン

審査範囲　　ギンザケ養殖場

認証番号

認証発行日

認証有効期限

フォーム3 – 審査計画公開(PDF)フォーム

*このフォームは現地監査*の30日前までに認証機関により提出されなければならない。記載されている情報に変更がある場合は、変更から5日以内かつ審査予定日から10日以前にASCに再提出されなければならない。期限に遅れた場合、新たに審査のアナウンスがされ、再度30日ルールが適用される。*

このフォームに記載される情報は公開されなければならない。この情報はフォーム提出から3日以内にASCのウェブサイトに掲載されることが望ましい。
このフォームは利害関係者および関心の高い者にとって読みやすいよう書かれなければならない。

このフォームは必要に応じて現地の言語に翻訳されることが望ましい。

PDF 1 審査計画公開フォーム

PDF 1.1 認証機関名称	アミタ株式会社
PDF 1.2 提出日	2019年12月23日
PDF 1.3 認証機関連絡窓口	
PDF 1.3.1 連絡担当者	山野下　仁文
PDF 1.3.2 認証機関内の役職	認証管理者
PDF 1.3.3 所在地	〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番4号
PDF 1.3.4 メールアドレス	ninsho@amita-net.co.jp

PDF 1.3.5 電話番号	03-5215-8326
PDF 1.3.6 その他	-

PDF 1.4 ASC顧客

PDF 1.4.1 会社名	株式会社マルキン
PDF 1.4.1.a 認証単位名	銀鮭養殖場
PDF 1.4.2 連絡担当者	鈴木真悟 氏
PDF 1.4.3 顧客組織内の役職	常務
PDF 1.4.4 所在地	〒986-2242 宮城県牡鹿郡女川町小乗浜字小乗1-22
PDF 1.4.5 メールアドレス	info@kaki-marukin.com
PFD 1.4.6 電話番号	0225-50-2688
PDF 1.4.7 その他	-

PDF 1.5 認証単位

PDF 1.5.1 単独サイト	x
PDF 1.5.2 マルチサイト	
PDF 1.5.2.a サイトの所有者	
PDF 1.5.3 グループ認証	

PDF 1.6 監査対象サイト

サイト名称	GPS座標	サイトごとの魚種及び規格の範囲に含まれているかどうかの説明	所有権（所有/外部委託）	監査予定日及び監査の種類（本審査、定期1、定期2、再認証など）	状態（新規、生産中 / 休止中 / 収穫中）
株式会社マルキン銀鮭養殖場	38° 27'16.500"N 141° 30'19.400"E	ギンザケ（*Oncorhynchus kisutsh*）、含まれている。	所有	本審査	生産中/収穫中

PDF 1.7 魚種及び基準

基準	生産される魚種（学名）	認証範囲に含まれるか（はい/いいえ）	使用されるASC承認基準	版番号
アワビ				
二枚貝				
淡水トラウト				
パンガシウス				
サケ	ギンザケ (Oncorhynchus kisutsh)	はい	サケ基準	1.3
エビ				
ティラピア				
ブリ・スギ類				
その他				

PDF 1.8 利害関係者へのコンサルテーション予定および、どのように利害関係者が関与できるか

氏名/組織	審査における関係性	利害関係者の関与方法(個別訪問、電話での聞き取り、意見提出等)	利害関係者への連絡予定日	利害関係者への連絡手段
機密情報につき非公開	社員	個別訪問	2020年2月18日	個別訪問
	供給業者	個別訪問	2020年2月18日	個別訪問
	維持管理会社	個別訪問	2020年2月18日	個別訪問
	地域住民	個別訪問	2020年2月18日	個別訪問
	地方自治体	個別訪問	2020年2月18日	個別訪問
	研究者	個別訪問	2020年2月18日	個別訪問

PDF 1.9 スケジュール案

PDF 1.9.1	契約書締結日:	2019年12月23日
PDF 1.9.2	審査開始日:	2020年2月17日
PDF 1.9.3	現地監査日:	2020年2月17日、18日
PDF 1.9.4	認証決定/判断	2020年5月18日

PDF 1.10 審査チーム

	列1	氏名	ASC登録情報
PDF 1.10.1	主任審査員	小川直也	
PDF 1.10.2	技術専門家	太齋彰浩	
PDF 1.10.3	社会面の審査員	小川直也	
PDF 1.10.4	審査員補助	纐纈 渉	
PDF 1.10.5	審査員補助	塚崎千庫	

ASC審査報告書 - オープニング

一般要求事項

C1 審査報告書は英語および事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれなければならない。

C2 審査報告書には商業上公開できない情報のための機密附則を含めてもよい。

C2.1 認証機関は、商業上公開できない情報の内容について認証申請者と合意しなければならなく、この情報は認証契約書に規定に従い、ASCおよび任命された認定機関からの要請に基づきこれらの機関に示されなければならない。

C2.2 公開用報告書には機密附則に含まれる項目の明瞭な概要が含まれなければならない。

C2.3 商業上公開できない情報を含む附則を除き、審査報告書はすべて公開される。

C3 認証機関は、機密附則の内容を含む、報告書のすべての内容に唯一責任をもつ団体である。

C4 認証審査および再認証審査報告の報告期限

C4.1 審査の完了から30日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた報告書の草案を提出しなければならない。

C4.2 5日以内にASCは、報告書の草案をASCウェブサイトに掲載する。

C4.3 認証機関は、利害関係者および関心の高い者が報告書に対して意見を述べることができる期間を15日間設けなければならない。

C4.4 意見募集期間の終了日から20日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた最終報告書をASCに提出しなければならない。

C4.5 5日以内にASCは、最終報告書をASCウェブサイトに掲載する。

C4.6 審査報告書には正確かつ再現可能な結果が含まれなければならない。

C5 定期監査報告書の報告期限

C5.1 監査の完了から90日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた最終報告書を提出しなければならない。

C5.2 5日以内にASCは、最終報告書をASCウェブサイトに掲載する。

C5.3 監査報告書には正確かつ再現可能な結果が含まれなければならない。

1 タイトルページ

1.1 認証申請者名	株式会社マルキン
1.2 報告書タイトル [例：公開用認証報告書]	公開用認証報告書　草案
1.3 認証機関名	アミタ株式会社
1.4 主任審査員名	小川直也
1.5 報告書作成者およびレビューアーの氏名と所属	レポート作成者：主任審査員　小川直也 レビュアー：　山野下仁文
1.6 顧客連絡担当者の氏名と役職	常務　鈴木　真悟 氏
1.7 日付	2020年4月2日

2 目次

表紙
様式3 – 公開情報フォーム
I. 審査報告書 – オープニング
II. 審査定型書式 – サケ1.3
所見まとめ – サケ1.3
III. 審査報告書 – トレーサビリティ
IV. 審査報告書 – クロージング

3 用語集

ASC用語集において定義されていない、この審査報告書特有の用語および略称	なし

4 まとめ

報告書および所見の簡潔なまとめ。まとめは、利害関係者およびその他の関心の高い者にとって読みやすいよう書かれなければならない。

4.1	審査範囲の簡潔な説明	審査範囲は宮城県女川町の株式会社マルキンのギンザケ養殖施設である。宮城県女川町尾浦港沖約1kmに生簀4台（一辺6.5m×八角形）がある。 4台の生簀は固定されており、隣接する生簀①、②が南側に、③、④が北側に4mほど離れて並列しており、南側の生簀①、②が対象となる。
4.2	認証単位の事業に関する簡潔な説明	稚魚を購入し、海面生簀で育成、成魚を出荷する。 稚魚は東北などにある稚魚生産業者から購入する。
4.3	認証単位のタイプ *（リストから1つのタイプを選択すること）*	単独養殖場
4.4	審査のタイプ *（リストから該当する審査のタイプを選択すること）*	本審査

4.4.1 認証単位に含まれるサイト数

	顧客が所有	顧客により委託
初回審査 - 2020/2	1	
第1回定期監査 - mm/ yyyy		
第2回定期監査 - mm/ yyyy		
再認証審査 - mm/ yyyy		

4.5	主な所見のまとめ	審査において重大な不適合は発見されなかった。軽微な不適合が38点、観察事項が8点指摘された。
4.6	審査決定	

5 認証機関の連絡窓口

5.1	認証機関名	アミタ株式会社
5.2	所在地	〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番4号
5.3	メールアドレス	ninsho@amita-net.co.jp
5.4	その他の連絡先情報	Tel: 03-5215-8326

6 認証申請者の背景

6.1	1.2および1.3を除く公開情報フォーム（フォーム3）の情報 すべての情報は審査の実施に伴い必要に応じて更新される	公開情報フォーム参照
6.2	認証単位の説明（初回審査）/ 変更点がある場合は変更点の説明（定期監査および再認証審査）	審査範囲は1977年に操業を開始した株式会社マルキンのギンザケ養殖場である。 養殖場は単独サイトである。宮城県女川町尾浦港沖約1㎞に生簀4台（一辺6.5m×八角形）があり、そのうち2台が対象となる。4台の生簀は固定されており、隣接する生簀①、②が南側に、③、④が北側に4mほど離れて並列しており、南側の生簀①、②が対象となる。尾浦港横に作業小屋と資材・飼料置き場があり、事務所は女川町内にある。養殖専属の従業員が3名いる。 東北地域の業者から国内産の稚魚（平均160g）を購入し、11月から海面生簀で育成、1.3kgから出荷を開始し、最終水揚げは7月末で3～3.5kgで出荷が完了する。この地域の夏の水温はギンザケにとっては高すぎて生育できない。 なお、養殖場のある女川町は2011年の東日本大震災で被災し、養殖資材や事務所に保管している記録等は流失した。震災後、養殖生簀や事務所、作業小屋を再建し、ギンザケ養殖を再開した。養殖場の作業小屋と資材・飼料置き場がある尾浦港周辺地域には震災前には集落があったが、震災後、町により災害危険区域に指定され、現在は住宅を建てることができず集落はない。

6.3	認証単位が現在保持するその他の認証	他の認証取得はない。
6.4	この審査の前に取得したその他の認証	他の認証取得はない。
6.5	認証単位の本年度の予想される年間生産量	160t
6.6	*認証単位の前年度の実際の年間生産量（定期監査および再認証審査では必須）*	本審査のため該当しない。
6.7	認証単以内で採用されている生産方法 *（リストから1つ以上を選択）*	海面養殖（生簀）
6.8	認証単位で雇用されている従業員数	3名 （社員30名中、養殖業務に従事するのは3名と社長、常務。他の社員は工場勤務。）
6.9	規模、池や筏の数（マルチサイトの場合、サイトあたり）	生簀2台（一辺6.5m×八角形）

7 範囲

7.1	実施された審査で使用された規格（版番号を含めること）	ASCサケ基準　第1.3版
7.2	認証申請者の養殖場で生産される魚種	ギンザケ（*Oncorhynchus kisutsh*）

7.3	審査範囲の説明 これには認証単位が、事業体により管理されている、または事業体の所在するサイトに含まれる生産または収穫地域を網羅しているか、それとも認証単位がこれら地域の一部のみを対象としているかの説明を含む 生産または収穫地域の一部のみが認証単位の対象となっている場合、対象地域が明記されなければならない	審査範囲は宮城県女川町の株式会社マルキンのギンザケ養殖施設である。宮城県女川町尾浦港沖約1kmに生簀4台（一辺6.5m×八角形）がある。4台の生簀は固定されており、隣接する生簀①、②が南側に、③、④が北側に4mほど離れて並列しており、南側の生簀①、②が対象となる。 稚魚を受け入れ海面生簀で育成し、水揚げした魚を船上で氷締する。女川町地方卸売市場に委託して選別と計量を行い、全量を自社工場へ運搬する。CoCを取得している自社工場に運びこまれるまでが認証範囲となる。
7.4	次のCoCへ受け渡される時点まで認証製品を取り扱う可能性がある保管、加工、流通サイトの名称と所在地（請負も含む）	水揚げした魚は船上で氷締めされ、女川町地方卸売市場（宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎宮ケ崎87）に委託して選別と計量を行い、全量を自社工場へ運搬する。自社工場はCoC認証の範囲に含まれている（MSC-C-57334, ASC-C-02276）。
7.5	対象水域の説明	養殖場は宮城県女川町の尾浦湾の海面生簀である。この海域は三陸復興国立公園の普通地域に指定されており、養殖を行う上での制約はない。尾浦湾は広くは宮城県雄勝湾に含まれ、国の環境基準類型は指定されていない。雄勝湾は閉鎖性海域で湾奥から 1km程度でくの字に曲がり、湾口は太平洋に向かって広がっている。沖合を津軽暖流と親潮の分岐流が南に向かって流れ、汚濁要因となる流入河川はほとんどなく、COD 年平均値2mg/l以下の良好な水質である。最大水深は46mである。 湾内ではホタテ・カキ・ホヤ・ワカメなどが養殖されており、養殖場の生簀周辺にも航路を挟んでギンザケの生簀、カキ・ホヤの筏がある。

8 審査計画

8.1 審査員名および以下の項目の実施日または完了日:審査実施、報告書作成、報告書レビュー、認証判断

小川　直也 – 主任審査員
太齋　彰浩 – 専門家
纐纈　渉 – 審査補助
塚崎　千庫 – 審査補助

審査実施 – 2020年2月17日、18日
報告書作成 – 2020年3月18日
報告書レビュー 2020年3月28日
認証判断 – 2020年5月xx日

8.2 過去の審査(該当する場合):

	不適合参照番号	規格参照条項番号	解除期限 – 状況 – 各不適合の解除日
8.2.1 初回審査 – 2020年1月			
第1回定期監査– 年月			
第2回定期監査 – 年月			
再認証審査 – 年月			
抜き打ち監査 – 年月			
不適合解除監査 – 年月			
認証範囲拡大審査 – 年月			

8.3 実施された審査計画:

	日付	場所
8.3.1 机上調査	2020/2/10	
8.3.2 現地監査	2020/2/17 2020/2/18	宮城県牡鹿郡女川町
8.3.3 利害関係者へのインタビューおよび地域住民との意見交換	2020/2/17	宮城県牡鹿郡女川町
8.3.4 顧客への報告書草案送付	2020/3/27	
8.3.5 ASCへの報告書草案送付	2020/4/2	
8.3.6 顧客およびASCへの最終報告書送付	2020/mm/dd	

8.4 審査でコンサルテーション対象となった、またはその他の方法で関与した個人の氏名と所属
これには審査に参加した次の者が含まれる:顧客の代表者、従業員、請負業者、利害関係者、オブザーバー

〇株式会社マルキン
常務　鈴木　真悟　氏

〇宮城県6次産業化プランナー
大石　新市　氏

〇株式会社シーフードレガシー
取締役副社長　村上　春二　氏
漁業・科学部　岡本　類　氏
漁業・科学部　小池　春子　氏

その他、飼料会社、女川町・宮城県・研究機関など利害関係者

8.5 文書またはその他の情報を含む利害関係者からの意見、およびそれら意見に対する認証機関の文書による回答

利害関係者の氏名（公開する許可が得られた場合）	顧客との関係性	連絡日	認証機関の回答 はい/いいえ	指摘された点の簡潔なまとめ	認証機関による意見の反映	利害関係者への回答送付
非公開	個人が特定できる可能性があるため非公開	2020/2/17	はい	マルキンの取組みは他の養殖場者へ良い波及効果を与えている。	反映した	いいえ
非公開	個人が特定できる可能性があるため非公開	2020/2/17	はい	法令順守、環境への影響問題ない。	反映した	いいえ
非公開	個人が特定できる可能性があるため非公開	2020/2/17	はい	苦情は聞かない。	反映した	いいえ
非公開	個人が特定できる可能性があるため非公開	2020/2/17	はい	事故は起きていない。	反映した	いいえ
非公開	個人が特定できる可能性があるため非公開	2020/2/17	はい	野生生物への影響は問題になっていない。	反映した	いいえ
非公開	個人が特定できる可能性があるため非公開	2020/2/17	はい	魚病とサケジラミの発生は問題になっていない。	反映した	いいえ

原則1 適用されるすべての国および地方による法規制の順守						
判定基準1.1 適用される全ての国及び地方の法的必要条件と規制の順守						
		準拠すべき基準(監査のガイダンスとして使用)	**審査の証拠** 1. 各適合規準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2.「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際にも、セルの下部に記載すること。	**評価** (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	**不適合事項の説明** 不適合事項の区分や非該当項目の理由を説明すること。	**値/測定基準** 該当する場合は各指標に対して値を記録すること
1.1.1	**指標**:土地及び水の利用に関し、地方及び国の条例や要件を順守していることを示す書類の提示 **要件**:必要 **適用範囲**:すべて	a. 該当する土地及び水の利用に関する法律の書面もしくはデータを保持していること b. 借用合意書、土地所有権、許可証の原本(もしくは合法的な写し)を保持していること c. 国の法律や地方条例、規則の順守の視察記録を保持していること(養殖事業が行われている国においてそのような視察が法的に要求されている場合) d. 養殖場が国の保全区域と競合状態にないことを示す地図と許可証を入手すること	土地および水の利用に関する各種関連法令・条例の条文へのリンクアドレスがリスト化され、法令・条例の書面を確認できる状況であった。しかし、自然保護に関連する法令・条例が不足していた。 宮城県漁業協同組合女川支所が作成した証明書から養殖場の区画漁業権を確認した。養殖場では区画2410と2413の漁業権行使規則を保持していた。区画漁業権免許状は女川支所が保管しており、免許の有効期間は2018年9月1日から2023年の8月31日までである。区画には生簀4基を設置しており、そのうち2基が認証対象となる。 養殖場のある尾浦湾に面した土地は、以前は集落があったが、津波によりほとんど全ての住宅が流失した。震災後、町により災害危険区域に指定されており、現在は住宅を建てることができないため、住宅は無い。現在は町有地となっているが、以前自らの住宅等があった場所を作業場所として使用している。暫定措置のため書面契約は無い。土地の境界は路上に印をつけて見分けている。養殖場の作業小屋、エサの保管コンテナ、資材置き場を確認した。港は占有していない。 法令順守に関して要求されている行政の視察はなく、今までに行政の視察は行われていない。 自然公園・自然環境保全地域等索引図から養殖所の位置を確認した。三陸復興国立公園区域であるが、養殖場周辺は普通地域に指定されており、保護区ではない。また、宮城県鳥獣保護区等位置図を確認し、鳥獣保護区には指定されていないことを確認した。	適合	【観察事項】 自然保護に関する法令の条文がリスト化されていなかった。 法律は遵守しており基準は満たしているため、観察事項とする。	
1.1.2	**指標**:全ての税法に準拠していることを示す書類の提示 **要件**:必要 **適用範囲**:すべて	a. 該当当局に対する納税の記録を保持していること(固定資産税、水利用税、収入税など)。ただし認証機関は申請者が公表を求められた、あるいは公表を選択した場合を除き、税に関する機密情報を公表してはならない。 b. 操業区域における税法の写しを保持していること。 c. 国または地方自治体の該当当局に対し「養殖事業」を登録していること。	宮城県が発行した2020年2月14日付の納税証明書を確認し、法人税、消費税および地方消費税やすべての県税が納付されていたことを確認した。また、女川町が発行した2020年2月13日付の納税証明書を確認し、町民税が納付されていたことを確認した。震災特例法により固定資産税の納付は免除されている。 税法については、所得税法、法人税法、住民税法など税金に関する法令条文へのリンクをまとめていた。	適合		
1.1.3	**指標**:全ての関連する国と地方の労働法、規則に準拠していることを示す書類の提示 **要件**:必要 **適用範囲**:すべて	a. 養殖場に該当する国の労働規則と法の写しを保持していること(対象範囲は認証単位内の養殖場に限定される) b. 国の労働法と規則の順守の視察記録を保持していること(そのような視察が法的に求められている場合に限る)	日本国憲法、労働基準法、労働組合法など、関連する労働関連法・条例へのリンクがリスト化され、条文を確認できる状況であった。しかし、労働安全に関する法令が不足していた。今までに労働法規に関して視察を受けた事例はなかった。	適合	【観察事項】 労働安全に関する法令の条文がリスト化されていなかった。 法律は遵守しており基準は満たしているため、観察事項とする。	

1.1.4	**指標**：水質影響に関する規則を順守し、許可を得ていることを立証する書類の提示 **要件**：必要 **適用範囲**：すべて	a.　該当する場合水質影響に関し許可を得ていること	水産養殖に関係した排水水質規制は特にない。 海上の生簀で養殖しており、出荷時は氷締めするため、排水することはない。	適合		
		b.　排水に関する全ての法と規則のリストをまとめ、準拠していること				
		c.　必要に応じてモニタリングおよび排水に関する法と規則への準拠を示す記録を保持していること				
原則2　自然の生息環境、その地域の生物学的多様性と生態系機能の保護						
判定基準2.1　底生生物の生物学的多様性と底生生物への影響[1]						
脚注	[1] 養殖システムから75%以上の固形栄養塩を回収し、責任を持って処分していることを証明できる閉鎖型システムであれば、判定基準2.1は免除となる。2.1.1、2.1.2および2.1.3に対する透明性の基準については別紙VIを参照のこと。					
判定基準2.1に関する申請者および認証機関への解説 特定の底質採取が義務づけられている区域に位置する養殖場の場合、申請者は別紙I-1に規定される底質採取法について、総サンプリング数や採取地点の変更を要請してもよい。変更を要請する場合、養殖場は認証機関にその正当性を提示することとなる。変更の要請は採取地点の違いを示した地図で図示すること。いかなる場合でも、採取地点は最低でも養殖場の周縁部とAZEの内部および外部を含むこと。 認証機関は、ASCサケ基準の意図および厳格さを失う危険性があるかという視点で、申請者の底質の採取法の変更申請を評価すること。もし提案された修正案の危険性は低いと判断した場合、認証機関はその修正した底質採取法について詳細と正当性を監査報告書の中で記すこと。						
2.1.1	**指標**：影響許容範囲[2]外の底質中の酸化還元電位または硫化物レベル[3] **要件**：酸化還元電位＞mV または硫化物濃度≦1500μM/L **適用範囲**：注釈1の場合を除く全ての養殖場	注：指標2.1.1について、養殖場は酸化還元電位（オプション1）または硫化物濃度（オプション2）どちらかの測定を選択できる。養殖場は両基準の適合性を示す必要はない				
		a.　AZE（30m）の境界とすべての底質採取地点のGPS位置を示す養殖場の地図を準備すること。養殖場が個別のAZEを用いる場合、その根拠[3]をCABに示すこと。	底質採取地点の位置が示された地図を確認した。 AZEを生簀から30mとして、別紙I-1に従いAZEの内側（生簀配列の端から25mの範囲）の3地点、AZEの外側（生簀配列の端からから55mの範囲）の3地点、および対照区（生簀の端から500m以上離れたポイント）の1地点を含む全9地点からサンプリングしている。しかし、調査報告書に底質採取地点のGPS位置情報が記載されていなかった。 指標として硫化物濃度が測定された。 調査を請け負ったのは一般財団法人建設工学研究振興会である。 調査に際しては、バイオマスのピークが推定されており、前年度水揚げ実績では5月上旬に最大であった。調査はバイオマスのピークに近い2019年7月4日に実施された。 調査の結果、AZE外部の硫化物濃度は全ての調査地点で1500μmol/Lを下回った。 なお、周辺海域の底質は砂地である。	適合	【観察事項】 調査報告書に底質採取地点のGPS位置情報が記載されていなかった。 調査の委託先に情報があり入手されていなかっただけのため、観察事項とする。	平均 882 μmol/L
		b.　AZEの底質環境が全域で岩礁帯である場合、認証機関にその証拠を提示し、判定基準2.1.1c～f、2.1.2および2.1.3の適用除外を求めること				
		c.　本判定基準の適合性を示すために、オプション1と2のどちらを選択したかを認証機関に知らせること				
		d.　別紙I-1に従い底質のサンプリングを行うこと（全ての地点で生け簀のバイオマスが最大となる時期）				
		e.　オプション1を選択する場合、国内もしくは国際的に認識されている適切な手法を用いて、底質中の酸化還元電位（mV）を測定し記録すること				
		f.　オプション2を選択する場合、国内もしくは国際的に認識されている適切な手法を用いて、底質中の硫化物濃度（uM）を測定し記録すること				
		g.　各生産周期で最低1回は、別紙VIにならい、検査結果をASCに提出すること。底質が岩礁で検証が完了できない場合、ASCにその旨報告する				
脚注	[2] 養殖場の立地条件により酸化還元電位または硫化物のどちらかを選択することができる。両者を満たしていることを立証する必要はない。					
脚注	[3] 本基準では、影響許容範囲（Allowable Zone of Effect: AZE）を30メートルと定義している。ただし、SEPAのAutoDepomodのような頑強で信頼性の高いモデルを使って養殖場固有のAZEが特定され、モニタリングを通じて実証されている養殖場の場合、その固有のAZEを使用するものとする。					

2.1.2	**指標**：AZE外の底質中の動物相スコアがGood[4]からHighであること **要件**：AMBI[5]≦3.3 またはShannon-Wiener値＞3、 BQI≧15、ITI≧25 **適用範囲**：脚注1の場合を除く全ての養殖場	注： - 指標2.1.2では、養殖場は動物相インデックスの要件への準拠を示すために、4つの測定法のうち1つを選ぶことができる。AMBI（オプション1）、Shannon-Wiener Index（オプション2）、BQI（オプション3）、ITI（オプション4）。養殖場は4つ全ての基準を満たしていることを示す必要はない。 - 養殖場は底質が礁岩（2.1.1b参照）のため免除される場合、2.1.2は適用されず、監査報告書で記述すること				
		a. AZE（30mまたは地域固有の範囲）と底質採取地点を示す地図を用意すること（2.1.1参照）	一般財団法人建設工学研究振興会に委託し、2.1.1の底質調査と同時に9地点からサンプリングを行い、底生動物を分析した。 Shannon-Wiener Indexが計算されたが、生簀周辺、AZE内部、AZE外部、対照区のすべての地点でH<3であった。 AZE外部の値はいずれも対照区の値より高かった。 周辺海域の底質は砂泥質であり、もともと生物の出現が少ないため、養殖場の努力でH>3の値を得ることは困難である。 また、2.1.1の硫化物濃度は基準値内であり、底生生物群集に対して悪影響を及ぼしているとは判断できない。	適用外	VR362 調査区の値は対照区のレベルと同等であるため。	
		b. 本判定基準の適合性を示すために、オプション1～4のうちどれを選択したかを認証機関に知らせること+B32:D41				
		c. 別紙I-1に従い、底質のサンプリングを行うこと（2.1.1参照）+B32:D41				
		d. オプション1を選択する場合、規定の手法により、底質中のAZTI Marine Biotic Index (AMBI)値を計算し記録すること				
		e. オプション2を選択する場合、規定の手法により、底質中のShannon—Wiener Index値を計算し記録すること				
		f. オプション3を選択する場合、規定の手法により、底質中のBenthic Quality Index (BQI)値を計算し記録すること				
		g. オプション4を選択する場合、規定の手法により、底質中のInfaunal Trophic Index (ITI)値を計算し記録すること				
		h. 得られた結果を示す書類を保持しておくこと。独立した研究施設により、試料分析と指標値の算出が行われた場合、結果の写しを入手すること。				
		i. 各生産周期で最低1回は、別記6にならい、検査結果をASCに提出すること。				
脚注	[4] “Good”の状態とは、無脊椎動物の分類群の多様性と数量のレベルが、そのタイプに特異的な状態の範囲からやや逸脱している。タイプに特異的な群集の、繊細な分類群の大半が存在している。					
脚注	[5] http://www.azti.es/en/ambi-azti-marine-biotic-index.html					
2.1.3	**指標**：AZE内の底質中のマクロファウナの分類群の数 **要件**：「非常に多い」[6]分類群が2種以上、ただし汚染指標種ではないこと **適用範囲**：脚注1の場合を除く全ての養殖場	a. 2.1.1aおよび2.1.1cについて底質を適切にサンプリングしていること、または2.1.1bの通り適用除外であることを示す書類を用意すること。	2.1.2での底生動物調査の結果、対照区において出現した上位3種は1m2あたり30個体前後であった。 1m2あたり30個体を”非常に多い”状態とすると、AZE内における汚染指標種ではない”非常に多い”分類群は4種が出現している。対照区で出現した種はいずれも対照区と同等もしくはそれ以上の個体数が出現していた。注釈6「天然の状態がこの水準以下の場合、対象地と同等であること」を満たすため、要件に適合すると判断する。	適合		4種
		b. AZE内で採取された底質試料については、適切な検査法を用いてマクロファウナの種構成と数を調査すること				
		c. すべての非常に多い分類群[6]と、（存在すれば）汚染指標種を特定すること				
		d. どのように分類群を特定し計測したかを示す記録書類を保持すること。独立した研究施設により、試料分析が行われた場合、結果の写しを入手すること。				
		e. 各生産周期で最低1回は、別記VIにならい、マクロファウナの分類群の計測結果をASCに提出すること。				
脚注	[6] “非常に多い”状態とは、1m2あたり100個体以上（天然の状態がこの水準以下の場合、対象地と同等であること）。					

2.1.4	**指標**:頑強で信頼のできる[7]モデルに基づく明解なAZEの定義 **要件**:必要 **適用範囲:**脚注1の場合を除く全ての養殖場	a. 個別のAZEと沈降パターンを判断するための分析を行う。 b. 多変量解析を用いたモデルに基づき、その分析が頑強で信頼できるものであることを示す記録を保持すること[7] c. 個別のAZEのためのモデルの結果が、6ヶ月以上のモニタリングデータを用いて実証されたことを示す記録を保持すること	サケ基準1.3の注釈6に従い、AZEを30mとした。 個別のAZEと沈降パターンを判断するための分析は実施されていなかった。	軽微	個別のAZEと沈降パターンを判断するための分析は実施されていなかった。 ASCの信頼性に影響を与える問題ではないため、軽微な不適合とする。	
脚注	[7] “頑強で信頼できる”とは、SEPAの AutoDepomodモデルのように、多重パラメータ手法が含まれていること。AZEの現地踏査には、モデルを通じて提案されたモニタリング方法を使用しなければならない。					
判定基準2.2 操業場所の内部と近隣の水質[8]						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
脚注	[8] 2.2.1、2.2.2、2.2.3および2.2.5に対する透明性の基準については別紙VI 参照。					
2.2.1	**指標**:養殖場における溶存酸素量の飽和度に対する割合[9]の一週間平均[10] **要件**:70%以上[11] **適用範囲**:脚注11の場合を除く全ての養殖場	**指標2.2.1に関する申請者への解説:溶存酸素飽和度の週平均値の測定** 別紙I-4にDO飽和度の週平均測定のために養殖場が従うべき方法について示す。手法のポイントとなるのは以下の通り: - 測定は携帯式の酸素計または同等の化学的手法で行う - 機器はメーカーの推奨する手法で調整する - 測定は、適切な場所と季節において、午前(6～9時)と午後(3～6時)の日に2度行う - DOを測定する際は塩分濃度と水温も測定する - サンプリングは養殖魚が経験するであろう水深5mで行うこと(生け簀配列の下流側の端) - 各週で、全てのDO測定値を用いてDO飽和度の週平均を算出する もしモニタリングが規定の手法から逸脱している場合、養殖場は監査員に書面でその理由を示すこと(例えば、悪天候によりサンプリングができなかった)。制約された条件もしくは正当な理由がある場合、認証機関に要請し、養殖場はDOのモニタリング頻度を1日1回に減らすことを認めてもらうこともできる 例外(脚注11参照) 養殖場がDO飽和度の週平均70%以上の要件を満たさない場合、養殖場は対照区の飽和度と一致することを示す必要がある。対照区は生け簀群の端から500m以上離れていること、養殖場と湧昇流パターンが類似し、かつ養殖、農業、集落排水を含む人為的な栄養塩の流入の影響がないこと。どのような例外要件であっても、監査員は養殖場がどのように対照区との一致を示したかを監査報告書に詳細に記述すること 注1:飽和度とは水試料の溶存酸素量の、同条件下(水温、塩分濃度)における溶存酸素量最大値に対する割合				
		a. 調整したDOメーターもしくは同等の手法によって1日最低2回、養殖現場においてDOの飽和度(%)を測定すること。初回審査では6ヶ月以上のデータを準備すること。 b. 測定に欠損もしくは時間の変更が合った場合は理由を記載すること c. データに基づき週平均を計算すること d. 週平均が70%未満もしくはそれに近い値となった場合、参照地で測定し、比較を行うこと(説明を参照) e. 監査員がDO測定と調整を現場で確認できるようにすること f. 別記VIの様式でDOの週平均値をASCに最低年1回は報告すること	生簀の横にJFEアドバンテックの水温・DOセンサーが設置されており、定期的に測定データが記録されている。 2018年11月以降は1分間隔測定データが記録されており、平均酸素濃度は88.6%、70%を下回ったデータは無いと報告された。また、2019年1月25日から6月14日までは10分間隔データが記録されており、平均酸素濃度は93.8%、最低飽和度が54.4%であると報告された。 70%を下回っていた記録が全体の0.17%として報告がまとめられていたが、溶存酸素濃度の週平均が70%以上であるかどうか確認できなかった。 なお、センサーはソーラーパネル式電池から電力を供給しており、電池が切れた場合はデータ欠損が発生する。電源不足のときはハンディー計測器で測定する。 これまでに機材不調でDOデータに欠損が発生したことがあるという報告があったが、データの一覧がなく、事実確認ができなかった。 ASCには認証取得後にデータを提出する予定。	軽微	溶存酸素飽和度の週平均の値が70%以上であるかどうか確認できなかった。 また、データ欠損の有無、欠損があった場合はその理由が確認できなかった。 70%を下回った測定値はわずかであり、週平均ではほぼ70%を上回っていることが予想されるため、軽微な不適合とする。	
脚注	[9] 飽和量に対する溶存酸素量%:水試料の溶存酸素量の、同条件下(水温、塩分濃度)における溶存酸素量最大値に対する割合(%)					

脚注	[10] 一日2回（午前6時と午後3時を推奨）の計測による一週間の平均値					
脚注	[11] 同一水塊内の対照区と同等であることが照明できる場合は例外とする。					
2.2.2	**指標**：2.2.1において、DOが2mg/L未満に下がった割合 **要件**：5% **適用範囲**：すべて	a. 2.2.1aで採取した養殖場内の試料のうち、DOが2mg/L未満であった試料の割合を計算すること b. 別記VIIに従い2.2.2aの結果をASCに年1回以上報告すること	測定データは2回にまとめられており、2018/11/20から2019/1/22までは溶存酸素の最低濃度は6.22mg/L、2019/1/25から6/14までては4.73mg/Lであった。	適合		0%
2.2.3	**指標**：国または地方の沿岸水質目標[12]がある行政管轄区域の場合、第三者機関の分析による「当該の養殖場が最近[13]"良好"または"非常に良好"な水質[14]であると分類された地域に位置すること」を示す証拠となるもの **要件**：必要[15] **適用範囲**：脚注15の場合を除く全ての養殖場	a. 当該地域で目標値の設定と評価分類が該当するかを認証機関に知らせること。該当する場合、2.2.3bに進む。該当しない場合、2.2.4の実施項目を行うこと。 b. 該当する国または地域の水質基準目標ならびに分類をまとめること。これらに対し第三者機関による分析と評価の必要があるかどうか示すこと。 c. 養殖地域での最新の水質評価結果を提示すること。	環境基本法および水質汚濁防止法に基づき全国の公共用水域の水域類型が指定され、類型ごとの環境基準が定められている。しかし、当該海域に関して、栄養塩に関する水質測定項目の目標値は設定されていない。	適用外	当該海域に関して、栄養塩に関する水質測定項目の目標値は設定されていないため。	
脚注	[12] 養塩に関する水質測定項目（窒素、リン、クロロフィルaなど）					
脚注	[13] 監査を行う2年以内					
脚注	[14]「良好」「非常に良好」という分類はEU水政策枠組み指令で使用されている。その他の行政管轄区における別の水質管理システムで採用されている同様の分類でも構わない					
脚注	[15] 固形栄養塩の75%以上、溶存栄養塩の50%以上を回収し、かつ責任をもって処分（生物ろ過、賃点、その他の技術による）していることを証明できる閉鎖系養殖システムの場合、基準2.2.3および2.2.4が免除される。					
2.2.4	**指標**：国または地方の沿岸水質目標がない行政管轄区域の場合、養殖場および対照区における窒素とリン[16]の毎週のモニタリング結果を示す証拠となるもの。方法は別紙I-5に従うこと。 **要件**：対照区と一致すること **適用範囲**：脚注15の場合を除くすべての養殖場	a. 別記I-5を満たすよう、窒素、アンモニア、硝酸、全リン、オルト体リンの週次モニタリング計画の立案、実施、報告書の作成を行うこと。初回監査においては、少なくとも6ヶ月以上の記録があること。 b. メーカーの指示に従い全ての機器の調整を行うこと。 c. 別記VIIに従い、窒素とリンのデータを、ASCに年1回以上報告すること。	外部機関の一般財団法人建設工学研究振興会により、2018年11月から1年間（月1回）にわたり養殖場周辺と対照区の水質調査が実施された。調査の結果、AZE境界付近と対照区の平均濃度は国が定めた海域の水域類型の最も厳しい基準値（全窒素0.2mg/L以下、全リン0.02mg/L以下）を満たしていた。また、AZE境界地点と対照区の有意差も認められず、非常に良好な水質であると判断された。 養殖場の水質調査は今後も月1回の頻度で実施する予定である。 しかし、調査された採水地点は報告書上で明確に記録されていなかった。	適合	【観察事項】 水質調査が実施されたが、採水地点は報告書上で明確に記録されていなかった。 調査の委託先に情報があり入手されていなかっただけのため、観察事項とする。	
脚注	[16] 養殖場は水柱中の全窒素、NH4、NO3、全リン、オルトリンを計測し、その結果をASCに提出しなければならない。水質分析セット（Hach社製など）を用いた測定も可。					

2.2.5	**指標**：生産サイクルに基づく養殖場の生物化学的酸素要求量BOD[17]結果の提示 **要件**：必要 **適用範囲**：すべて	**指標2.2.5に関する申請者への解説：生物化学的酸素要求量の計算** 生物化学的酸素要求量（BOD）は生産サイクル期間全体での環境中へのNとCの累計投入量に基づいて計算される BOD＝｛（飼料中の全窒素－魚体中の全窒素）×4.57｝＋｛（飼料中の全炭素－魚体中の全炭素）×2.67｝ ・養殖場は、IMTAのような手法を通じて、あるいは排出された栄養塩を直接収集することによって捕捉または濾過、吸収されたNやCを差し引いてもよい。上記の計算式では、魚とは収穫した魚を指す。この場合、養殖場は捕捉、濾過、吸収されたNとCの内訳を、栄養塩の削減推定に用いた手法でASCに提出すること。 ・計算手法に関する参考資料：Boyd C. 2009. Estimatign mechanical aeration requirement in shrimp ponds from the oxygen demand of feed. In: Proceedings of the World Aquaculture Society Meeting; Sept 25-29, 2009; VeraCruz, Mexico. また、「世界水産養殖実践指標（Global Aquaculture Performance Index）」のBOD計算方式は下記のウェブサイトで入手できる。http://web.uvic.ca/~gapi/explore-gapi/bod.html 注1：計算には生産サイクル全体のデータが必要であり、初回監査の対象である生産サイクルから始めることが求められる。 注2：養殖場は指標2.2.5に対して適用除外を求めてもよい。ただし、養殖場が2週間ごとに1回以上BODサンプルを集め、サンプルが直ちに認定された研究機関によって解析され、BODのモニタリング結果が年間のBODのモニタリング結果負荷量と著しくかけ離れていないことを示すことができる場合である。				
		a.　生産サイクルを通してデータを収集し、上記式に当てはめBODを算出すること。	東北大学に委託して魚体と飼料中の窒素、炭素の含有量を測定した。給餌量、水揚げ量、生け込み量と、魚体と飼料中の窒素、炭素含有量から前回生産サイクルのBODが算出された。その結果、推定422105 kg-O2となった。今後も生産サイクルごとに計算する予定。	適合		422105 kg-O2
		b.　別記VIIに従い、生産サイクルごとに計算したBOD値をASCに提出すること。				
脚注	[17] BODの計算方法は｛（餌料中の全窒素－魚体内の全窒素）×4.57）｝＋｛（餌料中の全炭素－魚体内の全炭素）×2.67）｝である。養殖場は、IMTAなどの方法で、もしくは廃棄栄養素の直接回収によって、捕獲、濾過、または吸収したNまたはCを差し引くことができる。上記の等式の「魚体」とは収穫した魚体である。計算方法の参考資料は、Boyd, C. 2009. Estimating mechanical aeration requirement in shrimp ponds from the oxygen demand of feed.（2009年9月25~29日メキシコのベラクルスで開かれた世界水産養殖学会大会の要旨集）である。また、「世界水産養殖実践指標（Global Aquaculture Performance Index）」のBOD計算方式は下記のウェブで入手できる。http://web.uvic.ca/~gapi/explore-gapi/bod.html					
2.2.6	**指標**：水産用医薬品を含むすべての化学薬品に及ぶ、養殖場における良好な養殖環境、衛生環境を維持する適切な管理が行われ、環境の質に対する悪影響が最小化されていること **要件**：必要 **適用範囲**：すべて	a.　すべての必要事項を含んだ良好な養殖および衛生環境について管理するシステムを書面化すること	「銀鮭養殖の作業手順書」を定めている。養殖場の水質モニタリングや周辺海域への影響などについて状況把握と改善に努めている。良好な環境を維持するための手順として、有害化学物質や汚染物質の取り扱い、給餌方法、医薬品の保存・使用・管理、斃死魚の回収管理などを定めている。 また操業のシーズンが再開する際に作業手順の確認など教育訓練を実施すると定めている。	適合		
		b.　上記システムを適切に実行するために、従業員が確実に認知し、能力を持ち、教育訓練を受けるシステムを実行すること				
		–				
判定基準2.3　生産による栄養塩の放出						
		準拠すべき基準（申請者に求められる行動）	**監査員の評価（認証機関に求められる行動）**			
2.3.1	**指標**：養殖場内に持ち込んだ時点での飼料中の微粒子[18]の割合（別記I-2の方法に従い計算すること） **要件**：飼料重量の1%未満 **適用範囲**：脚注19の場合を除くすべての養殖場	注：別記I-2に示されている手順を使用し、直径3㎜以上の飼料の微粒子（粉末と細片）を測定する。				
		a.　飼料の検量チェックをする時間と場所を確定し、書面化すること。もし養殖場内に搬入する前にチェックする場合、養殖場でチェックしない理由を文書化すること。	今までに3回、飼料中の微粒子の割合が測定されていた。 飼料は5mm以上であるため、ふるい分けにより2.36mm以下の微細粒子含有率を測定した。その結果0.003%から0.038%であり、1%以下であった。	適合		0.003%から0.038%
		b.　電動ふるいを使用する場合、メーカーの推奨に基づき機器の調整を行うこと				
		c.　別記I-2の手法に基づき検量を行い、四半期ごとに貯めておいたサンプルの結果を記録すること。初回監査時は、養殖場は直近3ヶ月の検量結果を保持していなければならない				
脚注	[18] 餌料中の粉末と細片。直径5mm以下の餌料を1mmのふるいで選り分けた場合に分離された粒子、または直径5mm以上の飼料を2.36mmのふるいで選り分けた場合に分離された粒子。養殖場の入り口で測定すること（例えば、養殖場に届けられた後の飼料袋から測定する）					

脚注	[19] 四半期または3カ月ごとに測定すること。測定用の試料はランダムに選択すること。飼料保管庫を持たず試料を養殖場で採取することが不可能な場合、養殖場に配送される直前に採取するとよい。固形栄養塩の75%以上、溶存栄養塩の50%以上を回収し、かつ責任をもって処分していることを証明できる閉鎖系養殖システムの場合は免除される					
判定基準2.4 絶滅危惧種と脆弱な自然環境への影響						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
2.4.1	**指標**:別紙Ⅰ-3に該当する生物種や自然環境がある場合、生物多様性や近隣の生態系に対して養殖場がもたらす影響評価に関する書類 **要件**:必要 **適用範囲**:すべて	注:養殖場が前もって生物多様性影響評価を実行しており、別記I-3のすべての要素を明確に網羅している場合に限り、養殖場は指標2.4.1への準拠を示す証拠としてその書類を用いてもよい				
		a. 生物多様性と周辺の生態系に対する養殖場の潜在的影響の評価を実施(もしくは委託して実施)し文書化すること	宮城県のレッドリストを準備している。 底生動物調査の際に、養殖場海域にみられる絶滅危惧種を調査している。キヌタガレイ, *Petrasma pusilla*(環境省レッドリスト、準絶滅危惧種)、ヒメシラトリガイ, *Macoma incongrua*(宮城県レッドリスト、準絶滅危惧種)が発見されている。しかし、潜在的影響の評価は行われなかった。 また、オーシャンアウトカムズによる水生生物と海鳥への影響評価を行ったレポートがある。宮城県の2016年度版レッドリストから脆弱種をリストアップしており、天然サクラマス, *Oncorhynchus masou*(準絶滅危惧種)への影響が考察されていた。 その他魚類や底生生物、海棲哺乳類などについては影響評価が行われていなかった。	軽微	生物多様性や近隣の生態系に対する影響評価が行われていなかった。 状況から判断すると養殖場が大きな影響を与えているとは考えにくいため、軽微な不適合とする。	
		b. (2.4.1aの)評価により、生物多様性や周辺の危機的、脆弱もしくは保護された生息域や種に対する養殖場の影響が確認された場合、それらの潜在的影響への対策計画を策定すること				
		c. 養殖場が、危機的、脆弱な生息域や種に対する潜在的影響を最小化するために、どのように2.4.1bの計画を実行しているかを示す記録を保持すること				
2.4.2	**指標**:養殖場が保護地域[20]または保護価値の高い地域(HCVA)[21]内に立地すること **要件**:不可[22] **適用範囲**:脚注22の場合を除く全ての養殖場	**指標2.4.2に関する申請者への手引き:養殖場が保護区またはHCVA内に位置しないことという要求事項の例外** 指標2.4.2には以下の例外が認められる 例外1:IUCNによる保護区分VまたはVIに属する保護地域(これらは主としてその景観または持続可能な資源管理の目的で保護されている地域である)。 例外2:・養殖場の環境影響がHCVA指定の目的と両立しうると養殖場が立証した場合。ただし、HCVAの指定理由の核心部分に悪影響を及ぼさないことの立証責任は養殖場にある。 例外3:・養殖場の操業開始後に保護地域に指定され、その養殖場の影響が保護目的と両立することを立証でき、かつ保護地域指定の結果として課せられる条件または規制を順守している場合。ただし、HCVAの指定理由の核心部分に悪影響を及ぼさないことの立証責任は養殖場にある。 **定義:** 保護区とは、生態系サービスおよび文化的価値に関連し、自然の長期的保全を達成するために、法律もしくはその他の効果的手法により、区別され、管理される、明確に定義された地理的空間 保護価値の高い地域(HCVA)とは、保全価値が極めて重要であると認識される自然地域である。HCVAは社会と環境の側面において保全価値を識別し、高い保全価値が維持もしくは向上させるための生態系管理を立案するための総合的基準を提供する複数の利害関係者の議論を通じて指定される			
		a. ASCガイドラインに従って地理情報システム(GIS)ファイルを提示し、上記で定義された保護地域または保護価値の高い地域(HCVA)と養殖場の境界を示すこと(1.1.1aも参照)	自然公園・自然環境保全地域等索引図から養殖場の位置を確認した。三陸復興国立公園区域であるが、養殖場周辺海域は普通地域に指定されており、保護区ではない。また、宮城県鳥獣保護区等位置図を確認したところ、鳥獣保護区には指定されていなかった。	適合		
		b. 養殖場が保護区もしくはHCVA内に立地していない場合、それを証明する宣誓書を準備すること。この場合、以下の2.4.2c-dの要件は適用されない。				
		c. 養殖場が保護区もしくはHCVA内に立地する場合、養殖場が適用除外に該当するかどうかを確認するため、2.4.2の指標の適用範囲を確認すること。該当する場合、認証機関にどの例外規定に準じるのか、またその証拠を提示すること。				
		d. 養殖場が保護区もしくはHCVA内に立地し、例外規定に該当しない場合、養殖場は本要件を満たさず、ASC認証の資格を持たない。				

脚注	[20] 保護地区とは「自然および関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以て認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である」出典：Dudley, N.(編) 2008. 保護地域管理カテゴリー適用ガイドライン. IUCN					
脚注	[21] 保護価値の高い地域（HCVA）とは、その保護価値がきわめて有意義であるか非常に重要である自然環境をさす。HCVAは社会と環境の両面で決定的に重要な保護価値の識別と高度な保護価値の維持と強化を確保するための生態系管理の計画を瀬尾氏汽笛に提供する多数の利害関係者により指定される（http://www.hcvnetwork.org/）					
脚注	[22] 基準2.4.2には以下の例外が認められている。 ・ IUCNによる保護区分VまたはVIに属する保護地域（これらは主としてその景観または持続可能な資源管理の目的で保護されている地域である）。 ・ 養殖場の環境影響がHCVA指定の目的と両立しうると養殖場が立証した場合。ただし、HCVAの指定理由の核心部分に悪影響を及ぼさないことの立証責任は養殖場にある。 ・ 養殖場の操業開始後に保護地域に指定され、その養殖場の影響が保護目的と両立することを立証でき、かつ保護地域指定の結果として課せられる条件または規制を順守している場合。ただし、HCVAの指定理由の核心部分に悪影響を及ぼさないことの立証責任は養殖場にある。					
判定基準2.5 捕食動物を含む野生生物への影響[23]						
		準拠すべき基準（申請者に求められる行動）	**監査員の評価（認証機関に求められる行動）**			
脚注	[23] 2.5.2、2.5.5および2.5.6に対する透明性の基準については別紙VIを参照					
2.5.1	**指標**：生産サイクル内における音響忌避装置の使用日数 **要件**：0日 **適用範囲**：すべて	a. 養殖場で音響忌避装置が使用されていないことを示す証拠書類を作成すること –	養殖場では音響忌避装置を使用していない。 音響忌避装置不使用宣言書（2020年2月10日付）にて、使用しないことを文書化していた。	適合		
2.5.2	**指標**：養殖場における絶滅危惧種もしくはレッドリストに記載された[24]海棲ほ乳類もしくは鳥類の死亡数[25] **要件**：0個体 **適用範囲**：すべて	a. すべての鳥獣害対策機器のリストとその設置場所をまとめること b. すべての害鳥害獣の事故記録を保持すること c. 養殖場における海棲ほ乳類および鳥類の死亡記録を、種名、日付、死亡原因を特定した上で保持すること d. 当該地区に生息する海棲ほ乳類および鳥類の絶滅危惧種もしくはレッドリスト掲載種の情報を更新し、保持すること –	鳥獣害対策機器は設置していない。作業日報に害鳥害獣の事故記録欄が作られているが、すべての野生生物の死亡事故を記録する様式にはなっていなかった。 今後、野生動物の死亡事故を包括的に記録する様式を作成する。 なお、これまで野生動物の死亡事故は発生していない。ウェブサイトではこれまでの発生件数はゼロであることを公開している。https://www.kaki-marukin.com/product_sake.html 養殖場が役場の水産課と県庁の担当者にヒアリングをしたところ、当該海域に絶滅危惧種やレッドリスト掲載種の海棲哺乳類や鳥類が生息している実態は確認できなかった。	適合		
脚注	[24] IUCNによって絶滅の恐れある種または絶滅寸前の種のリストに入れられた種、もしくは各国の定める絶滅の恐れがある種リストに記載されている種					
脚注	[25] 致死駆除による意図的な殺傷と、わなまたはその他の手段による偶発的死亡を含む					
2.5.3	**指標**：害鳥害獣の致死駆除[26]にあたり事前に以下の手順を実行したことを示す書類 1. 致死駆除以外の手段を講じた 2. 養殖所長の上職にあたる上級管理職の承認を得た 3. 関係する規制官庁からの特定動物に対する致死駆除の明確な許可を取得した **要件**：必要[27] **適用範囲**：脚注27のようにヒトの安全が脅かされた場合を除き、すべての養殖場	a. 過去12ヶ月間に、養殖場が害鳥害獣に対して行った致死駆除リストを提出すること。「致死駆除」とは故意に動物（海棲ほ乳類および鳥類を含む）を殺傷しうることを指す b. 2.5.3aで記録された各致死駆除について、以下の記録を保持すること 1) 養殖場が駆除の前にその他の手法を模索したことを示す説明 2) 上級管理職の事前承認を得たこと 3) 該当する場合、監督官庁からの許可を得たこと c. 上記の3手順が致死駆除の前に行われたことを証明する書類の提示。ただし人の安全が危険にさらされた場合、緊急処置が必要な場合は脚注27に従い証拠書類を用意すること	人が危険にさらされ緊急処置が必要な場合以外は、害鳥害獣の致死駆除は行わないことを手順化している。これまでサメなど危害を加えそうな生物は発見されていない。養殖場の生簀周辺にはカモメやカラスが多く飛来するが、生簀に網目の細かい天井網を設置して侵入を防いでいる。	適合		
脚注	[26] 海棲ほ乳類および鳥類をはじめとする動物を意図的に殺傷するための行動					
脚注	[27] 人の安全が危険に晒されるような状況下では、例外が認められる可能性がある。このような場合、上級管理職の事後承認を取得し、また関係官庁に通知しなければならない。					

指標2.5.4、2.5.5および2.5.6に関する申請者および認証機関への解説：ASCの定義する「死亡事故」とは

ASCサケ基準では、“死亡事故”とは、非サケ科動物の網への絡まりや偶発的死亡を含むすべての致死行為を指す。指標2.5.4、2.5.5、2.5.6への準拠をどのように評価するかを養殖場ならびに監査員により理解してもらうために、ASCは以下に定義の補足を加える

総死亡件数＝特定期間中の養殖場によって行われた全ての致死行為に由来する全ての非サケ科動物の死亡

動物の死亡数と養殖場が報告する死亡件数は1：1の関係であること。例えば、養殖場が過去2年間に1回の駆除を行い、3羽の鳥が死んだ場合、2年間で3回の致死行為とみなされる。

非サケ科動物とは、養殖個体を捕食しようとする可能性のある捕食動物全てを含むこと。実際には通常はアザラシや鳥類であろう。

2.5.4	**指標：**養殖場における野生動物の死亡件数に関する情報はすべて一般に入手可能であることを示す証拠[28] **要件：**必要 **適用範囲：**すべて	a. すべての致死駆除について、30日以内に情報の公開準備を整えたことを示す記録を保持すること b. すべての死亡事故の情報が一般に公開すること –	野生動物の死亡事故は養殖日報に記録する手順になっている。養殖場のウェブサイトを確認し、野生動物の死亡事故があった場合に情報公開できる体制を構築していることを確認した。https://www.kaki-marukin.com/product_sake.html	適合		
脚注	[28] ウェブサイトに結果を掲載することは「一般に入手可能である」状態の良い例である。事件発生後30日間公開しておく必要がある。透明性の基準については別紙VIを参照。					
2.5.5	**指標**：過去2年間の養殖場における野生動物の死亡事故[29]件数 **要件**：9件未満（海生ほ乳類については2件以下であること）[30] **適用範囲**：すべて	a. 最低2年間は死亡事故の記録を保持していること。初回監査では、6ヶ月以上のデータが必要である。 b. 過去2年間の海棲ほ乳類を含む死亡事故の総数および事故件数を計算すること c. 養殖サケ以外の死亡事故全て（鳥類や海棲ほ乳類の害鳥害獣を含む死亡事故など）の情報をASCに送付すること。データは継続的に提出されること（最低1年に1度、生産サイクルごとに1度）	過去2年間で野生動物の死亡事故が発生していないことを確認した。養殖日報に記録する手順を作成している。	適合		
脚注	[29] すべての致死駆除およびサケ以外の動物のわなまたはその他の偶発的な死亡を含む					
脚注	[30] 2.5.5は絶滅危惧種以外の種についても適用される。本判定基準は2.5.3を補強するものである。					
2.5.6	**指標**：野生動物の死亡事故が起こるリスクを評価し、将来の事故が起こるリスクを低減させるための具体的な措置を公開していることを示す証拠 **要件**：必要 **適用範囲**：すべて	a. 養殖場が各死亡事故に対しリスク評価を行い、将来の事故のリスクを低減するために取るべき具体的な手順を把握するためのリスク評価を行っていることを示す記録を保持すること b. 2.5.6aに記載された将来+B137:C138の死亡事故リスクを低減するための手順を、養殖場が行っていることを示す証拠書類を提示すること	野生動物の死亡事故は発生していないが、死亡事故が発生するリスクは評価していなかった。	軽微	野生動物の死亡事故が起こるリスクを評価していなかった。 実際には死亡事故は発生しておらず書類上の問題のみであるため、軽微な不適合とする。	
原則3 野生個体群の健康と遺伝的健全性の保護						
判定基準3.1 寄生虫と病原体の持ち込みと拡大[31][32]						
		準拠すべき基準（申請者に求められる行動）	**監査員の評価（認証機関に求められる行動）**			
脚注	[31] 病原体を含んでいる可能性がある水を自然環境（河川、湖沼、海洋など）に排水していない養殖場については、判定基準3.1の適用除外となる。					
脚注	[32] 3.1.1、3.1.3、3.1.4、3.1.6、3.1.7に対する透明性の基準については別紙VIを参照。					

	判定基準3.1の適用除外についての申請者および認証機関への解説 注釈[31]に従い、病原体を含んでいる可能性がある水を自然環境（河川、湖沼、海洋など）に排水していない養殖場については、判定基準3.1の適用除外となる。具体的には以下のいずれかに該当する場合のみ判定基準3.1の適用除外になる。 1）養殖場は自然環境に水を排出しない、もしくは 2）養殖場から自然環境への排水は全て病原体を殺すよう効果的に処理されていること。（例　有効性の実証性が検査された紫外線や化学処置） 適用除外にあたる場合、審査員は根拠をレポートに完全に記さねばならない。					
3.1.1	**指標**：仕入れ調整、養殖場の休止、治療処置や情報共有などの処理、病気の管理に関する地域主体の共同管理制度（Area-Based Management: ABM)に参加していること **要件**：必要 **適用範囲**：脚注31に示したように排水をしない場合を除く全ての養殖場	a.　養殖場がABM体制に参加していることの記録を保持すること b.　以下の項目を含む病気と処置に対する耐性の管理をABMがどのように調整しているかを示す書類を認証機関に提出すること。 - 仕入れ調整 - 休業 - 治療処置 - 情報共有 c.　別記II-1に記載された全ての要件をABMが満たしているかを評価するのに十分な書類を認証機関に提出すること。書類は、少なくとも対象範囲、ABMに参加した最少人数（%)、構成員、調整の要件を含むこと d.　別記VIに従い、養殖場の休業期間に関するデータをASCに年1回以上提出すること	養殖場がある地域に共同管理制度(ABM)は無い。大量斃死などの問題が発生した場合は宮城県漁協女川支所や町の関連部署、県の水産技術総合センターなどに連絡を取る手順となっている。	適用外	地域にABMはないため。	
3.1.2	**指標**：野生系群への潜在的な影響の測定調査について、当該地域のNGO、研究者、政府と相互に協力することの同意[33] **要件**：必要 **適用範囲**：脚注31に示したように排水をしない場合を除く全ての養殖場	注：指標3.1.2は養殖場がNGO、研究者、政府と、天然資源への潜在的影響を測定するための相互合意した調査に関し、養殖場が協働するコミットメントを提示することを求めている。養殖場がそのような調査プロジェクトへの協力を要請されていない場合、養殖場はその他の積極的な手法、例えば方針の発表または該当する組織への直接的な打診などの証拠を提示することで準拠を示すことができる。 a.　野生系群への影響評価の協働合意に関して、養殖場およびその子会社が外部関係者（NGO、研究者、行政機関）とのやりとりを示す記録の保持すること。記録には、支援と協働の要請、要請に対する回答が含まれていること b.　上記の実施に際し、資金面以外での支援いずれかを行うこと - 研究者に養殖現場のデータを提供すること - 養殖場まで直接アクセスできるようにすること - 調査活動をサポートすること c.　養殖場およびその子会社が、調査計画への協力要請を断る際には、提案を断る正当性を書面にて記録すること d.　養殖場が調査活動をサポートしていることを示すために、協力した調査の記録データを保持すること	これまで、野生系群への潜在的な影響に関した調査研究の依頼はなかった。しかし、野生系群への影響評価に関連した調査研究に対して養殖場が協働する方針がなかった。	軽微	野生系群への影響評価に関連した調査研究に対して養殖場が協働する方針がなかった。 協働する意思は聞き取りで確認できたため、書類上の不備のみとし、軽微な不適合とする。	
脚注	[33] 養殖場や経営企業もしくはその両者が、少なくとも研究者に対し個々のデータの提供や養殖場への立ち入り許可を出すなど、資金提供以外の支援を行っていることを示すもの。					

3.1.3	**指標**：ABM全体および個々の養殖場において、サケジラミの許容範囲基準の策定と毎年の更新 **要件**：必要 **適用範囲**：脚注31に示したように排水をしない場合を除く全ての養殖場	a. サケジラミの最大許容基準を示す記録を保持すること – ABM全体 – 個別の養殖場 b. 設定されたサケジラミの最大許容基準が、別紙Ⅱ-2の方針に従い、毎年見直されていることを示す証拠を保持すること。天然サケが生息する場合、その調査結果を反映させること c. 別紙Ⅱ-2の要件に従い、ABMがサケジラミの最大許容基準を設定し、毎年見直しているかどうかを評価するのに十分な書類を認証機関に提出すること d. ABMにおけるサケジラミの最大許容基準をASCに年一回以上提出すること（別紙Ⅵ）	養殖場において、これまでサケジラミは発生はしていない。 1993年の魚類研究では女川湾で海面養殖されていたニジマスからサケジラミが発見されており、今後ギンザケでも発生する可能性はゼロではない。しかしながら、ギンザケの研究や調査ではサケジラミが少ないことがわかっており、ニジマスより感染されにくいと考えられている。 そのため、サケジラミの最大許容基準はゼロとしている。	適合		0
3.1.4	**指標**：サケジラミの頻繁な現地検査[34]の実施と、検査結果の検査日7日以内の一般への開示[35] **要件**：必要 **適用範囲**：脚注31に示したように排水をしない場合を除く全ての養殖場	a. サケジラミの検査スケジュールを準備すること。通常の検査頻度（最低月1回）と天然のサケ科魚類が影響を受けやすい時期（毎週）の検査頻度を明記すること b. 養殖現場におけるサケジラミの検査結果を保持すること。悪天候により検査が実施できなかった場合[34]、事象と根拠を書面で保持しておくこと c. サケジラミの検査法（個体数の計測および識別を含むこと）を書面化しておくこと。検査法は国もしくは国際標準に従い、ランダムかつ必要最小限以上の回数のサンプリングを実施し、サケジラミの種およびライフステージの同定を行うこと。閉鎖式養殖で他の検査法（ビデオ撮影など）を採用したい場合、養殖場は認証機関にその手法の詳細と有効性を説明すること d. 検査結果は7日以内に一般に公開すること（会社のウェブサイトへの公開など）。要求された場合、利害関係者が検査結果の報告書類を閲覧できるようにすること e. 検査結果がいつどこで公開されたかの記録を保持すること f. 検査結果を年1度以上ASCに提出すること（別記Ⅵ）	養殖場において、これまでサケジラミは発生はしていない。斃死魚の確認時や水揚げ時にサケジラミがいないことを目視で確認できるが、検査として実施、記録していなかった。 検査結果はウェブサイトですぐに一般公開できる体制である。	軽微	サケジラミの確認を、検査として実施・記録していなかった。 実際にはサケジラミが発生していないため、必要性は小さいことから、軽微な不適合とする。	
脚注	[34] 天然サケの稚魚の降海・離岸期のように感染しやすい時期やその直前は、毎週検査を実施すること。その他の時期でも、水温が非常に低く（4℃以下）サケジラミ検査により養殖個体の健康を損なう可能性がある場合を除いて、最低でも毎月検査しなければならない。閉鎖系の養殖施設では、ビデオ監視などの代替となるモニタリングを行ってもよい。					
脚注	[35] ウェブサイトに結果を掲載することは「一般に入手可能である」状態の良い例である。					

3.1.5	**指標**：天然のサケ科魚類が生息する場合[36]、養殖場から50km内の主要な河川におけるサケ科魚類の回遊ルート、回遊時期、種苗の生産性に関するデータ[37]と養殖場が理解していることを示す書類 **要件**：必要 **適用範囲**：脚注31に示したように排水を伴わない養殖場を除いて、天然サケ科魚類が生息する範囲で操業を行う養殖場すべて	**指標3.1.5に関する申請者および認証機関への解説：天然サケ科魚類の健康と回遊に関するエビデンス** 本指標の記述にあたり、SAD運営委員は、天然サケ科魚類の健康と回遊に関するデータは、天然個体群が生息する区域の全てではないにしろ大半で公開されていると結論づけた。情報は政府機関もしくは研究機関から得られるだろう。よって養殖場は調査を自ら実施する責任はない。しかしながら養殖場は、天延資源に対する潜在的影響を最小化するための意志決定を行うために情報が必要なので、その地域における基本的情報を知っていることを示さなければならない。 この指標は養殖場から50km圏内の主要な流域について一般的なデータを集め、理解することを求めている。養殖場はすべての小河川、支流、系群に関するデータがあることを示す必要はない。情報は野生魚類の資源レベルとし、それはその個体群が同種の他の系統とは多少なりとも隔離され、自己持続性があることを意味する。カナダの天然サケに対する指針では、「保全単位」とは適切な資源レベルの定義の例である。しかしながら各区域は天然サケの系統がどのように定義付けされるかにわずかな差があることを認識すべきである。 これらの基準の目的のためには、天然サケが生息する区域はそれらの回遊ルートまたは生息区域の75km以内の範囲と定義される。この定義は、北半球のサケの生息域のすべてまたはそのほとんどを含んでいると期待されている。これらの地域で影響を受けるであろう種はサケ科である（マス類を含む）。在来のサケ科魚類がいない場合（チリのアトランティックサーモンまたは太平洋サケ）、これらのエリアは　サケが養殖場から逃げ出し、野生化しない限りは、野生のサケ科魚類の生息する範囲とはみなされない。				
		a.　文献もしくは実績のある専門家の指導のもと、サケ科魚類が養殖場から75km以内に野生で生息しているかを確認する。生息が確認されない場合、以下の要件は適用除外となる	女川湾と尾浦湾における養殖ギンザケと野生個体の相互作用に関する調査報告書がオーシャンアウトカムズにより作成されている。養殖場から50km以内に生息する野生種シロザケとサクラマスについて、回遊ルートや回遊時期等が報告されており、サケジラミや病原体の伝播、遺伝的かく乱についてリスクは低いとされている。 報告書は英語で作成されており、養殖場の従業員が内容を十分に理解しているか不確かであった。	適合	【観察事項】 外部機関による天然サケ科魚類の調査結果がまとめられていたが、英語の報告書であり、養殖場の従業員が十分理解しているか不確かであった。 報告書自体は作成されていたため観察事項とする。	
		b.　上記対象種について、回遊ルート、回遊時期、残留個体の生活史、養殖場から半径50km以内の主要河川における繁殖率について、利用可能な裁量のデータを集めまとめておくこと				
		c.　上記のデータに基づき、養殖場半径50km以内の天然のサケ科魚類の影響の受けやすい時期を特定すること				
		–				
脚注	[36] 本基準では、野生のサケ科魚類が生息する場合とは、「サケ科魚類の回遊ルートまたは生息地から75kmの範囲」を指す。よって北半球ではほぼ全て該当すると予想される。					
脚注	[37] この基準に基づく野生サケ科魚類の回遊ルート、時期、健康についての一般情報が入手できるのであれば、養殖場は新規の調査を行う必要はない。ただし、養殖場はその地域のサケ科魚類個体群に関する一般的な情報を理解していることを示す必要がある。それは、これらの情報がサケ科魚類に与える潜在的影響を最小化する養殖場管理にとって必要だからである。					
3.1.6	**指標：**野生のサケ科魚類が生息する場合、降海、離岸する野生のサケ稚魚または沿岸性のサケマスのサケジラミの感染レベルのモニタリングの実施。結果は一般に開示すること **要件：**必要 **適用範囲：**脚注31に示したように排水を伴わない養殖場を除いて、天然サケ科魚類が生息する範囲で操業を行う養殖場すべて	a.　野生のサケの生息域内で養殖を行っているかを認証機関に伝えること	女川湾ではシロザケとサクラマスの天然個体が漁獲されるが、養殖場がある尾浦湾では天然個体は確認されていない。 要請があれば県の水産技術総合センターが天然個体のサケジラミ汚染状況調査を実施するが、養殖場周辺ではサケジラミ被害が無いため、調査は実施されていない。 養殖場でも野生個体のサケジラミ発生状況をモニタリングしていなかった。	軽微	野生個体のサケジラミ発生状況をモニタリングしていなかった。 実際にはサケジラミが発生していないため、必要性は小さいことから、軽微な不適合とする。	
		b.　養殖場が野生のサケ科魚類のサケジラミのモニタリングに参加していることを示す記録を保持すること				
		c.　野生のサケ科魚類のサケジラミのモニタリング手法が別紙Ⅲ-1の要件を満たしているかどうかを監査員が評価するために十分な書類を認証機関に提供すること				
		d.　モニタリング完了後8週以内に結果を公表すること				
		e.　別紙Ⅵに従い、野生のサケ科魚類におけるサケジラミの感染レベル結果をASCに提出すること				
3.1.7	**指標**：野生のサケ科魚類が生息する場合、野生個体のデリケートな時期[38]における養殖場内のサケジラミの最大数。（詳細は別紙Ⅱ-2 参照） **要件**：必要 **適用範囲**：脚注31に示したように排水を伴わない養殖場を除いて、天然サケ科魚類が生息する範囲で操業を行う養殖場すべて	a.　野生のサケの生息域内で養殖を行っているかを認証機関に伝えること	養殖場内でサケジラミは発生していないため、デリケートな時期かどうかにかかわらず、養殖場内のサケジラミの許容基準はゼロとしている。	適合		0
		b.　養殖場が存在する地域の野生のサケ科魚類のデリケートな時期を特定すること。回遊を行うサケ科魚類の感染しやすい時期とは、稚魚が降海・離岸する時期およびその一か月前を指す。				
		c.　別記Ⅱ-2に従い、デリケートな時期の養殖場のサケジラミレベル（3.1.4参照）の詳細なモニタリング結果を保持すること。				
		d.　養殖場のサケジラミレベルの目標と野生のサケ科魚類のサケジラミレベルのモニタリングの結果との間に「フィードバックループ」があるという証拠を認証機関に示すこと（別記Ⅱ-2）。				

脚注	[38] 回遊を行うサケ科魚類の感染しやすい時期とは、稚魚が降海・離岸する時期およびその一か月前を指す。					
判定基準3.2 持続可能な天然種苗の調達						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
3.2.1	**指標**:外来種の場合、その種がASCサケ基準公表の日以前にその地域で商業的に広く養殖されていたことを示す書類 **要件**:必要[39] **適用範囲**:脚注39の場合を除くすべての養殖場	注:指標3.2.1の目的に照らし、「地域」とは養殖種の生存と繁殖を可能とする生化学的および温度条件をもった連続した水塊と定義される(例:アメリカおよびカナダの北大西洋沿岸)。別紙Ⅱ-1Aで定義について更に詳しく解説している。「地域の境界は、天然個体群に対し主要な累積的影響があるかもしれない範囲、水の動きや生態系の構造と機能で関連する面を考慮し、定義すること」。地域とは非在来のサケから影響を受けているかもしれない空間的範囲に関連した範囲を意図している。地域が国境と一致することは稀にしかおこならないだろう。				
		a. 養殖場が外来種を養殖しているか認証機関に知らせること。在来種の場合、3.2.1は適用除外となる	ギンザケは北海道にまれに遡上するが、国内には未定着とされている。そのため当地域においてはギンザケは外来種と考えられる。 国内のギンザケ海面養殖は宮城県で1975年から開始され、1976年から販売実績がある記録を確認した。 マルキンでは1977年初めて稚魚を導入し、1978年の水揚げから販売を行っている。 ASCサケ基準公表の日以前に地域で商業的に広く養殖されていたことを確認した。	適合		
		b. 外来種養殖の場合、サケ基準の公表(2012年6月13日)以前に、当該地域において商業的に広く生産されていたことを示す書面による証拠を提供すること				
		c. 上記の証拠を用意できない場合、養殖はすべて不妊化した個体であることの証拠書類を、その不妊化の詳細資料とともに提出すること				
		d. 養殖場が上記資料を提示できない場合、閉鎖式養殖であること 1) 外来種は在来種と、適切に管理された物理的な仕切りによって区分けされていること 2) 仕切りは、飼育個体が脱走しその後生残、繁殖することがない構造であること 3) その他の生物体についても脱走、生残、繁殖を防ぐ仕切りであること(環境中への排水の紫外線殺菌処理など)				
		–				
脚注	[39] 100%不妊の魚を使う養殖施設、隔壁などで野生個体と完全隔離する設備により自然条件下で繁殖の可能性がある個体(影響の可能性がある生体物質も含む)の逃避防止策を整備している養殖施設は例外と認めることもある。					
3.2.2	**指標**:外来種の場合、過去5年以内の養殖場の管轄区域における定着リスクに関する科学的研究[40]の完了と、結果のASCへの提出[41] **要件**:必要 **適用範囲**:すべて[42]	**指標3.2.2に関する申請者への手引き;非在来種の生産を許容する例外** 養殖場にはこの基準への準拠に対しASCサケ基準発行後5年間の猶予期間をもつ(2017年6月までに準拠すること)。養殖場は、以下の3つの条件を満たし、当該区域において養殖を開始する以前に外来種が定着していた場合、適用除外をうけることができる。根絶が不可能もしくは根絶することが環境に悪影響を及ぼすこと、導入が生物多様性条約(CBD)が発効される1992年以前であること、その種が完全に自己持続性であること。 注:指標3.2.2の目的に照らし、「管轄区域」とは3.2.1の「区域」と同様に定義される。				
		a. ASCに養殖魚を通知する(別紙Ⅵ)	2011年の東日本大震災時に当社を含めたこの地域のギンザケ養殖生簀は津波によりほとんど破壊され、多くのギンザケが逃亡したが、定着は起きていない。ギンザケは当地域の夏の海水温では生育できないため、定着するリスクは低いと考えられる。 オーシャンアウトカムズが女川湾と尾浦湾における養殖ギンザケと野生種の相互作用についてレポートを作成しており、養殖ギンザケと地元の野生種シロザケ、サクラマスとの交配に関連したリスクは低いと結論している。 しかし、科学的調査資料を加味した定着リスクの評価について文書化されていなかった。	軽微	養殖ギンザケが地域に定着するリスクの評価結果を確認できなかった。 実際には定着した事例はなく、水温から考えて定着リスクも低いため、軽微な不適合とする。	
		b. 認証機関に外来種を養殖しているかどうかを知らせること。在来種の場合、3.2.2は適用除外となる				
		c. 外来種養殖の場合、養殖場の管轄区域における種の定着リスクを調査した過去5年以内に完了した科学的調査資料を提示すること。もしくは養殖場は以下に示す例外認定を受けることもできる				
		d. 該当する場合、養殖場は上記の3つの例外規定にどのように適合しているかを示し、認証機関に適用除外を申請すること				
		e. 3.2.2cの証拠をASCに提出すること				
脚注	[40] 研究は最低限、非在来の養殖種の複数年におよぶモニタリングを行い、信頼性のある方法および分析手法を用い、査読を受けなければならない。					

脚注	[41] リスクの増大が明らかになった場合、ASCは本基準に従い、当該地域における外来種養殖の認証の禁止を検討する。リスク評価が「高」となった場合、SADはASCがその地域における外来のサケ養殖の認証を禁止することを期待している。ASCは得られた証拠を将来の基準改定に使用する予定である。					
脚注	[42] 養殖場は、当該地域に養殖事業開始以前にその外来種が定着しており、かつ以下の3条件を満たしていれば、この基準の適用除外となる。①その種の根絶が不可能か根絶することが環境に悪影響をおよぼすこと、②その種の移入が1993年（生物多様性条約の批准年）以前であること、③その種が完全な自己持続性を備えていること。					
3.2.3	**指標**：サケジラミまたは養殖場の管理目的での外来種の利用 **要件**：不可 **適用範囲**：すべて	a. 養殖場がサケジラミ管理の目的で魚（掃除魚やベラ）を利用している場合、認証機関に知らせること b. サケジラミ管理目的で用いられる魚類全ての種名および出所を示す記録（請求書など）を保持すること c. 利用している種が当該地域にとって外来種でないことを示す証拠書類または目撃証拠を収集すること	サケジラミまたは養殖場の管理目的で外来種を利用していない。	適合		
判定基準3.3 遺伝子組み換え種の導入						
		準拠すべき基準（申請者に求められる行動）	**監査員の評価（認証機関に求められる行動）**			
3.3.1	**指標：**養殖場における遺伝子導入 [43]サケの使用 **要件**：不可 **適用範囲**：すべて	a. 養殖場が遺伝子導入のサケを使用していないことの宣誓書を用意すること b. 供給業者名、住所、担当者名を含む養殖個体全ての出所記録を保持しておくこと c. 購入記録から養殖個体が遺伝子導入をしていないことを確かめること	マルキンでは遺伝子組み換えの種苗を使用しない宣言書（2020年2月20日付）を作成している。 また、稚魚を提供するサプライヤーから産地証明書を入手している。稚魚生産者は国内3か所であり、遺伝子組み換え種苗を取扱わない旨の宣言書を入手している。 生産者の情報が取りまとめられていた。	適合		
脚注	[43] 無関係の生物から採取したDNAの挿入によって変更された遺伝子を含んでいること。ある形質を子孫に発現させるために、ある種から遺伝子を採取し別な種に挿入すること。					
判定基準3.4 脱走[44]						
		準拠すべき基準（申請者に求められる行動）	**監査員の評価（認証機関に求められる行動）**			
脚注	[44] 3.4.1、3.4.2および3.4.3に対する透明性の基準については別紙VI参照					
3.4.1	**指標**：直近の生産サイクルにおける脱走個体[45] の最大数 **要件**：300尾[46] **適用範囲**：脚注46の場合を除くすべての養殖場	a. 確認された、または推定される脱走事故のすべてについて、特定した日付、原因、推定脱走数のモニタリング記録を保持すること b. 直近の生産サイクルにおける累計脱走数を集計すること c. 認証申請時の生産サイクルから少なくとも10年間は、3.4.1aの計測記録を保持すること（養殖場が脚注46の例外申請を行うための資格要件となる） d. 300個体を超える脱走が起こった場合、養殖場は稀な例外であると申請できる可能性がある。すべての顛末を記載し、養殖場がその事象と脱走を予期できなかったことを記すこと。 e. 脱走に関する記録を別紙6に従いASCに提出すること	2011年の震災以降、前回の生産サイクルを含め、脱走は確認されていなかった。生け込んだスモルト尾数から斃死尾数と水揚げ尾数を除いた数が脱走数となる。日頃から網の補修、点検、定期的な交換を行うことで脱走を防止している。	適合		0
脚注	[45] 養殖場は全ての脱走個体数を報告すること。一生産サイクルあたりの脱走個体の総数は 300 尾以下であること。脱走日、数、その原因に関するデーは別紙VIに基づいてまとめること。					
脚注	[46] 脱走要因が養殖場の制御不能な事象により発生したことを文書で明示した場合に限り、例外として認める場合がありうる。本基準の目的に照らし、このような例外は10年に一度とする。この10年とは養殖場が認証を申請した生産サイクルの開始時期からとし、養殖業者は事件の原因となった事象を予測する合理的な方法が無かったことを示す必要がある。詳細については監査ガイドを参照のこと。					

3.4.2	**指標**:活け込み数と収穫数の算出に使用した集計手法(技術)の正確性[47] **要件**:98%以上 **適用範囲**:すべて	a. 活け込み時と収穫時に養殖場が用いた計測法の正確性に関するデータを保持しておくこと。記録には計測機の仕様書の写しと手計測の誤差の標準値を含むこと b. 計測が養殖場以外で行われた(養魚のワクチン接種時など)場合、使用した計測法の正確性を示す書類を供給業者から入手し保持すること c. 監査期間中、監査員に計測機を使った測定の視察の機会を用意すること(養殖場が使用している場合) – e. 別紙VIに従い、計測技術の正確性を継続的にASCに提出すること(年一回以上、各生産サイクルにつき1回以上)	受入時は総重量と個体平均値から推定尾数を見積もっている。サプライヤーへの働きかけにより個体平均値を算出するサンプル数を増やすなどして集計精度が高くなってきた。斃死魚は現場に出る日は毎日回収し尾数を記録している。水揚げ時には1尾ずつ計数されるため水揚げ尾数は正確である。これら以外で尾数を計測する機会はない。スモルト受け入れ尾数から斃死魚数を除いた数と、最終的な水揚げ尾数を比較した。集計の正確性は平均98.12%と算出されていた。	適合		98.12%
脚注	[47] 機械による集計の場合、その仕様書、手作業による集計の場合、誤差に対する一般的推計によって判定する。					
3.4.3	**指標**:養殖個体の原因不明の損失数 [48]について公表すること **要件**:必要 **適用範囲**:すべて	**指標3.4.3に関する申請者への手引き;原因h名の損失数の計算** 養殖個体の原因不明の損失数(EUL)は以下の方法に従い各生産サイクル終了後に算出する [原因不明の損失数]=[活け込み数]−[収穫数]−[死亡数]−[その他の既知の脱走数] 入力変数の単位は生産サイクルあたりの養殖個体数である。可能な場合、養殖場は稚魚へのワクチン投与数を活け込み数として用いること。この計算式はASCサケ基準の脚注59から採用している。				
		a. (3.4.1に従い) 死亡数、活け込み数、収穫数、脱走数の詳細な情報を保持すること b. 直近の生産サイクルにおける原因不明の損失推定数を算出すること。初回監査においては、養殖場は現行のサイクルの収穫後に原因不明の損失数を明らかにするため、計算手法と要件について理解していることを示すこと c. 3.4.3bの結果を公表可能な状態とすること。すべての生産サイクルについて公表した日時と場所(ウェブサイト等)に関する記録を保持すること d. 別紙VIに従い、各生産サイクルでの原因不明の損失推定数をASCに提出すること e.	生け込み数、毎日の死亡数は養殖日報に記録される手順になっている。出荷尾数も水揚げ記録簿に記録される。 逃亡防止のため、給餌の際に網の状態を目視確認し、2か月毎に網を交換する。 確認された脱走は無いため、出荷尾数と生け込み尾数、斃死尾数を比較した。 差は2%以下であり、カウント誤差の範囲内であったため、原因不明の損失は起きていないと判断し、ウェブ公開はおこなっていない。2%未満の誤差は、初期の尾数の誤差、斃死魚として回収されずに水中で腐敗する魚によるものと判断される。 今後原因不明の損失が発生した場合は公開する予定である。	適合		
脚注	[48] 以下の方法に従い各生産サイクル終了後に算出する [原因不明の損失数]=[活け込み数]−[収穫数]−[死亡数]−[その他の既知の脱走数] 入力変数の単位は生産サイクルあたりの養殖個体数である。可能な場合、養殖場は稚魚へのワクチン投与数を活け込み数として用いること。この計算式はASCサケ基準の脚注63から採用している。					

3.4.4	**指標**:脱走の防止計画と関連する従業員研修、網強度の検査、網の目適切サイズ、網のトレーサビリティ、システムの構造安定性、補食動物管理、危険な出来事が起きた際のレポートと記録(縄の穴、構造問題、処理エラー、脱走個体の追跡)、脱走予防と計数技術における従業員研修などを含む **要件**:必要 **適用範囲**:すべて	a. 脱走防止計画を用意し、初回監査時までに認証機関に提出すること。この計画は指標3.4.4で要求されるすべての要素を含んでいれば、より包括的な養殖場計画書の一部となりうる。	養殖の作業手順書に逃亡防止管理手順を作成しており、網の状況を毎日目視確認する手順になっている。 網の強度は2か月に1回交換することで担保している。網目は3種類(7、8、10節)あり、魚のサイズによって定期的に変えている。 保有する網はリスト化されている。サイズはすべて同じで、7、8、10節の網がそれぞれ4張、8張、4張と輸送用2張がある。 使用していない網は札を付けて識別を行っている。2011年の震災以前に購入した網については購入年不明だが、それ以降に購入した網は購入年が記録されている。基本的に耐用年数はなく、耐久性がある網を使っており、これまで自然に破損し逃亡が起きた事例はない。 網を交換した場合は養殖日報に記録される。 以上については従業員全員で作業を行っており、全員が手順を理解している。	適合		
		b. 養殖場が開放型の生け簀で操業している場合、計画(3.4.4a)は以下の点を含むこと ・網の強度テスト ・適切な網目 ・網のトレーサビリティー ・システムの頑強性 ・害鳥害獣管理 ・記録の保持 ・リスク事象の報告(網の破損、インフラ問題、誤処理) ・上記項目を含む従業員の研修計画 ・脱走防止と計測技術に関する従業員研修計画				
		c. 養殖場が閉鎖系で操業している場合、以下の点を含むこと ・システムの頑強性 ・害鳥害獣管理 ・記録の保持 ・リスク事象の報告(養殖槽の破損、インフラ問題、誤処理) ・上記項目を含む従業員の研修計画 ・脱走防止と計測技術に関する従業員研修計画				
		d. 計画で特定されている記録を保持すること				
		e. 養殖場の計画に従い脱走防止計画に関する従業員研修を実施すること				
原則4 環境上効率的でかつ環境に責任を持つ方法での資源の利用						
判定基準4.1 飼料の原材料のトレーサビリティ						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
		Instruction to Clients for Indicators 4.1.1 through 4.4.2 – Sourcing of Responsibly Produced Salmon Feeds **指標4.1.1～4.4.2に関する申請者への手引き ー 責任を持って生産されたサケ飼料の調達** 養殖場は使用する飼料すべてが判定基準4.1.1～4.4.4の要件を満たしていることを示さなければならない。そのため養殖場は飼料供給業者が定期的に独立した監査会社等から、トレーサビリティー要件を含む基準に対し、監査を受けていることを示す証拠を入手する必要がある。グローバルGAPのような認証スキームがASCによって承認されている。本監査による結果は、飼料メーカーが製造とサプライチェーンにおいて、正確な情報を提供可能な情報管理システムをもっているか示すことにもなる。基準を満たしているとする飼料メーカーが提示する証言は監査によって裏付けられることとなる。養殖場は購入している全ての飼料メーカーに、飼料製造に関する基準要件を正確に伝えなければならない。 さらに養殖場は飼料供給業者がトレーサビリティーと原料調達に関する要件を満たしていることを示さなければならない。 方法1:養殖場は、ある特定ロットで飼料を生産する間、ASC基準で認められた原料のみを扱う飼料供給業者から調達する。例えば、養殖場は飼料供給業者に対し、養殖場指定の仕様書に従った飼料を製造するよう要望する。飼料メーカーの監査は製造過程がASC要件を満たしているかを個別に確認する 方法2:養殖場は、マスバランス(質量収支)法によって基準の準拠を提示する飼料メーカーから飼料を調達する。特定の飼料製造期間に使用される全ての原料(量と種類)の収支がASCの要件を満たすことを飼料メーカーが示すもの。製造過程においてサイロや製造工程で原料が混合されることは認められている。飼料メーカーの監査は製造工程がASC要件を満たしているかを個別に確認する。マスバランス法は、単一法人の管理の下、原料購入、加工販売までの全工程を扱っている総合飼料メーカーに適用可能。 注)「飼料メーカー」とは魚類用飼料を製造する組織とする(飼料製造業者と同意)。ほとんどの場合、養殖場に飼料を供給している組織(飼料供給業者)は、飼料を製造している組織と同一であるが、飼料供給業者が飼料製造に直接関与していない例もあり得る。養殖場が飼料を飼料メーカーから直接調達しているか、仲介組織を介しているにかかわらず、全ての飼料が要件を満たしていることを示す義務を養殖場は有している				

4.1.1	**指標:**飼料構成比が1%を上回る原材料について、飼料業者が示したトレーサビリティー(追跡可能性)[49]を示す書類 **要件:**必要 **適用範囲:**すべて	a. .問い合わせ先、購入・配達記録など全ての飼料販売業者および購入に関する詳細な記録を保持すること b. サケ飼料の製造に関するASC要件を書面で各飼料供給業者に通知し、ASCサケ基準の写しを送付すること c. 養殖場で使用される各飼料メーカーについて、ASCが認めている認証スキームに対する監査が最近監査法人または認証機関によって行われたことを確認すること。各飼料生産者に関する最新の監査報告書のコピーを入手すること。 d. 飼料メーカーごとに、養殖場が飼料メーカーの基準適合性を示すために、手法1もしくは手法2のどちらかを選択すること。認証機関に書面で知らせること e. 飼料供給業者が含有量1%以上を占める全ての飼料原料についてASCサケ規格が要求する詳細さのレベルのトレーサビリティーを保証する証言を入手すること –	ASC対象魚に与える飼料の供給会社は1社のみである。 飼料会社はASCサケ基準について十分理解している。 飼料会社はISO9001:2015の認証を取得しており、識別及びトレーサビリティに関して体制が構築されている。認証登録証を確認した。 飼料会社はトレーサビリティを保証する宣言(2020年2月14日付)を養殖場に伝えている。 例として飼料会社からの2019年3月の納品書、請求書を確認した。2019年3月7日納品分の領収書が抜けていたが、納品記録、請求書は照合できた。今後の購入記録はすべて保管される予定である。現場で購入した飼料の現物を確認した。	適合		
脚注	[49] トレーサビリティは、販売業者が本書にある基準を満たしていることを示すに十分な水準であること。すなわち水産原材料は魚場まで、大豆は産地までさかのぼる必要がある。製造業者は原材料がこの基準に基づいていることを示す第三者の証拠書類を提出する必要がある。					
判定基準4.2 飼料への天然魚の使用 [50]						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
脚注	[50] 4.2.1 および 4.2.2. に対する透明性の基準については別紙VI参照					
4.2.1	**指標**:育成に要する魚粉のエサ魚依存率:FFDRm (Fishmeal Forage Fish Dependency Ratio)(算出法は別紙Ⅳ-1参照) **要件**:＜1.2 **適用範囲**:すべて	**指標4.2.1に関する申請者への手引き;FFDRmの計算** 養殖場は別紙4-1の式に従い、直近の収穫が終わった生産サイクルのデータを用いて、FFDRm(魚粉のエサ魚依存率)を計算しなければならない。養殖場は下記に記したように正確な計算を行うために十分な情報を保持していることを示す必要がある。初回監査時において、養殖場が以下の点を監査員に十分に提示できるのであれば、直近の収穫が終わった生産サイクルの判定基準4.2.1の適用を免除することもできる(すなわちFFDRm＞1.2だった場合)。 ⍰ 申請者がFFDRmの計算法を正確に理解していること ⍰ 申請者がFFDRmを正確に計算するための全ての情報を保持していること ⍰ 申請者が現行の生産サイクルで使用している飼料が、収穫時に基準を確実に満たしていると示すことができること				
		a. 以下の情報を含む詳細なリストを保持していること ・各配合処方で使用された数量(kg) ・各配合処方における魚粉の割合(%) ・各配合処方における魚粉の由来(漁業) ・各配合処方における残さ由来の魚粉の割合(%) ・飼料供給業者からの証明書類	飼料の詳細は飼料会社が保持しており、審査時に飼料会社から示された。 飼料原料の情報は飼料会社の機密情報であるため、このレポート上では記載しない。 飼料の種類ごとの魚粉、魚油の割合が出されている。 飼料会社は原料購入の際に必ず魚種証明を仕入先から得ている。そのため魚粉と魚油の供給源となる漁業は明確に記録されている。 副産物由来の魚粉と魚油の配合率が記録されている。 表示票(原料の配合割合を記載、飼料袋に添付)、飼料成分内容安全証明書(原料の産地を記載、社判入り)を飼料種類ごとに発行している。現在使用している飼料の表示票を確認した。 副産物は除外して計算している。 前回の生産サイクルで使用した飼料の量からシミュレーションし、FFDRmを算出した。 対象いけす2基の給餌量の平均から見込みのeFCRを計算したところ1.49だった。 残渣由来魚粉は除外して見込みの給餌量からFFDRmを計算した結果は0.46であった。 ASCへの報告は今後行う予定。	適合		0.46
		b. FFDRmの計算に際し、副産物(食糧向け漁業の残さ)由来の魚粉は除外すること				
		c. 別記4-1の計算式を用いてeFCRを計算すること(4.2.2オプション2も使うこと)				
		d. 別記4-1の計算式を用いてFFDRmを算出すること				
		e. 生産周期ごとに別記6の通りASCにFFDRmを報告すること				

4.2.2	**指標**:4.2.2 育成に要する魚油のエサ魚依存率:FFDRo (Fish Oil Forage Fish Dependency Ratio)(算出法は別紙Ⅳ-1参照) または 海産資源[51]直接由来のEPA(エイコサペンタエン酸)とDHA(ドコサヘキサエン酸)の最大量(算出法は別紙Ⅳ-2参照) **要件**:FFDRo<2.52 または EPA+DHA:飼料1kgにつき30g未満 **適用範囲**:すべて	注: 指標 4.2.2,に関して、養殖場はFFDRoまたはEPA+DHAのどちらかを選択することができ、両方を満たす必要はない。				
		a. 4.2.1a で特定した飼料の詳細な目録を保持すること	FFDRoを選択した。 4.2.1と同じデータで計算した結果、FFDRoは0であった。 ASCへの報告は今後行う予定。	適合		0
		b. FFDRoおよび EPA+DHAの計算に際し、水産副産物から精製した魚粉や魚油を除くこと(食糧消費向けの漁業からの残さ)				
		c. 養殖場は、基準の要求を満す十分な水準であることを示すため、どちらの計算方法を選択したか認証機関に通知すること				
		d. FFDRoを選択する場合、別記4-1の計算式と4.2.1c. で計算したeFCRを用いて計算すること				
		e. EPA+DHAを選択する場合、別記4-2の計算式を用いてEPA + DHAを計算すること				
		f. 各生産サイクルでASCにFFDRo または EPA+DHAの計算結果を提出すること				
脚注	[51] 漁業副産物および残さ由来の DHA と EPA は計算から除外する。残さとは魚が食糧消費のために加工される際の副産物、または陸揚げ時に公式の品質基準を満たさず食糧消費として不適格になった魚を指す。残さの原料が IUCN の絶滅危惧種レッドリスト (http://www.iucnredlist.org)において、絶滅危惧 1A 類、絶滅危惧 1B 類、絶滅危惧Ⅱ類に該当する種でない限り、計算から除外できる。					
判定基準4.3 解散由来の原材料						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
4.3.1	**指標**: 飼料中の全ての魚粉と魚油が、ISEALメンバー[53] で特に小型の遠洋魚の責任ある環境管理を推進する枠組みによる認証漁業 [52]由来であること:適用除外中 **要件:** 適用除外 **適用範囲::** 設けない	適用除外		適用外		
脚注	[52] 4.3.1 と 4.3.2 は、エサ魚漁業、遠洋漁業、その他オキアミなど漁獲量が減少している漁業由来の魚粉と魚油に適用され、飼料に使われる副産物や残さには該当しない。					
脚注	[53] ISEAL 連合の正式加盟通じて示された ISEAL ガイドライン、または ASC の技術諮問グループによって示された類似のガイドラインに適合すること。					

4.3.2	**指標**: 4.3.1 の達成に先立ち、飼料に使われている全ての水産物原料に関する漁業のFishSourceスコア[54]：各項目スコア≧6 **要件：:** 各項目スコア ≥ 6, かつ バイオマススコア ≥ 6 **適用範囲:** すべて	**指標4.3.2に関する申請者への手引き - 飼料に使用された魚のフィッシュソーススコア** 飼料に使われている魚種のフィッシュソーススコアを確認するために以下を実施する。 -http://www.fishsource.org/を検索 -検索ボックスに魚種を入力し正しい漁場を選択する -正しい漁場が選ばれていることを確認し、下方へスクロールもしくはメニューの左にある"Scores"のリンクをクリックする。 最初の監査では、養殖場は過去6か月間に購入した全ての飼料に関するスコアを提出しなければならない。 注：指標4.3.2は飼料漁場、遠洋漁業、もしくは漁獲量が減少している漁業（オキアミを含む）からの魚粉と魚油に適用され、飼料に使用される副産物または残さには適用されない。				
		a. 魚粉または魚油の原料であり、飼料原材料として使用された各魚種のフィッシュソーススコアを確認すること。	副産物由来原料以外のすべての原料について、魚粉と魚油原料に使用された魚種のフィッシュソーススコアが飼料会社により確認されていた。 各項目スコアとバイオマススコアが6以上であった。	適合		
		b. 各原料のフィッシュソーススコアについて、各項目スコアとバイオマススコアが6以上となっているか確認すること。				
		c. フィッシュソーススコアがウェブサイトに掲載されていない魚種についてはフィッシュソースの評価を行っていないことをしめしている。顧客は以下の一つまたは両方を実行することができる。 1. 持続的漁業パートナーシップを通してFishSourceに対し優先的に評価を行う魚種として特定するよう要請する 2. 認可された第三者機関にフィッシュソースの方法での評価を依頼し、レビューのために評価結果と第三機関の資格を認証機関に提供する。				
		–				
脚注	[54] 同様の手法に基づいた同等の評価でも可。FishSource スコアについては別紙Ⅳ-3 参照。					
4.3.3	**指標**: 4.3.3 4.3.1 の達成に先立ち、4.3.2 に準拠した魚粉と魚油のロットについて、第三者が検証した CoC（管理の連鎖）とトレーサビリティを示すこと **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	**指標 4.3.3に関する申請者への手引き – 第三者機関によるトレーサビリティーの評価** 指標4.3.3は、第三者機関を通して養殖場の飼料生産者がCoC（管理の連鎖）とトレーサビリティを実証できることを養殖場が示すことを要求している。トレーサビリティシステムが順守されているという証拠として、養殖場は飼料生産者の審査レポートを提出することができる（4.1.1c参照）。あるいは、サプライヤーならびに魚粉と魚油のバッチがIFFORS国際基準もしくはMSCCoC規格の認証を受けていることで、指標4.3.3のトレーサビリティ要件を順守していることを示すことができる。 最初の監査では、最低6ヶ月の飼料に関するデータが必要であり、証拠は上述のデータセットで使用された魚種に関するものでなければならない。				
		a. 飼料メーカーから 飼料製造に使用したすべての魚粉と魚油の起源が、第三者機関が検証したチェーンオブカスタディまたはトレーサビリティープログラムにより追跡可能であることを示す証拠資料を入手すること	飼料会社はISO9001:2015の認証を取得しており、識別及びトレーサビリティに関して体制が構築されている。認証登録証を確認した。また、トレーサビリティを保証する証言（2020年2月14日付）を養殖場に伝えている。 すべての魚粉と魚油に関して産地証明書を確認できた。	適合		
		b. 証拠資料は飼料に使用されるすべての魚種を含むこと				
4.3.4	**指標**: IUU漁業[56]由来またはIUCNの絶滅危惧種のレッドリスト[57]において絶滅危惧ＩA類、ＩB類、Ⅱ類に該当する魚種の副産物や残さ[55]からの魚粉・魚油を原料とした飼料、養殖種と同種または同じ科に属する魚（whole fish）または魚粉の使用 **要件:** 不可 [58] **適用範囲:** 脚注58の場合を除くすべて	a. 副産物および残さに由来する全ての魚粉魚油についてその供給源となる漁業のリストをまとめ保持すること。4.2.1aおよび4.2.2aの情報と一致すること	全ての魚粉と魚油について、飼料会社から産地証明書が示された。飼料会社より、絶滅危惧IA類、IB類、II類に該当する魚種の副産物や残渣を使っていない旨の宣言（2020年2月14日付）を入手している。 飼料会社の経営理念に持続的な養殖魚の推進を謳っている。飼料原料のサプライヤーに対しサプライヤー行動規範にサインしてもらっており、その中にIUU由来の魚または絶滅危惧種を含めないことという項目が含まれている。 養殖種と同種または同じ科に属する魚（whole fish）または魚粉の使用が無いことが確認できた。	適合		
		b.飼料供給業者から、IUU漁業由来の魚粉および魚種が含まれていない旨の証言を入手すること				
		c. 飼料供給業者から、魚粉と魚油がIUCNのレッドリストの絶滅危惧種1A類、1B類、2類に分類される種由来ではないとする宣誓書ならびにその確認方法の根拠（例：他の認証制度または個別の監査）を入手すること				
		d. もしIUCNレッドリストの2類に分類される種由来の魚粉と魚油が使用されていた場合、注釈[58]に記載されている例外に該当するという証拠文書を得ること。				

4.3.5	**指標:** 飼料製造業者による、原料漁業の継続的改善を含む、海洋由来原料の責任ある調達の方針の存在と証拠 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 飼料製造業者から、ISEALメンバーや小型浮魚漁業の責任ある環境管理を促進するガイドラインなどの制度による認証飼料原料の調達方針と継続的な漁業調達の改善へのコミットに関するパブリックポリシーへのリンクを要求すること。 b. 指標4.3.1の認証スキームにより認証された漁業に由来する魚粉および魚油を含む飼料を調達する養殖場の意思を表明した書類を準備すること。 c. すべての飼料に含まれる飼料原料として利用されるすべての水産製品の起源をリスト化すること。	飼料会社の経営理念に持続的な養殖魚の推進を謳っている。詳細な飼料原料の責任ある調達方針がある。また飼料原料のサプライヤーに対し、サプライヤー行動規範にサインしてもらっている。 ISEALメンバーの認証スキームにより認証された漁業に由来する魚粉および魚油を含む飼料を調達する養殖場の意思を表明した養殖場の宣言がなかった。	軽微	養殖場の飼料調達方針に関する宣言がなかった。 書類上の問題であるため、軽微な不適合とする。	
脚注	[55] 残さとは魚が食糧消費のために加工される際の副産物、または陸揚げ時に公式の品質基準を満たさず食糧消費として不適格になった魚を指す。					
脚注	[56] IUU 漁業とは、違法(Ileagal)、無規制(Unregurated)、無報告(Unreported)の漁業を指す。					
脚注	[57] 国際自然保護連合:IUCN(The International Union for the Conservation of Nature)の絶滅危惧種レッドリストは以下を参照。 http://iucnredlist.org/sttic/introduction					
脚注	[58] IUCN が絶滅危惧Ⅱ類と評価した種については、IUCN と同一の科学的手法に基づき明確に規定された国別レッドリストにおいて絶滅の恐れがない(not vulnable)とされた種の地域個体群は例外とする。国別レッドリストがない、または IUCN ガイドラインに沿って管理されていない場合、IUCN の手法を用いて評価し、絶滅の恐れがない(not vulnable)とされた個体群は例外が認められる。					
判定基準 4.4 飼料に含まれる非海洋由来の原材料						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
4.4.1	**指標:** 飼料製造業者の責任ある調達方針を示す書類。関連する作物栽培一時停止令[59]ならびに地域法令[60]がある場合、それらに準拠した原材料を使用していること。 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 問い合わせ先を含め、全ての飼料製造業者のリストを保持すること。(4.1.1aも参照) b. 各飼料製造業者より、飼料原料の責任ある調達方針の書類を入手し、各社が認められた穀物栽培停止令、地域法令に準拠していることを示す。 c. 飼料製造業者の調達方針が実施されているか、第三者監査により確認する。	飼料会社より、アマゾン・バイオーム地方産の植物原料を使用していない宣言文書(2020年2月14日付)を入手している。飼料会社は飼料原料の責任ある調達方針を定めており、原料サプライヤーにサプライヤー行動規範を提示、同意を得ることで関連する穀物栽培停止令、地域法令に準拠した調達を担保している。	適合		
脚注	[59] ある活動が停止措置となってから再開が保証されるまでの期間。ここでは、特定の地域における特定の農作物の栽培の一時禁止を意味する。					
脚注	[60] 具体的には、この方針は「ブラジル産大豆に関する禁止令(Brasilian Soy Moratorium)」を指しており、2006 年 7 月 24 日以降、アマゾン・バイオーム地域産の植物性原料もしくはそれらの抽出物を飼料に使用することは認めないということを意味している。この禁止令が解除されれば、4.4.1 は再考される。					
4.4.2	**指標:** 責任ある大豆円卓会議:RTRS(Roundtable for Responsible Soy)またはこれと同等の組織[61]によって認証された大豆または大豆抽出物の飼料中にしめる割合 **要件:** 100% **適用範囲:** すべて	a. 飼料メーカーによる大豆の購入を、責任ある大豆の円卓会議(RTRS)またはそれと同等の認証を受けた大豆に変えるための取り組みを、会社として支持することを示した方針を作成すること。 b. RTRS認証または同等の認証大豆を含む飼料を調達するという養殖場の意図を記載したレターを作成すること。 c. 養殖場の意思(4.4.2b)を飼料供給業者へ通知すること d. 飼料供給業者から飼料中の大豆の産地に関する詳細の申告を得て保管すること。 e. 飼料中に使用された大豆原料がRTRSや他の認証制度[61]で認証されたものである証拠を示すこと。	大豆由来原料には、RTRS認証の大豆由来原料が100%使用されている証拠を確認した。	適合		
脚注	[61] いかなる代替認証スキームも ASC の技術諮問グループによって同等であることの承認を得なければならない。					

4.4.3	**指標**: 飼料中に遺伝子組み替え植物[62]またはその抽出物を材料に含んでいることを、購入先[63]に開示したことを示す書類 **要件:** 必要、ただし、遺伝子組み換え植物由来の原料割合が 1%を超えるものについて [64] **適用範囲:** すべて	a. 飼料供給業者から、飼料中の大豆やその他植物由来の原料の使用の詳細、および遺伝子組み換えであるかどうかについての宣言文書を受け取ること。 b. 販売先に対して飼料中のすべての遺伝子組み換えの植物原料リストを開示すること。また開示したことを示す記録を残すこと。初回審査の場合は養殖場の開示記録は6か月以上をカバーすること。 c. 別紙VIIに従い、各生産サイクルにおいて、遺伝子組み換えの植物原料の使用の有無をASCに提示すること。	飼料会社より、植物由来の飼料原料が遺伝子組み換え不分別であることの宣言が提示されている。 認証取得後の販売先は決まっておらず、販売が決まった際に飼料中の植物原料について遺伝子組み換え不分別である情報を開示する予定である。	適合	【観察事項】 販売先が決まった時点で飼料中の植物原料が遺伝子組み換え不分別であることを示す予定。 体制は整っているため観察事項とする。	
脚注	[62] 無関係の生物から抽出した DNA を組み込み、変更された遺伝子を含んでいること。A 種のある形質を B 種で発現させるために、A 種の遺伝子を採取し B 種に挿入すること。					
脚注	[63] 養殖場または養殖企業がその製品を直接販売している会社または団体。飼料会社が養殖場に対して、ならびに養殖場が購入先に対して情報開示を行うこと。					
脚注	[64] 4.4.3 の透明性に関する要件については別紙VI参照。					
判定基準 4.5 養殖で発生する非生物系廃棄物						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
4.5.1	**指標**: 養殖で発生する非生物系廃棄物の適切かつ責任ある処理[65](例えば、処分またはリサイクル)に関する実効的な方針を記した書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 養殖場の非生物系廃棄物の適切かつ責任ある処理についての方針を作成すること。養殖場の方針が地域のもっとも適切な方法に沿うことを説明すること。 b. 非生物系廃棄物を海に投棄しないという養殖場の宣言文書を作成すること。 c. 最も一般的な生産廃棄物とそれらを養殖場がどのように確実に適切に処理するかを示すこと。 d. 養殖場によりリサイクルされている廃棄物の種類について示すこと。	非生物系廃棄物の処理について、海洋へ投棄しない宣言文書(2020年2月10日付)を作成している。 「非生物系廃棄物処理リスト」を準備している。主な廃棄物は飼料の紙袋とのことだが、養殖場での非生物系廃棄物の処理について、方針、適切な処理方法などの文書は確認できなかった。 また、リサイクルは行っていなかった。 現場審査の際、従業員がたばこを海に投げ捨てていた様子を確認した。	軽微	養殖場での非生物系廃棄物の処理について、方針、適切な処理方法などが文書化されてなかった。 また、現場でたばこを海洋投棄していた。 会社としては適切に廃棄物処理を行っており、たばこは個人の意識の問題であるため、軽微な不適合とする。	
脚注	[65] 適切かつ責任ある処理は、利用可能な処理上の有無や養殖場所から処理場までの距離によって異なる。非生物系廃棄物の処理は、当該地域の最も適切な手法に沿うべきである。ただし、非生物系廃棄物の海洋投棄は、「適切かつ責任ある処理」には該当しない。					
4.5.2	**指標**: 育成場所で発生する非生物系廃棄物(網囲いを含む)は適切に投棄またはリサイクルしたことの証明 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 最も一般的な生産廃棄物とそれらを養殖場がどのように確実に適切に処理するかを示すこと。(4.5.1cも参照) b. 養殖場によりリサイクルされている廃棄物の種類について示すこと。(4.5.1dも参照) c. 過去12か月に受けた不適切な廃棄による違反や罰金と、実行された改善行動について認証機関に報告すること。 d. 古い網やかご部品を含む廃棄物処理の記録を残すこと。	主な廃棄物である飼料の紙袋は昨年まで別の飼料会社が回収していたものの、今年から飼料会社を変更したため、自社廃棄を行う。処理業者は選定中であるため、作業小屋の横に一時保管していた。プラスチックゴミは一般廃棄物として回収される。その他のゴミはマルキンの水産物加工工場から出る廃棄物と一緒に毎日回収される。廃棄物処理記録があり、処理会社からの請求書を確認した。 養殖場の化繊網は新調すると10年～20年使用する。一部は2011年の震災前から使用している網があるが、ほとんどの網が震災以降に購入した網であり、補修しながら使い続けるため、これまで廃棄したこと、また今後の廃棄予定はない。	適合		

判定基準 4.6 養殖場におけるエネルギー消費と温室効果ガスの排出 [66]						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
脚注	[66] 4.6.1、4.6.2 および 4.6.3 に対する透明性の要件については別紙VIを参照。					
4.6.1	**指標**: 養殖場におけるエネルギー消費量ならびに海面における1生産サイクル相当のエネルギー使用量(別紙Ⅴ-1 参照): **要件:** 必要. kJ／魚重量(t)／生産サイクル **適用範囲:** すべて	**指標4.6.1に関する申請者への手引き – エネルギー使用量評価** 指標4.6.1は、養殖場がエネルギー消費量を検証するための評価を行うことを要求している。この要件の範囲は認証を申請している養殖場での操業エネルギー使用に限定される。操業エネルギー使用範囲は、スコープ1およびスコープ2の排出源に対応していなければならない(付録V-1を参照)。スコープ3の排出量に対応するエネルギー使用量(養殖場が購入する材料の製造に使用されるエネルギー)は必要ない。ただし、SAD運営委員会はエネルギー使用評価を企業内全体で統合することを奨励する。 エネルギー消費量の計算にあたっての生産サイクルの期間は「海上」におけるライフサイクル全体である。淡水でのスモルト生産段階は含まれない。スモルト飼育を統合した養殖場は、可能であれば成長段階のエネルギー消費部分を切り離すべきである。エネルギー使用量(燃料と電気)はキロジュールに変換される。検証はGHG Protocol Corporate StandardまたはISO 14064-1のいずれかに従って、内部または外部による評価が行われる(詳細については付録V-1を参照)。				
		a. 養殖場における各生産サイクルあたりのエネルギー使用量をエネルギー源(燃料、電気)ごとに集計すること。	養殖場では船外機で使用するガソリン、小型船で使用する軽油、電力(加工工場での使用を含む)を使用する。前回生産サイクルの2018年11月から2019年8月までに使用されたエネルギー量が集計されていた。	適合		890.3KJ/t
		b. .直近の一生産サイクルにおける養殖場の総エネルギー使用量をキロジュールで計算すること。				
		c. 直近の一生産サイクルで生産した魚の合計量(トン)を計算すること。				
		d. 4.6.1b と 4.6.1cの結果を用いて養殖場における一生産サイクルでの1生産トン当たりに要するエネルギー消費を計算すること。				
		e. 別紙VIIに従い、各生産サイクルでのエネルギー使用計算の結果をASCに提示すること。				
		f. 養殖場はエネルギー使用量調査を別紙V-1の要求事項に従って確実に行うこと。				
4.6.2	**指標**: 養殖場における温室効果ガス(GHG[67])排出量の記録 [68]と年間排出量の推定値(別紙Ⅴ-1 参照)の提示 **要求:** 必要 **適用範囲:** すべて	**指標4.6.2に関する申請者への手引き – 年次GHG評価** 指標4.6.2は、養殖場が毎年温室効果ガス(GHG)評価を実施することを要求している。詳しい説明は付録V-1とその中の参考文献にある。この要件の範囲は認証を申請している養殖場の運営範囲内に限られる。しかし、SAD運営委員会は企業にGHG会計の実施を全面的に統合することを奨励している。 検証はGHG Protocol Corporate StandardまたはISO 14064-1のいずれかに従って、内部または外部による評価が行われる(詳細については付録V-1を参照)。 注:この規格では京都議定書にリストされている次の6つのガスをGHGとして定義する: 二酸化炭素(CO_2)・メタン(CH_4)・ 亜酸化窒素(N_2O)・ハイドロフルオロカーボン(HFCs)・ペルフルオロカーボン(PFCs)・六フッ化硫黄(SF_6)				
		a. 養殖場における温室効果ガス排出量を記録すること。	前回生産サイクルの2018年11月から2019年8月までに使用されたエネルギー量から温室効果ガスの排出量が計算されていた。	適合		19.8t-CO2
		b. 別紙V-1に従い、スコープ1およびスコープ2の温室効果ガス排出量を少なくとも年に1回は計算すること。				
		c. 温室効果ガス排出量の計算では養殖場の業務に最も適した排出係数を選択すること。これら排出係数の出典を記録すること。				
		d.非二酸化炭酸ガスから同等の二酸化炭素ガスへの転換を含む温室効果ガス排出の計算のため、使用される温室効果係数と出典を特定すること。				
		e. 別紙VIIに従い、少なくとも年に1回、温室効果ガス排出量の計算結果(4.6.2d)をASCに提示すること。				
		f. 養殖場は別紙V-1にしたがって最低年1回以上温室効果ガス排出量調査を確実に行うこと。				

脚注	[67] 京都議定書に付記された以下の6種のガスと定義する（二酸化炭素 CO2、メタン CH4、一酸化二窒素 N2O、ハイドロフルオロカーボン HFCs、パーフルオロカーボン PFCs、六フッ化硫黄 SF6					
脚注	[68] GHG 排出量は別紙Ⅴで示した方法、基準、書式にしたがい記録すること。					
4.6.3	**指標**: 前回の生産サイクルで使用した飼料のGHG排出量 [69] に関する資料（別紙Ⅴ-2 参照） **要求:** 必要 **適用範囲:** すべて	**指標4.6.3 に関する申請者への手引き – 飼料のGHG排出量** 指標4.6.3は、養殖場がサケ生産中に使用された飼料に関連する温室効果ガス排出量（GHG）を文書化することを要求している。養殖場は飼料会社からこの情報を入手後、すべての生産サイクルにおける飼料のGHG排出量を継続して記録する必要がある。この要件は前回のの生産サイクル全体に適用される。したがって、養殖場は飼料供給業者に知らせる必要がある。また、 -養殖場は、附属書Vのサブセクション2に記載されている手順のコピーを含む要件に関する詳細な情報を飼料供給業者に提供する。 -養殖場は、飼料供給業者がどのような分析をしなければならないかを説明する。そして -養殖場は、適合を証明するためにはどのような証拠書類が必要であるかをサプライヤーに説明する。 注1：養殖場はロットごとの飼料組成ではなく、サケの生産に使用される平均原料組成（重量）を使用して飼料のGHG排出量を計算してよい。 注2：飼料供給業者の計算には、付録Vサブセクション2に規定されているスコープ1、スコープ2、およびスコープ3のGHG排出量を含める必要がある。				
		a. 飼料供給業者から飼料の温室効果ガス排出量（飼料kgあたり）の詳細の申告を受け取ること。	飼料会社が1年間の飼料製造過程で排出したGHGが算出された。 前回生産サイクルに給餌された飼料重量と飼料会社のGHG排出量から、生産サイクルあたりの飼料由来のGHGが算出された。	適合		299.67 t-CO2
		b. 直近の完了した生産サイクルにおいて、各供給業者の飼料単位当たりの温室効果ガス排出量を給餌量合計にかけること。				
		c. もし飼料供給会社が複数になる場合は、各社の温室効果ガス排出量を合計し、総排出量を計算すること。				
		d. 別紙VIIに従い、各生産サイクルの飼料由来の温室効果ガス排出量の上記結果をASCに提示すること。				
脚注	[69] 飼料の GHG 排出量は、サケ（重量）の生産に使用された原材料組成の平均値に基づいて算出する。生産サイクルにおいて使用した個々の製品の資料に基づいてはならない。飼料製造業者は飼料1単位あたりの GHG 排出量を計算する責任を負う。したがって養殖現場では、その情報を使って前回の生産サイクルにおいて使用した飼料量に対する GHG 排出量を計算すればよい。					
判定基準 4.7: 治療用途以外での化学物質の使用 [70,71]						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価（認証機関に求められる行動）**			
脚注	[70] 網を使用せず、かつ防汚剤を使用していない閉鎖系養殖施設は判定基準 4.7 の適用除外となる。					
脚注	[71] 4.7.1、4.7.3、4.7.4 に対する透明性の要件については別紙VIを参照。					
4.7.1	**指標**: 銅処理した網[72]を使用している養殖場の場合、海面で網の洗浄 [73]や処理を行っていないことを示す証拠 **要件:** 必要 **適用範囲:** 脚注70の養殖場を除くすべて	a. 方法、技術、遠隔設備や記録保持など、養殖場の網洗浄と保守の手順を用意すること。	防汚剤は使用していない。3か月に1回網の目あいを変えるために網を交換しており、防汚剤を使用する必要がない。	適合		
		b. 網に使用される防汚剤やその他の化学処理の記録を保持すること。				
		c. 銅基材が網に使用されるかどうか認証機関に宣言すること。				
		d. もし銅基材が使用された場合、養殖場の方針と手順が、現場で銅基材を使用した網の徹底した洗浄を認めないという証拠書類を保持すること。				
		e. 各生産サイクルにおいて、別紙VIIに従い、銅の防汚剤が養殖場で使用されているかASCに通知すること。				
脚注	[72] 過去 18 か月間に何らかの銅を含む物質で処理された網、または最後の銅処理以降、陸上施設で徹底に洗浄していない網を指す。耐用期間終了前の任意の時点で銅処理を行った網は、十分に洗浄し、期間が経過している場合、その網は銅処理していないとみなす。よって養殖場は直ちにすべての網を新たに買い換える必要はなく、また銅処理した網の使用を徐々に停止することができる。					
脚注	[73]網を軽く洗浄することは認められる。ただし、高圧水中洗浄機を銅処理した網に使用することは避けなければならない。この種の洗浄機や徹底した洗浄は、銅の剥離を起こす可能性がある。					

4.7.2	**指標:** 陸上で網の洗浄をしている養殖場の場合、排水処理設備[74]を有していることを示す証拠 **要件:** 必要 **適用範囲:** 脚注70の養殖場を除くすべて	a. 網が陸上で洗浄されるかどうか認証機関に宣言すること。	防汚剤は使用していない。	適合		
		b. 陸上で網を洗浄している場合、網洗浄施設が排水処理を実施することの証拠書類を入手すること。				
		c. 4.7.2bが「はい」の場合、洗浄施設で実施される排水処理が排水中の銅を回収するのに適切な技術であることを示す証拠を入手すること。				
注釈	[74]養殖場が銅処理を施した網を使っている場合、排水処理は銅の回収能力を持っていること。					
4.7.3	**指標:** 銅製の網または銅処理した網を使用している養殖場の場合、AZE 外の底質の銅レベルの検査をしていることを示す証拠(方法については別紙Ⅰ-1 を参照) **要件:** 必要 **適用範囲:** 脚注70の養殖場を除くすべて	注:AZE全体とすぐ外側の底質が岩質である場合、その根拠を認証機関に提供し指標4.7.3からの免除を要求すること(2.1.1c参照)。				
		a. 養殖場が銅製の網または銅処理した網を使用しているか明らかにすること(4.7.1cも参照)。使用しない場合は4.7.3は適用除外となる。	防汚剤は使用していない。	適合		
		b. 銅製の網または銅処理した網を使用している場合、2.1.1d および2.1.2cで選定したAZE外の定点における底質試料の銅レベルを測定し、記録すること。				
		c. 銅製の網または銅処理した網を使用している場合、4.7.3bで底質の銅レベルを検査する際に使用される検査方法、機器、実験室の記録を保持すること。				
4.7.4	**指標:** 底質 1kg(乾燥重量)あたりの銅レベル [75]が34mg未満であること、または、底質 1kgあたり 34mg以上の場合、銅濃度が当該水域の 3 か所の対照区で測定した濃度の範囲内であること **要件:** 必要 **適用範囲:** 脚注70と指標4.7.3から適用除外となる養殖場を除くすべて。	a. 認証機関に以下を通知すること。 1) 養殖場が(4.7.3aに従い)指標4.7.4の適用除外か。 2) 養殖場が堆積物中の銅レベルの検査を実施しているか。	防汚剤は使用していない。	適合		
		b. 4.7.3b で実施された検査から銅レベルが底質乾燥重量1kgあたり34 mg 未満である証拠を示すこと。				
		c. 4.7.4bで銅レベルが底質乾燥重量 1kgあたり 34mg以上の場合、養殖場は 別紙I-1のとおり3 か所の対照区で底質の銅レベルを測定した証拠を示すこと(指標2.1.1および2.1.2も参照)。				
		d. 4.7.4cの測定結果を分析し、対象海域における3か所の対照区で測定された結果からの銅のバックグラウンド濃度を示すこと。				
		e. 別紙VIIに従い、各生産サイクルについて、底質の銅レベルに関するデータをASCに提出すること。				
注釈	[75] 4.7.3の検査に基づく。本要件は銅処理または銅製の網を使用している養殖場にのみ適用される。					
4.7.5	**指標:** 網の防汚剤に使用される殺生物剤の種類がEU、アメリカもしくはオーストラリアの法律によって承認されていることを示す証拠 **要件:** 必要 **適用範囲:** 脚注70の養殖場を除くすべて	a. 網の防汚剤として養殖場で使用されているすべての殺生物剤を特定すること。	防汚剤は使用していない。	適合		
		b. 4.7.5aで使用されている各化学物質が、EU、アメリカ、またはオーストラリアで法律に従って承認されていることを示す証拠書類を準備すること。				

原則 5:病害虫の管理における環境配慮						
判定基準 5.1:養殖魚の生残と健康 [76]						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
注釈	[76] 5.1.4、5.1.5および51.6の透明性の必要条件については別紙VI参照。					
5.1.1	**指標:**養殖魚の病気と寄生虫、健康維持に必要な環境条件の把握とモニタリングに関する健康管理計画と必要に応じて対策をとっていることの証拠 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 魚の病気や寄生虫の特定と監視に関連する要素を組み込んだ魚の健康管理計画を作成すること。この計画は、より包括的な養殖場計画文書の一部になりうる。 b. 養殖場の現在の魚の健康管理計画は養殖場の指定獣医師[77]により確認され承認を受けること。	「銀鮭養殖の作業手順書」に健康管理について定めている。健康状態の確認、魚病検査と蔓延防止手順がある。宮城県水産技術総合センター養殖生産チームに照会し、魚類防疫士に内容の確認をしてもらっている。 遊泳行動や摂餌状況が日々観察されており、病気が発生した場合はすぐに特定される。魚病が疑われる場合、また100尾以上の大量死が発生した場合は、水産技術総合センターに検査を依頼する手順になっている。 毎日斃死魚を回収しており、通常はスレなどによる死亡が見られるが、細菌・ウイルス性の病気は確認されていない。養殖場の環境(DO、水温)はモニタリングされているため、病気発生と環境条件の関連が把握できる。	適合		
5.1.2	**指標:** 指定獣医師 [77]の検診が最低年 4 回、健康マネージャー[78]が最低月 1 回は訪問すること **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 指定獣医師[77]および健康マネージャー[78]による養殖場訪問記録を保持すること。もし指定回数訪問できない場合は、リスク評価結果を提示すること。 b. 指定獣医師[77]および健康マネージャー[78]の現在のリストを保持すること。 c. 5.1.2bの人々について、資格要件記録を保持すること。	指定魚類防疫士に検診を依頼する。ギンザケは11月から7月の間海面で養殖されており、3か月に1回の訪問依頼を検討していた。細菌・ウイルス性の魚病は今までに発生しておらず、3か月に1回の検診で問題ないと思われるが、検診回数に関してのリスク評価が行われていなかった。 健康マネージャーは養殖場管理者の鈴木氏である。日常的に業務に携わっており、頻繁に養殖場を訪問する。 健康マネージャーのリストがなかった。(観察事項)	軽微	検診回数に関してのリスク評価が行われていなかった。 健康マネージャーのリストがなかった。(観察事項) 実際にはこれまで魚病が発生しておらず検診の必要性は低いため軽微な不適合とする。	
注釈	[77]指定獣医師は病気の診断と薬剤の処方を行う法定権限をもち、その養殖場の健康管理に責任を負う専門家を指す。ノルウェーのような国では、魚専門のHealth Biologist(健康生物学者)や他の専門家が同等の専門資格を持っており、この基準における獣医師と同等である。この定義はASCサケ基準全体を通じて適用される。					
注釈	[78] 健康マネージャーは、養殖業者または獣医師の依頼により、魚の健康を管理する専門知識を持つ者を指す。ただし、薬剤の処方する権限を持っている必要はない。					
5.1.3	**指標:**責任ある手法で撤去、処理した死亡個体の割合 **要件:**100%[79] **適用範囲:** すべて	a. 斃死魚は定期的に除去され責任ある方法で処理されていることを示す、斃死魚除去記録を保持すること。 b. 斃死魚の廃棄方法が魚の健康マネージャーや関連する法的機関によって推奨されている慣行に従っていることを示す文書を収集すること。 c. 斃死魚が死因分析のために回収されなかった例外的な死亡事例については、正当な理由を記載し保管すること。	斃死魚の収容管理手順を作成している。生簀に設置してある斃死魚収容網を毎日引き揚げ、回収した斃死魚は数量を確認し日報に記録し、回収専用箱に入れ、加工工場に一時保管され、加工残差と合わせて生荒廃棄物の処理業者によりほぼ毎日回収される。飼料原料として販売されており、毎月の「生荒計算書」に回収量が記録されている。	適合		
注釈	[79] すべての死亡個体の回収と撤去が必要ではないが、それは例外的措置とみなされる。					

5.1.4	**指標:** 死亡個体を記録、分類し、解剖による分析を行った割合 **要件:** 100%　[80] **適用範囲:** すべて	注:養殖場は現在および過去2件の生産サイクルからの死亡記録を維持する必要がある。初回審査では現在と過去の生産サイクルの記録が必要である。 5.1.3–5.1.6の順守を証明するために、養殖場は蓄積した記録を維持することが推奨される。				
		a. 以下を含むすべての死亡率および死後分析に関する詳細な記録を維持すること。 – 死亡日および死後分析日 – 全斃死数および死後分析された魚の数 – 死後分析を行っている担当者または研究室の名前 – 個人の資格(例:獣医師[77]、健康マネージャー[78]など) – 特定された死因(病気または病原体を特定する) – 死因が不明の場合、「原因不明」という記録(5.1.6参照)	斃死魚は毎日回収され、死亡原因が確認され、日報に記録される。 大量斃死でなければ自然死と判断される。昨年は海域全体で生け込み後に大量斃死があったため、宮城県水産技術総合センターに診断を依頼した。魚病診断結果(2019年1月7日付)が作成されており、魚病ではなく、海水温等によるものと診断された。 少なくともここ10年程度は魚病は発生していない。 現場で確認された斃死魚数が記録される。斃死魚は工場へ運ばれ、健康マネージャーが死亡原因を確認する。過去に病気は発生していないが、自然死と病気は識別され、必要に応じて検査依頼を行う。	適合		
		b. 各死亡事象について、確実に、死後分析を統計的に適切な数の魚について行い、結果を記録し保管すること。				
		c. 現場で死因が特定できず、病気が疑われる場合、または1–2週間たっても死因が特定できない場合は、外部機関に検査を依頼し、診断結果を記録する手順を作成すること(5.1.4a)。				
		d. 5.1.3a–cの記録を用いて、個別の斃死の事象を分類し、その記録を保管すること。				
		e. 現在および過去2回の生産サイクル(必要な場合)で、どのように養殖場の5.1.4a–dの記録がすべての死亡を記録しているのか、追加の証拠を提示すること。				
		f. 別紙VIIに従い、定期的(最低年1回および各生産サイクルごと)に、斃死数およびその原因のデータをASCに提出すること。				
注釈	[80]現場での診断で結論が出ない場合、検査室における診断が求められる。すべての診断は資格のある専門家が行わなければならない。死亡が確認された場合、100%解剖分析を行わなければならないが、全個体を解剖する必要はなく、統計的に十分な数が分析すればよい。					
5.1.5	**指標:** 直近の生産サイクルにおける養殖場内のウイルス性疾病による最大死亡数　[81] **要件:** 10%以下 **適用範囲:** すべて	a. ウイルス性疾患として診断された(5.1.4参照)死亡の合計数を計算すること。	養殖場内でウイルス性疾患は発生していない。	適合		
		b. 5.1.5aの結果と、直近の生産サイクルにおける特定または説明できなかった合計死亡数とを合計し、その生産サイクルでの魚の総生産数で割ることで、ウイルス性疾患による最大死亡率を計算すること。				
		c. 別紙VIIに従い、定期的(最低年1回および各生産サイクルごと)に、総死亡数とウイルス性疾病による死亡数のデータをASCに提示すること。				
注釈	[81] ウイルス性疾病の可能性がある場合、詳細不明または原因不明の死亡は、ウイルス性疾病に含めて数える。					
5.1.6	**指標:** 死亡率が 6%を超える養殖場について、過去 2 回の生産サイクルそれぞれおける原因不明の最大死亡率 **要件:** 死亡数合計の 40%以下 **適用範囲:** 直近の生産サイクルの死亡率が6%を超えるすべての養殖場	a. 5.1.4aの記録を用いて、直近の完全生産サイクルにおける原因不明の死亡率(%)を計算すること。6%以下の場合、5.1.6の要求事項は適用されない。総死亡率が6%より大きい場合は、5.1.6bに進む。	前回の生産サイクルではスモルト大量死があり死亡率が16%だった。しかし原因不明の死亡はなかった。	適合		
		b. 現在のサイクルの直前の2つの生産サイクルのそれぞれについて、原因不明の死亡率(%)を計算すること。初回審査では、計算は現在のサイクルの直前の1つの生産サイクルをカバーすること。				
		c. 各生産サイクルについて、別紙VIIに従い、原因不明の最大死亡率のデータをASCに提示すること。				

5.1.7	**指標:** 養殖場独自の死亡率削減プログラム(死亡率および原因不明の死亡率の年間削減目標値を含むこと) **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	注:養殖場は、養殖場固有の死亡率削減プログラムを魚の健康管理計画(5.1.1)に統合することができる。				
		a. 5.1.4aの記録を用いて、養殖場独自の死亡率と原因不明の死亡率に関する時系列データセットを組み立てること。	今までに細菌・ウイルス性の病気は確認されていない。 過去に発生したスモルトの大量死については、宮城県水産技術総合センターに検査依頼をしても明確な病名はわからなかったが、水温の影響かと考えられている。 斃死魚を削減するために稚魚の扱い(導入時期や水温)を検討し、なるべくストレスを与えないよう温度差が少ない時期に導入するよう調整している。 しかし、死亡率の削減目標値を含む死亡率削減プログラムが設定されていなかった。	軽微	死亡率の削減目標値を含む死亡率削減プログラムが設定されていなかった。 文書化の問題であり実際には死亡率削減に取り組んでいたため、軽微な不適合とする。	
		b. 5.1.7aのデータと獣医師や健康マネージャーからのアドバイスを用いて、総死亡率と原因不明の死亡率の削減の年間目標を示した死亡率削減プログラムを作成すること。				
		c. 養殖場管理者は、年次目標及び目標達成のための行動計画について、指定獣医師や健康マネージャー、社員に伝えること。				
判定基準 5.2:治療処置 [82]						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
注釈	[82]5.2.1、5.2.5、5.2.6および5.2.10の透明性の要件については別紙VI参照					
判定基準5.2に関する申請者および認証機関への解説:治療薬療法に関連する記録 指標5.2.1は、養殖場がすべての化学薬品と治療薬の詳細な使用記録を維持することを要求している。5.2.1を順守するために維持されるこれらの記録は、すべて一つの場所に統合されている場合、判定基準5.2の後続の指標(5.2.1から5.2.10)の実証に使用できる。						
5.2.1	**指標:** 最小限、直近の生産サイクルで使用したすべての化学薬品 [83] と治療薬(therapeutant)の詳細な情報を記した書類。使用量(生産重量(トン)あたりの使用グラム数を含む)、使用日、治療した魚種名および病名、適切な投薬の裏付け、および養殖現場で発見したすべての病気と病原体を記すこと。 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 以下を含むすべての化学薬品および治療薬使用の詳細な記録を維持すること。 - 処方箋を出した獣医師の名前 - 製品名および化学物質名 - 使用理由(特定の病気) - 治療日 - 使用した薬品の量(g) - 投与量 - 薬品治療した魚の重量(トン) - WHOの抗生物質の分類(5.2.8の脚注も参照) - 化学薬品または治療薬の供給者。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。 魚病の発生も確認されていない。	適合		
		b. まだ入手できない場合は、前の2つの生産サイクルについて5.2.1aのすべての点を示した化学薬品および治療薬の使用記録をまとめること。初回審査では、利用可能な記録は現在のサイクルの直前の1つの生産サイクルをカバーすること。				
		c. 別紙VIIに従い、定期的(最低年1回および各生産サイクルごと)に、治療薬の使用(5.2.1aのデータ)の情報をASCに提出すること。				
注釈	[83] 魚の治療に使用した化学物質					
5.2.2	**指標:** 5.2.2 主要なサケ生産国または輸入国[85]のいずれかで禁じられている抗生物質 [84]または化学物質を含む治療処置 **要件:** 不可 **適用範囲:** すべて	a. [86]にリストされている主要なサケ生産国および輸入国で、食用魚への使用が予防的に禁止されている、抗生物質および化学物質を含む治療薬のリストを用意すること。	治療薬品等を使用してないが、農林水産省発行の「水産用医薬品の使用について」を確認し、使用が許可されている治療薬をリスト化している。 しかし、海外での禁止治療薬については未確認だった。	軽微	海外の禁止治療薬リストがなかった。 治療薬は使用していないため書類上の問題のみであり、軽微な不適合とする。	
		b. 過去および現在の生産サイクルから、養殖場によって実施または委託された自発的または必須の化学物質残留試験の記録を維持すること。				
		–				

注釈	[84]「禁じられている」とは、政府機関が一定の物質に対する懸念から積極的に禁止しているという意味を指す。ここで定義したように、主要なサケ生産国または輸入国のいずれかが禁止した物質は、生産国または製品の仕向け地にかかわらず、ASC認証をうけるサケ養殖場では使用できない。SADはASCに対し禁止された治療薬リストを保管するよう勧告している。					
注釈	[85] ここではノルウェー、英国、カナダ、チリ、アメリカ、日本およびフランスを指す。					
5.2.3	**指標:** 獣医の処方による投薬の実施 **要件:** 100% **適用範囲:** すべて	a. 使用の前にすべての治療薬使用の処方箋を養殖場の獣医師（または同等の資格を持った者、獣医師の定義については[77]を参照）から入手すること。 b. すべての治療薬使用事象に責任がある獣医のすべての処方箋と記録のコピーを維持すること。記録は5.2.1の記録と一緒に保管することができ、現在および過去2回の生産サイクルの間保管する必要がある。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
5.2.4	**指標:** 投薬後のすべての休薬期間（withholding period）の順守 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 養殖場の魚の健康管理計画に休薬期間を組み込むこと。（5.1.1a参照） b. 養殖場で使用されるすべての治療薬処置について、法的に義務付けられている休薬期間に関する文書をまとめ、維持すること。休薬期間は、サケを食物として収穫することができる前に、サケの治療薬処置後に薬物を使用しない期間である。 c. 処置記録（5.2.1a参照）と直近の生産サイクルの収穫日を提示することで、すべての休薬期間の順守を示すこと。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
5.2.5	**指標**: 養殖場は以下を一般に公開すること（別紙VI参照） 1. 生産サイクルごとの治療薬処置の加重合計 2. 生産サイクルを通した各業者の寄生虫駆除剤負荷 3. 海底の寄生虫駆除剤残留レベル **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 治療薬の使用に関する養殖場データ（5..2.1a）と別紙VIIに示されている計算を使用して、最新の生産サイクルの治療薬処置の加重数（WNMT）スコアを計算すること。計算は、養殖場管理者、魚の健康管理者、および/または獣医によって、サイクル全体を通して継続的に行われ更新すること。 b .養殖場がWMNTスコアをどのように計算したかを示す記録を審査員に提示すること。 c. 各生産サイクルにおいて、別紙VIに従い、養殖場レベルのWMNTスコアに関するデータをASCに提出すること。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
5.2.6	**指標**：治療薬処置の加重数は、国のエントリーレベル以下であること（別紙VIIを参照） **要件**：必要 **適用範囲**：すべて	a. 5.2.5aのWNMTスコアを確認して、スコアが国のエントリーレベル以下かどうかを判断すること（別紙VIIを参照）。 b. 必要に応じて、最新の生産サイクルのWNMTスコアデータをASCに提出すること（別紙VI）。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
5.2.7	**指標**：養殖場は、指標5.2.6の達成後、WNMTがグローバルレベル以下になるまで2年ごとに25%ずつ治療薬処置の加重数を減らすこと（別紙VIIを参照）。 **要件**：必要 **適用範囲**：すべて	a. 5.2.6を達成してから2年ごとに、上記（5.2.5a）のように2年前に計算されたWNMTスコアを確認する。現在のサイクルと2年前のサイクル間のWMNTスコアの差の割合を計算すること。 b. 必要に応じて、最新の生産サイクルと直近2つの生産サイクルのWMNTスコアデータをASCに提出信すること（別紙VI）。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		

5.2.8	**指標**：養殖場は、別紙VIIのガイダンスに従って総合的有害生物管理（IPM）を実施するものとする。 **要件**：必要 **適用範囲**：すべて	a. 養殖場管理計画に総合的有害生物管理（IPM）を組み入れること（別紙VIIを参照）。 b. 生産サイクルごとにIPMのレビューを行い更新することで、適用された方法の有効性を反映し次のアプローチを決定すること。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
5.2.9	**指標**：養殖場は、適用するIPM評価項目を公開すること。（例　会社のウェブサイト） **要件**：必要 **適用範囲**：すべて	a. IPMの最新バージョンが会社のWebサイトで公開されていることを確認すること。 b. IPMが認定獣医によって承認されていることを確認すること。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適用外		
5.2.10	**指標**：養殖場は、AZE外縁部の底生堆積物中の寄生虫駆除剤残留レベルを毎年監視すること。 **要件**：必要 **適用範囲**：すべて	a. AZE（30 m）の境界とすべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を準備すること。養殖場がサイトに固有のAZEを使用する場合、その選択の正当性[3]を認証機関に示すこと。 b. 底生生物が生息するAZE全域で海底が岩礁帯の場合、認証機関に証拠を提示し、5.2.10の適用除外を要求すること c. 各生産サイクルで少なくとも1回、別紙VIIに従ってテスト結果をASCに提出すること。サイトの海底が岩礁帯で、テストを完了できない場合はASCに報告すること。 d. スコアの取得方法を文書による証拠で示すこと。サンプルが独立した研究所で分析された場合、結果のコピーを入手すること。	適用除外中 https://asc-portal.force.com/interpret/s/article/Q-A-111-Salmonv1-3-5-2-10			
5.2.11	**指標：** 抗菌剤処理[86]よる病害虫の予防 **要件：**不可 **適用範囲：** すべて	a. 現在および以前の生産サイクルにおける抗生物質のすべての購入に関する記録（請求書、処方箋）を維持すること。 b. すべての投薬関連の出来事の詳細な記録を維持すること。（5.2.1aと5.2.3も参照） c. 現在および以前の生産サイクル中に使用された抗生物質の総量（g）と処置回数（#）を計算すること（5.2.9も参照）。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
注釈	[86]指定獣医師は薬剤の処方に先立ち病原体または病気が存在することを確認しなければならない。					
5.2.12	**指標：** 世界保健機関：WHO（World Health Organization [87]）が指定した「ヒト医薬品において非常に重要な抗生物質」の使用 **要件：**不可 [88] **適用範囲：** すべて	注1：生産施設でWHOにリストされている抗生物質[88]が使用されている場合、養殖場は魚または養殖場の一部のみを認証する選択肢がある（5.2.8d参照）。この選択肢において養殖場は監査の前に認証機関へ例外申請を行い、どの魚に抗生物質が使用されたかの詳細と、使用された魚のトレーサビリティの十分な記録を提供しなければならない。 注2：養殖場の獣医師はWHOリスト[88]を詳細に検討し、このリストは各クラスの薬物の例を示しておりすべての薬物を網羅しているわけではないことを認識することが推奨される。				
		a. 最新版のWHO「ヒト医薬品において非常に重要な抗生物質」[87]リストを保持すること。 b. 現在の生産サイクルでリストにある非常に重要な抗生物質(5.2.8a)を使っていない場合、認証機関に通知し、審査計画に進むこと。 c. 現在の生産サイクルで、魚の治療のためにリストにある非常に重要な抗生物質(5.2.8a)を使用した場合、審査を計画する前に認証機関に通知すること。 d. 禁止された抗生物質を使用した場合（5.2.8c）、養殖場の一部のみについて認証取得するよう認証機関に適用除外を申請すること。審査に先立って、治療の詳細を記した書類を提出すること。治療が行われた生簀の情報と、収穫中・収穫後に治療を受けた魚のトレースと分離を確実にする方法を示すこと。	WHOの「ヒト医薬品において非常に重要な抗生物質」ウェブサイトへのリンクを保存し、最新版を確認していた。 養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		

注釈	[87] WHOウェブサイトのリスト（第3版）参照：http://www.who.int/foodborne_disease/resistance/cia/en/index.html					
注釈	[88]抗生物質治療が一部の生けすのみで行われた場合、治療を受けなかった生けすの魚は認証資格がある。					
5.2.13	**指標：**直近の生産サイクル中の抗生物質の処置回数[89] **要件：** 3回以下 **適用範囲：** すべて	注：指標5.2.9の「処置」とは、特定の疫病の問題に対処するために与えられ、1日以上続くことがあり、1つもしくは複数の網囲い（または生簀）に適用されることがある単一の投薬過程を意味する。				
		a. 抗生物質の全使用記録を維持すること（5.2.1a参照）。初回審査では、養殖場の記録は現在および直前の生産サイクルを検証可能な表記でカバーしなければならない。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
		b. 最新の生産サイクルにおける抗生物質の総治療回数を計算し、この計算の検証可能な表記を提供すること。				
注釈	[89] あるひとつの病気治療のための一連の投薬治療指し、数日間続いた場合1回とみなす。					
5.2.14	**指標：**直近の生産サイクルで 2 回以上抗生物質処置を行った場合、抗生物質負荷量[90] がそれ以前 2 回の生産サイクルの平均量よりも 15%以上少ないこと：必要ASCサケ基準の公表から 5 年以内 **要件：** 必要[91] **適用範囲：** すべて	注：指標5.2.10では、養殖場は生産量がサイトで増加しているかどうかにかかわらず負荷の軽減を実証しなければならないことを要求している。ABM内の複数のサイトにまたがった生産を統括する養殖場は、サイトをまとめた複合抗生物質負荷量に基づいて削減量を計算できる。				
		a. 5.2.9bの結果を用いて、最新の生産サイクルで複数の抗生物質治療が使用されたかどうかを示すこと。そうでなければ、5.2.10の要求事項は適用されない。そうであれば、5.2.10bに進む。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
		b. 直近と前2回の生産サイクルにおける抗生物質負荷量（抗生物質負荷量＝ 使用した抗生物質の有効成分の合計量の総和（kg））を計算すること。初回審査の場合、計算は現在の生産サイクルの直前の生産サイクルをカバーすること。				
		c. 直近の生産サイクルの抗生物質負荷量の計算結果が前2回の生産サイクルの平均値よりも15%以上少ないことを審査員に示すこと。				
		d. 別紙VIIに従い、ASCに各生産サイクルにおける抗生物質負荷量を（必要に応じ）提示すること。				
注釈	[90] 使用した抗生物質の有効成分の合計量の総和（kg）を指す					
注釈	[91] 生産量の増加如何にかかわらず削減が求められる。ABMの対象範囲内にあり複数の養殖生けすで生産を統合している養殖場は、削減率をそれらの抗生物質の負荷量の合計値に基づき算出することができる。					
5.2.15	**指標：** 養殖サケの購入業者 [92]に対し、生産に使用したすべての治療薬リストを提示したことを示す書類 **要件：** 必要 **適用範囲：** すべて	a. 養殖場がサケの販売先[92]に対し、生産に使用されるすべての治療薬のリストを提供する手順を準備すること（4.4.3b参照）。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
		b. 養殖場が生産に使用されたすべての治療薬についてそのサケの販売先すべてに知らせたことを示す記録を維持すること。				
注釈	[92]養殖業者または生産企業がその製品を直接販売する企業または団体。					
判定基準 5.3：医療処置に対する寄生虫、ウィルスおよびバクテリアの耐性						
		準拠すべき基準（申請者に求められる行動）	**監査員の評価（認証機関に求められる行動）**			
5.3.1	**指標：** 2度にわたる治療にも関わらず期待した効果を得られなかった場合、耐性を判定する生物学的試験（バイオアッセイ）の実施 **要件：** 必要 **適用範囲：** すべて	**指標5.3.1に関する申請者への手引き：薬剤治療の「期待される効果」を特定する** 指標5.3.1は、養殖場が期待される効果を生み出さなかった処置を特定することを要求する。SAD運営委員会は、「期待される効果」が健康状態や薬治療の種類によって変わることを認識している。したがって、養殖場や審査員は処置の影響を理解し評価するために、処置前後の魚の状態を確認する必要がある。 例：エマメクチン安息香酸塩によるシラミ処理 SAD運営委員会はエマメクチン安息香酸塩の有効性を判断する典型的な基準として、養殖魚のシラミの量を最低90パーセント削減することを推奨している。治療が期待される効果を生み出したかどうかを判断するために、養殖場と審査員は治療前と治療後のサケジラミ数を確認しなければならない。サケジラミの減少率が90%未満である場合は処理は期待される効果をもたらさなかったとして、サケジラミが抵抗性を発達させたかどうかを判定するためにバイオアッセイを実施する。 注：耐性を判定するための現場のバイオアッセイが無効、もしくは実施できない場合、養殖場はサンプルを準備し独立した研究室からの分析をもとに耐性形成の有無を判断しなければならない。審査員はなぜ現場のバイオアッセイが無効であると見なされたのかと研究室による耐性形成の分析結果を審査レポートに記録しなければならない。				
		a. すべての治療処置（5.2.1a）を記録することに加え、養殖場が2回の連続した薬物治療処置を行ったすべての事例の記録を保管すること。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
		b. 養殖場が2回の連続した治療処理を行った場合は必ず、期待された治療の効果に対して観察された治療の効果をどのように評価したか示す記録を保管すること。				
		c. 5.3.1bの結果期待された効果をもたらさなかった場合は、耐性を判定するバイオアッセイを必ず実施すること。				
		d. 5.3.1cのバイオアッセイの実施によるすべての結果の記録を保管すること				

5.3.2	**指標:** 生物学的試験により耐性があると判断された場合、許容された代替処方または現場の全養殖個体の即時収穫 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 耐性の発生を判断するため、バイオアッセイ(5.3.1d)の結果をレビューすること。耐性が判断された場合、5.3.2bを行うこと。耐性が判断されない場合は5.3.2は適用除外となる。 b. バイオアッセイにより耐性が形成されたと判断された場合、養殖場が以下のどちらかを実施したことを示す記録を保持すること。 －許容された代替処置(操業地域で認められている場合) －現場で養殖しているすべての個体を即時収穫	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
5.3.3	**指標:** 特定のローテーションにおいて、養殖場が1種類以上の効果的な薬物治療製品を利用可能である場合に限って、それぞれ3回目の治療では異なる種類に属する薬物を使用すること。 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 養殖場が使用する薬物治療製品のうち、効果的な製品の数を把握すること。 b. 養殖場が1種類以上の効果的な薬物治療製品を使用している場合、それぞれ3回目の治療では異なる種類に属する薬物を使用していること。	養殖場では化学薬品と治療薬を使用していない。	適合		
判定基準 5.4:バイオセキュリティ管理[93]						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
注釈	[93] 5.4.2および5.4.4の透明性の必要条件については別紙VI参照。					
5.4.1	**指標:** 養殖サケの単一年齢群 [94] の構成比 **要件:** 100% [95] **適用範囲:** 注釈95の養殖場を除くすべて	a。サイトが収穫後に完全に養殖をしていない期間の開始日と終了日の記録を保管すること。 b. 現在の生産サイクルで投入されたスモルトに、6か月以上の差がないことを示すために、投入日(購入伝票、配送記録など)の証拠を提示すること。 –	養殖場は単一年齢群100%である。11月から7月まで育成し、7月末までにすべてを水揚げ・出荷する。養殖日報に生け込みと取り上げの日付が記録されており、確認できる。	適合		
注釈	[94] 収穫後に養殖場を完全に休ませる期間がある場合、同一の採卵からのスモルトであれば、投入間隔に6か月までの誤差は許される。					
注釈	[95] 以下の例外が認められる。 1)閉鎖型の養殖システムで、生産ユニット間で水の交換がなく、ろ過システムや病気の拡大の恐れがあるその他のシステムを共有していないこと。 2)水の95%以上を再循環し、移送前の病理検査体制が完備され、専門の検疫能力があり、活性のある生物由来の物質が環境中に流出しないよう廃棄物に関するバイオセキュリティ対策(UVまたはその他の効果的な排水処理)を講じている場合。					
5.4.2	**指標:** 正体不明の感染源の存在が疑われた場合、または原因不明の死亡[96] が増加した場合、以下の対応を実施したことを示す書類の提示 1. ABM と適切な行政当局に対する報告 2. 養殖場およびABM内におけるモニタリングと監視[97] の強化 3. その事象のすみやかな [98] 一般告知 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 5.1.4aで記録された死亡事象について、養殖場がそれを迅速に評価し、月間の背景死亡率を上回る統計的に有意な増加であるかどうかを判断すること[96]。許容される有意水準(例えば、p <0.05)は養殖場と認証機関の間で合意されるべきである。 b. 5.1.4aで記録された死亡事象について、正体不明の感染源の存在が疑われたかどうかを記録すること。 c. 最新の生産サイクル中に以下のいずれかの場合は、5.4.2dに進むこと。 – 5.4.2aからの結果が、原因不明の死亡率の統計的に有意な増加を示した。 – 5.4.2bの答えが「はい」だった。 そうでなければ、指標5.4.2は適用されない。 d. 必要に応じて、養殖場は確実に以下の手順を順番に実施し記録すること。 1) ABM と適切な行政当局に対する報告 2) 養殖場およびABM内におけるモニタリングと監視[99]の強化 3) その事象の速やかな(1か月以内)公開 e. 必要に応じて、別紙VIに従い、正体不明の感染源、または原因不明の死亡率の増加に関するデータをASCに提供すること。該当する場合、継続的(少なくとも年に1回、そして各生産サイクルごと)に提供すること。	正体不明の感染源の存在が疑われた事例はない。実態から判断し、1日100尾以上の死亡がある場合は死亡率の有意な増加と判断するとしている。 地域にABMは無いが宮城県漁業協同組合に連絡する手順になっている。 会社ごとに情報公開していないが、地域で問題があれば漁協から共有される。 今後もし正体不明の感染が疑われた場合は1か月以内に公開する必要があるが、ウェブサイトにASC関連の情報を公開できる体制になっている。	適合		

注釈	[96] 一月あたりの通常の死亡率に対する統計的に有意な増加を指す。					
注釈	[97] 当該地域における新規のまたは適応した病気の有無の調査を指す。					
注釈	[98] 1か月以内とする。					
5.4.3	**指標:** OIE（国際獣疫事務局）の「水生動物衛生規約」[99]への順守 [100]を示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	**指標5.4.3に関する申請者への手引き – OIE水生動物衛生規約の順守** 指標5.4.3は、養殖場がOIE水生動物衛生規約（http://www.oie.int/index.php?id=171を参照）を順守しているという証拠を示すことを要求している。規約の意図に沿った養殖場管理として適合が定義されている。つまり、ASCサケ規格の目的として、養殖場は外来のOIE通知疾患を検出するために積極的な対応を開始する方法を記載した手順書を持たねばならない。（「外来」＝以前にその地域で発見されたことのない、もしくは完全に根絶された地域（病原体がないと宣言された地域））。積極的な対応には少なくとも以下のことが含まれる: – 感染したサイトの個体数を減少させる – OIEからのガイドラインに従って特定の病原体に対する検疫区域（下記の注を参照）の実施 – 指標5.4.4で要求される追加の行動 指標5.4.3の順守を実証するために、関連する方針と手順を発展させ、養殖場の魚の健康管理計画に統合することで、顧客はどのように養殖場の運営がOIE水生動物衛生規格の意図に一致しているかを説明することができる。 注：運営委員会は検疫区域の確立によって、感染サイトに近いサイトの個体数が強制的に減少させられ、ABMのすべてではないが一部に影響を及ぼす可能性が高いことを認識している。				
		a. OIEの「水生動物衛生規約」（Aquatic Animal Health Code）の最新版を現場で保管するか、スタッフが最新版に確実にアクセスできるようにすること。	OIEの疾病リストがあり、健康管理計画に盛り込んでいる。	適合		
		b. 養殖場の運営がOIEの「水生動物衛生規約」(5.4.3a）および指標5.4.4の下で要求される行動と一貫していることを確実にするために必要とされる方針と手順を作成すること。				
		–				
注釈	[99] 順守とは、養殖場の操業内容が規約の意図と合致することを指す。詳細は診断マニュアルを参照すること。本基準の主旨を鑑み、OIEの診断マニュアルに基づき、汚染された場所からの養殖個体の除去、検疫エリアの設定をはじめとする、OIEに報告すべき外来の疾病検出に対する積極的な協力が含まれる。検疫エリアの汚染地域に近い養殖場では、養殖個体の強制的な除去も含まれる可能性があり、必ずしも全てではないが、ABMの一部に影響を及ぼす可能性がある。外来とは、その地域でこれまでに発見されていなかった、または過去に根絶したという意味である。					
注釈	[100] 以下のウェブサイトを参照。http://www.oie.int/index.php?id=171					
5.4.4	**指標:** OIEに報告すべき病気 [101]が養殖場で確認された場合、以下の資料の提示 1. 最低限、病気を発見した生けす内の魚のすみやかな選別と処分 2. ABM [102]内の他の養殖場へのすみやかな通達 3. 養殖場と ABM における監視の強化と病気の精密検査 4. その事象のすみやかな [103] 一般告知 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 5.4.3aの養殖場の方針と手順が、養殖場でのOIEに報告すべき病気に対応して指標5.4.4の下で要求される4つの行動を確実に含むこと。	最新のOIE水生動物衛生規約をOIEのウェブサイトで随時確認できる体制になっている。OIEの規約を順守する方針を作成している。 該当する病気をリストアップして対応手順を作成している。	適合		
		b. 現在の生産サイクルまたは過去の2つの生産サイクルの間に、養殖場でOIEに報告すべき病気が確認されたかどうかを認証機関に知らせること。そうであれば、5.4.4cに進む。そうでなければ、5.4.4cおよび5.4.4dは適用されない。				
		c. OIEに報告すべき病気が養殖場で確認された場合（5.4.4b参照）、養殖場が以下のことを行ったことを示す証拠書類を保持すること。 1. 病気を発見した生簀内の魚の速やかな処分 2. ABM [102]内の他の養殖場への速やかな通達 3. 養殖場と ABM における監視の強化と病気の精密検査 4. その事象のすみやかな（1か月以内）一般告知				
		d. 必要に応じて、養殖場で確認されたOIEに報告すべき病気に関するデータを付録VIIに従いASCに提出すること。該当する場合、データは継続的に（すなわち、少なくとも年に1回、各生産サイクルごとに）ASCに提出すること。				
		–				
注釈	[101] 本基準公表時点におけるサケ類養殖に関しOIEに報告すべき病気は以下の通り。流行性造血器壊死症（Epizootic haematopoietic necrosis）、伝染性造血器壊死症（Infectious haematopoietic necrosis：IHN）、伝染性サケ貧血症（Infectious salmon anemia: ISA）、ウィルス性出血性敗血症（Viral hemorrhagic septicemia: VHS）およびギロダクチルス症（Gyrodactylosis: ギロダクチルス・サラリスの寄生により発症）					
注釈	[102] 法律に基づく管理当局ならびにOIEへの報告に加え、追加した措置である。					
注釈	[103] 1か月以内とする。					

基準中の社会面の要求事項はSAAS手順200 3.1章に適合した主任審査員により審査されなければならない。					
原則 6: 養殖場の管理運営に対する社会的責任					
判定基準 6.1: 結社の自由と団体交渉[104]					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
注釈	[104]団体交渉とは、(文章による)団体協約という手段によって雇用条件を確立するために行う使用者と労働者組織との自由意志による交渉をいう。				
6.1.1	**指標:**労働組合がある場合、労働者は任意に加入でき、またその代表者の選出は経営者の干渉を受けないことを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	当社では労働組合が組織されていないため該当しない。	適用外		
6.1.2	**指標:**労働者は自由に組合等の組織を作り、自らの権利を主張できることを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	従業員の団結権、団体交渉権、団体行動権は日本国憲法第28条で保障されている。 「労働基本権を遵守について」(2020年2月10日付)という書面を作成している。日本国憲法第28条に定められた勤労者の基本権を遵守することを宣言している。 この方針については雇用契約の際に説明をする。書面は会社で保管しているが、従業員が自由にみられる状態にはなっていない。	軽微	「労働基本権を遵守について」の文書を社員が自由に見られる状態になっていなかった。 実際には労働者の権利は守られていたため、書類上の問題であり、軽微な不適合とする。	
6.1.3	**指標:**労働者は自らの権利のため、自由に団体交渉ができることを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	従業員の団結権、団体交渉権、団体行動権は日本国憲法第28条で保障されている。 「労働基本権を遵守について」(2020年2月10日付)という書面を作成している。日本国憲法第28条に定められた勤労者の基本権を遵守することを宣言している。 この方針については雇用契約の際に説明をする。書面は会社で保管しているが、従業員が自由にみられる状態にはなっていない。	軽微	「労働基本権を遵守について」の文書を社員が自由に見られる状態になっていなかった。 実際には労働者の権利は守られていたため、書類上の問題であり、軽微な不適合とする。	
判定基準 6.2: 児童労働					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
6.2.1	**指標:**児童 [105]労働 [106]の発生件数 **要件**: 0 **適用範囲:** 注釈105を除くすべて	労働基準法第56条に「使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。」と明記されており、労働基準法を遵守している。法律はすべてウェブサイトで公開されているため、ウェブサイト上で常に確認ができる。 雇用時に運転免許証を確認している。ハローワークを通して雇用することも多く、ハローワークでも年齢が確認されている。 養殖場の従業員は皆60歳以上である。養殖場内で15歳未満と思われる労働者は確認されなかった。	適合		

注釈	[105] 児童とは、15歳未満を言う。ただし当該地域の最低年齢に関する法律が労働または義務教育に関し15歳以上を規定している場合、その年齢を適用する。ILOの第138回総会での発展途上国に対する例外措置に基づき、認められている国では最低年齢を14歳としてもよい。				
注釈	[106] 児童労働とは、児童(注釈126)の年齢より若い児童によるすべての労働。				
6.2.2	**指標:** 若年労働者 [107] の保護 [108]されている割合 **要件:** 100% **適用範囲:** すべて	若年労働者はいない。上記の通り年齢が確認されている。 養殖場では高校生の職場体験など、若年労働者の年齢に該当する者の体験などの受け入れもない。	適合		
注釈	[107] 児童の年齢(注釈126)と18歳以下との間のすべての労働者を指す。				
注釈	[108] 若年労働者は、健康と安全に有害な条件に晒されていないこと、労働により教育が阻害されないこと、また1日の就学・就業時間（移動時間を含む）の合計が10時間を超えてはならない。				
注釈	[109] 人の健康に対して危険性をおよぼす可能性のある行為を指す（例えば、安全装備なしで重機の操作にあたること、防護服等を身につけずに有害物質を取り扱うこと）				
注釈	[110] 労働者の健康や安全性を害したり、モラルに反する可能性のある労働に従事させること（例えば、労働者の身体サイズに不釣り合いな重量の持ち運び、重機械の操作、有害物質への暴露）				
判定基準 6.3:強制、奴隷および拘束労働					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
6.3.1	**指標:** 強制（拘束）労働 [111] または奴隷労働[112] の発生件数 **要件:** 0 件 **適用範囲:** すべて	すべての従業員と「雇用契約書」が交わされている。契約書に負債を負わせるなど不利な条項は入っていない。 就業規則で就業時間を決めており、それ以外の時間で拘束されることはない。 運転免許証などは会社としてコピーを所持しており、原本は所持していない。 財産の預かりや会社への借金による従業員の拘束などは行われていない。 従業員へのインタビューでも問題がないことを確認した。	適合		
注釈	[111] 当人の自発的意志に基づかない処罰の代償として、または債務返済のために強要される処罰の代償として労働者から搾取されるすべての労働またはサービスを指す。処罰には、金銭的制裁、身体的処罰、または権利および特権の剥奪、もしくは行動の制限（例えば身分証明書の留保）を含む。				
注釈	[112] クレジット機関への借金返済のため、雇用者または債権者によって課せられる労働を指す。				

判定基準 6.4:差別 [113]					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
注釈	[113] 機会と待遇に関する不平等と助長する区別、除外または選り好みを指す。必ずしもすべての区別、除外、選り好みが差別とはならない。例えば、能力または成績に基づく昇級または賞与など。国によっては、少数民族を優先的に扱う建設的な差別が合法とする場合もある。				
6.4.1	**指標:**包括的 [114]かつ積極的な差別禁止の方針、手続きおよび実践活動を示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	「差別の排除について」(2020年2月10日付)という文書を作成している。人種、階級、出身国、宗教、障がい、性別、性的指向、組合員、政治的所属、年齢等による差別は一切しないことを会社として宣言している。工場に海外の研修生がいるので、日ごろから従業員には注意をしている。今月中に会社のウェブサイトに反差別方針がアップされる予定。 「銀鮭養殖の作業手順書」の中で、3)苦情処理の扱い を作成している。従業員からの苦情は記録され、代表取締役2名と常務の計3名で内容を協議し文書で可能な限り速やかに申立人に回答する。記録は苦情記録回答簿に保管する。手順書は従業員に配布している。作業小屋に、外部の相談窓口として、労働基準監督署の連絡先も掲示している。 外国人研修生の受け入れの研修会が年1回あり、その中で、差別的な扱いをしない、問題が起きた時には組合に連絡をする、など反差別の話もされている。しかし参加記録が残されていなかった。 従業員へのインタビューでも、差別を感じているという意見はなかった。	適合	【観察事項】 外国人研修生の受け入れの研修会が年1回あり、その中で反差別の話もされている。しかし参加記録が残されていなかった。 記録の不備の問題だけであるため、観察事項とする。	
注釈	[114] 雇用者は、自社が人種、階級、出身国、宗教、障がい、性別、性的指向、組合員、政治的所属、年齢または差別を生じるその他の条件に基づき、雇用、報酬、研修参加、昇進、解雇 または退職に関与することなく、またはこれらを支持することもないということを記した文書による差別禁止方針を保持していること。				
6.4.2	**指標:**差別の発生件数 **要件:** 0件 **適用範囲:** すべて	従業員から差別の訴えはなかった。従業員へのインタビューでも、差別を感じているという意見はなかった。	適合		
判定基準 6.5:労働環境の健康と安全					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
6.5.1	**指標:** 年ごとの健康と安全に関する実践、手続き [115]、方針の研修の労働者の受講者割合 **要件:** 100% **適用範囲:** すべて	「銀鮭養殖の作業手順書」に、一般的な健康管理手順を定めている。しかし、作業ごとの危険ポイントと安全対策が具体的に記載されていなかった。 手順書は年1回シーズン開始前に従業員で読み合わせをしている。しかし記録がなかった。 養殖日報に「従業員健康状態」の記入欄があり、体調不良等あれば記入する。今シーズンからこの様式を使用している。 緊急時連絡体制がある。事故発生時や、地震・津波発生時の対応が決められている。作業小屋に「緊急時連絡体制図」を掲示している。 各従業員の入社時の運転免許証のコピーを保管していた。しかし最新のコピーが保管されていなかった。またフォークリフト、漁船などの免許は会社でコピーを保管していなかった。	軽微	「銀鮭養殖の作業手順書」に、作業ごとの危険ポイントと安全対策が具体的に記載されていなかった。 手順書の読み合わせをした記録がなかった。 運転免許証の最新のコピーが保管されていなかった。またフォークリフト、漁船などの免許は会社でコピーを保管していなかった。 実務上は事故が発生しておらず安全衛生の一定水準は確保されていたため、軽微な不適合とする。	

注釈	[115] 健康と安全に関する研究には、緊急時の対応手順とその訓練を含むこと。				
6.5.2	**指標:**労働者が個人用防護具：PPE（Personal Protective Equipment）を効果的に着用していることを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	各作業の危険ポイントとそれに対する必要な安全装備は文書化していなかった。そのため安全装備に関する研修も実施していなかった。 救命胴衣を会社から支給している。それ以外は特に支給している安全装備はない。フォークリフトを使用しているが、現在ヘルメットは使用していない。 長靴や作業着は各個人が使用しやすいものを選んで各自で購入している。 現地審査の際、従業員がライフジャケットを装着していなかった。	軽微	各作業の危険ポイントとそれに対する必要な安全装備は文書化していなかった。そのため安全装備に関する研修も実施していなかった。フォークリフトを使用しているが、現在ヘルメットは使用していない。 現地審査の際、従業員がライフジャケットを装着していなかった。 実務上は事故が発生しておらず安全衛生の一定水準は確保されていたため、軽微な不適合とする。	
6.5.3	**指標:**健康と安全に対するリスクの評価と防止策をとったことを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	健康と安全に対するリスク評価と防止策の作成はまだ実施していなかった。 日報に体調を記入しており、体調不良が発生したら次の日は休ませることにしている。	軽微	健康と安全に対するリスクの評価と防止策の作成は実施していなかった。 実務上は事故が発生しておらず安全衛生の一定水準は確保されていたため、軽微な不適合とする。	
6.5.4	**指標:**すべての健康と安全に関する事故と違反行為を記録し、必要に応じて是正措置を講じたことを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	少なくとも2011年の震災以降は事故は起こっていない。そのため特に事故の記録様式は準備していないが、少なくとも日報には記録する。 「銀鮭養殖の作業手順書」の緊急時の対応手順に事故発生時の手順を記載している。	適合		

6.5.5	**指標:** 業務上の事故または傷害で、国内法に基づいた補償が行われない場合、労働者が負担した費用を、雇用者もしくは保険により全額負担されることを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	全ての従業員は正社員であり、労災保険でカバーされている。2019年6月19日の労働保険申告書を確認した。労災保険は国の制度であり、従業員を一人でも雇用する事業所は労災保険に加入しなければならないことが労働者災害補償保険法で定められている。 労災保険以外には、会社として上乗せ保険に加入している。2019年12月1日から1年間の保険加入者証を確認した。 漁船保険にも加入している。2019年4月27日から2019年11月14日までの保険料領収書を確認した。 震災特例法により、社会保険にあえて加入を希望しない社員がいるが、会社としては加入を推奨している。	適合		
6.5.6	**指標:** すべての潜水作業は認定を受けたダイバーが行うことを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	注:養殖場が潜水作業を別会社に外部委託する場合、指標6.5.6の順守を十分に実証できる特定の情報に審査員がアクセスできるようにしなければならない。潜水会社から関連文書(証明書など)のコピーを入手するのは養殖場の責任である。 潜水作業は行っていない。事故発生時など特別な時以外は、委託を含め、潜水作業をすることはない。	適合		
		判定基準 6.6: 賃金			
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
6.6.1	**指標:** 基本賃金[116] (残業代とボーナスを含まない)が最低賃金[117]を下回る労働者の割合:0% **要件:** 0% **適用範囲:** すべて	宮城県の最低賃金は824円(2019年10月1日更新)である。いつでもウェブサイトで確認できる。一番月給が低い社員でも最低賃金は超えていることを雇用契約書で確認した。	適合		
注釈	[116] 標準的な週労働時間(48時間以下)に対する賃金				
注釈	[117] 法律で最低賃金が定められていない国では、基本給は業界の標準最低賃金を満たすこと。				
6.6.2	**指標:** 雇用者が生活給 [118]の支払いを目指して努力していることを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	日本での最低賃金は、各都道府県ごとに、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた議論の上、都道府県労働局長が決定している。地域別最低賃金は、(1)労働者の生計費、(2)労働者の賃金、(3)通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう配慮することとされている。したがって、日本では、最低賃金が生活賃金を満たすよう設定されていると考えられている。 当地域に特化した生活給を計算することは難しいが、最低賃金を上回っているため、現在の給与水準は生活給を十分に満たしている水準であると判断できる。	適合		
注釈	[118] 住居、食物および交通費を含む個人または家族の基本的需要をまかなう賃金。法律で規定される最低賃金と異なる概念であり、最低賃金が必ずしも労働者の生活給を上回るとは限らない。				
6.6.3	**指標:** 賃金の決定と支払い[119]の透明性を示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	雇用契約書に月給が明記されている。入社時に、本人との面談、経験、試用期間(3か月)での実績によって、経営者が月給を決定し、従業員は合意の上で契約を交わし入社している。 給与の支払いは現金払いとなっている。 従業員インタビューでも給与の支払いに遅滞があるという意見はなかった。	適合		
注釈	[119] 賃金は労働者に都合の良い方法で支払われること。				

判定基準 6.7: 下請契約を含む(労働)契約					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
6.7.1	**指標:** 契約[120]を交わした労働者の割合 **要件:** 100% **適用範囲:** すべて	すべての従業員と雇用契約書を締結している。3名すべての契約書を確認した。労働のみの請負関係、不正な見習い労働制度の契約や実態はないことを雇用契約書、管理者・従業員へのインタビューで確認した。	適合		
注釈	[120] 労働提供のみの契約関係や虚偽の見習い契約は認められない。これには退職金またはと同等の報酬の支払を行わないリボルビング式・継続的な労働契約も含まれる。労働提供のみの契約関係とは、正規賃金の支払いや法的義務のある福利厚生を回避する目的で、正式な雇用関係を確立せずに、労働者を雇い入れる慣行を指す。虚偽の見習い契約とは、契約に基づき期間または賃金規定もなく見習いという条件のもと労働者を雇い入れる慣行で、不当な低賃金の支払い、法的義務の回避や未成年の労働者雇用などを目的とするものを指す。			
6.7.2	**指標:** 契約者と下請け業者間のソーシャル・コンプライアンス(社会的責任に関する規範の順守)方針を示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	「社会的行動規範の遵守に関する誓約書」を作成し、取引先に署名してもらうことした。現在、常時取引のある飼料会社2社から誓約書を得ている(2020年2月4日付、2月14日付)。 しかし、その他の取引頻度の低い取引先については誓約書を得ていなかった。	軽微	取引頻度の低い取引際について、ソーシャル・コンプライアンス方針を確認していなかった。 現時点で問題があると思われる取引先は確認されなかったため、軽微な不適合とする。	
判定基準 6.8: 紛争の解決					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
6.8.1	**指標:** 労働者が実効的で公正かつ秘密保持をする苦情処理制度を利用できることを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	「銀鮭養殖の作業手順書」の中で、3)苦情処理の扱い を作成している。従業員からの苦情は記録され、代表取締役2名と常務の計3名で内容を協議し文書で可能な限り速やかに申立人に回答する。記録は苦情記録回答簿に保管する。手順書は従業員に配布している。作業小屋に、外部の相談窓口として、労働基準監督署の連絡先も掲示している。	適合		
6.8.2	**指標:** 扱った苦情が90日内に対処[121] される割合 **要件:** 100% **適用範囲:** すべて	少なくとも2011年の震災以降は従業員からの苦情が提起された事例はないことを管理者、従業員へのインタビューで確認した。	適合		
注釈	[121]会社の苦情処理手続きを通じてその内容が認識、受領され、必要に応じて是正措置が講じられること。				
判定基準 6.9: 懲戒行為					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
6.9.1	**指標:** 行き過ぎた懲戒行為または懲戒処分の乱用 **要件:** 不可 **適用範囲:** すべて	これまで懲戒処分は発生していないことを管理者、従業員へのインタビューで確認した。	適合		
注釈	[122] 言葉による虐待、隔離、性的または人種的いやがらせ、脅迫または物理的暴力をほのめかした脅しをはじめとする意図的な権利の行使を特徴とする。				

6.9.2	**指標:**労働者[123]の向上を目的とした実効性ある懲戒方針 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	就業規則第23条から第25条に懲戒の規定を定めている。これまで懲戒処分は発生していない。	適合		
注釈	[123]懲戒処分が必要な場合、最初は口頭による注意、ついで文書による警告など、段階的に対処すべきである。目的は常に労働者の向上であり、解雇は最終手段とするべきである。賞与、奨励策、研修の参加および昇進に関する方針は明示され、かつ理解されなければならず、独断的であってはならない。罰金または基本給の減給は懲戒行為として容認できない。				
判定基準 6.10:勤務時間と残業					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
6.10.1	**指標:**勤務時間 [124]と残業に関する法律の違反および乱用 **要件:**不可 **適用範囲:** すべて	注:養殖場労働者の労働時間、夜間労働および休憩時間は、国内法、規制または労働協約(農業条約における安全衛生(2001年)など)に従うこと。追加情報は国際労働機関(ILO)のウェブサイト(www.ilo.org)で参照できる。			
		労働時間、時間外労働については労働基準法で規定されており、条文はウェブサイト上で公開されているため随時アクセス可能である。 出勤した日に各従業員が出勤簿に判をおしている。半日出勤した日は他の日を半日出勤にして調整しているとの話だったが、その記録はない。残業は基本的にない。 早く出勤した日は早く帰るようにしている。就業規則では就業時間は一般的な工場勤務と同じ8時から17時勤務となっているが、業務の都合により時間外に就労させることがあると規定されており、雇用契約書上では6時から15時と明記している。 季節による特別な労働シフトはない。 従業員へのインタビューでも残業はないことを確認した。	適合		
注釈	[124] 当該地域の規定が国際的な勧告(正規の勤務時間は48時間、残業は12時間)を超える場合、国際的基準を適用する。				
6.10.2	**指標:**残業には限度があり、自由意思 [125]に基づき、割増賃金 [126] が支払われ、例外的な事情に限定される **要件:** 必要 **適用範囲:** 注釈125を除くすべて	養殖場では残業は基本的にない。過去数カ月の各従業員の給与支払い明細書で、残業が発生していないことを確認した。 従業員へのインタビューでも残業はないことを確認した。むしろ1日の労働時間は雇用契約書より短くなることもあり、また養殖をしていない期間は網の補修作業など以外の日は休日になることが多いが、給与は雇用契約書通りの月給が毎月支払われていることをインタビューで確認した。	適合		
注釈	[125]包括的な労働協約で事前に合意されている場合の残業の強制は認められる。				
注釈	[126] 正規の労働時間の賃金に比べて高い支払率。国の法規や業界標準に従うこと。				
判定基準 6.11:教育と研修					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
6.11.1	**指標:**企業が従業員に対し養殖技術、養殖場管理、逃亡管理、安全衛生手順について定期的にトレーニングを行っている証拠 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	銀鮭養殖の作業手順書 (4)その他 1)作業従事者の健康管理および教育研修 に記載している。毎年の養殖事業スタート前の研修(作業手順書、安全衛生、差別禁止)と、その他衛生、安全管理の研修を規定している。しかし、衛生、安全管理の研修については頻度が規定されていなかった。またこれまでの研修記録はなかった。 各従業員は必要な資格はすでに取得している。 今後新入社員が入れば、シーズン前の入社であれば全体のシーズン前研修に合わせて参加し、シーズン途中であれば個別の入社時研修を行うこととしている。	軽微	衛生、安全管理の研修については頻度が規定されていなかった。またこれまでの研修記録がなかった。 研修自体は適切に行われているため、軽微な不適合とする。	

判定基準 6.12: 社会的責任に対する企業の方針					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
6.12.1	**指標:** 上記の 6.1 から 6.11 までの基準に合致する企業レベル [127]での方針の提示 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	6.1から6.11の取り組み内容はすべて、マルキンの企業レベルとして方針が作成され、管理者により承認され、実施されている。これ以外の養殖関連施設はない。	適合		
注釈	[127] 認証を申請する養殖場が位置する国や地域内の企業の本社によるもの。方針には育成、スモルト生産、加工施設など、その企業のすべての操業場所に適用されなければならない。				
Social requirements in the standards shall be audited by an individual who is a lead auditor in conformity with SAAS Procedure 200 section 3.1.					
原則 7: 地域の一員として良識的かつ誠実であること					
判定基準 7.1: 地域社会との取り組み					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
7.1.1	**指標:** 地域社会の代表や組織と、定期的で有意義な協議[128] を開催もしくは参加していることを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	養殖場の作業小屋と資材・飼料置き場がある尾浦港周辺地域には震災前には集落があったが、2011年の震災ですべての住宅が破壊・流失した。震災後、町により災害危険区域に指定され、現在は住宅を建てることができず集落はない。元の住民は高台に造成された新しい宅地に集団移転した。そのため、養殖場周辺に直接関係する地域社会は存在しない。 その他の利害関係者との話し合いの記録として、今シーズンから、「議事録」を残している。高台に移転した住民や漁協、飼料会社などとの話し合い結果がある。2019年8月27日(尾浦支部)、2019年12月28日(漁協女川支所)などを確認した。漁協の総会は毎年3月に実施されており、組合員(漁業関係者)が出席して話し合いを行っている。総会議事録は漁協で保管されている。	適合		
注釈	[128]養殖場が影響を与える地域社会から選出された代表者と少なくとも半年に一度協議の場を持つこと。会議議題の一部は地域社会の代表者によって決められるべきである。参加型社会的影響評価についても検討するのが望ましい。				
7.1.2	**指標:** 地域社会の利害関係者や組織からの苦情に対し、処理および解決にむけた実効性のある [129]方針や仕組みを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	「銀鮭養殖の作業手順書」の中で、3)苦情処理の扱い を作成している。これは社内、社外どちらの苦情にも適用される同じ手順であり、苦情を受け付けたら苦情等記録簿に記録し対処する。ウェブサイトにも連絡先を記載している。しかし、作業手順書の苦情処理手順は、社内、社外どちらの苦情も扱う手順だということが明記されておらず、分かりにくかった。 これまで地域社会から苦情を受けたことはない。利害関係者へのインタビューでも、苦情を提出したが解決されていないという意見はなかった。	適合	【観察事項】苦情処理手順は、社内、社外の苦情を扱うことが明記されていなかった。 表記上の問題だけであるため、観察事項とする。	
注釈	[129] 苦情に対する解決策を提示することは、実効性のある仕組みの良い判断材料となりうる。				
7.1.3	**指標:** 治療処置期間実施中は養殖場に分かりやすい通知[130]を掲示し、その処置から生じる健康への潜在的リスクを地域社会との協議の場(7.1.1)で伝達すること **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	治療薬は使用しないため、該当しない。	適用外	治療薬は使用しないため	
注釈	[130] 通知は養殖場周辺を通行する船員や漁業者に見えるものであること。				

判定基準 7.2:先住民の固有の文化と伝統的領域の尊重					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
判定基準7.2に関する申請者および認証機関への解説:先住民族の伝統的な領土 ASCサケ規格は養殖場が先住民族の伝統的な領土を尊重することを要求する。基準7.2に記載されている指標は先住民の権利に関する国連宣言に一致する目的を達成するように設計されている。多くの地域で先住民族の領域の境界は地方法または国内法によって明確な法的資格を持つ。そのような場合、養殖場が先住民族に近接して運営されているかどうかを知るのは簡単である。しかし、先住民族の領土の境界が定義されていない、もしくは未知である場合、養殖場が先住民族の集団のすぐ近くで運営されているかどうかを確認することは難しい。ここでASCは以下のガイダンスを提供する。 ASCサケ規格の背後にある意図としては、養殖場の活動によって悪影響を受ける可能性があるすべての近隣グループを特定することである。養殖場が隣人に有害な影響を及ぼしているかどうかを把握することは、養殖場と先住民族の間の実際の物理的距離より重要である。効果的な地域社会との協議は近隣グループへの影響を特定するための最良の方法の1つである。透明な協議プロセスを通して養殖場によって「ストレス」にさらされている先住民族は自身を認識し、養殖場の影響の性質への懸念を表明することができる。養殖場と隣人間の継続的な協議によって重要な問題が議論され解決されることができるフォーラムが作られるべきである。				
7.2.1	**指標:**地方と国の関係法規の求めに応じて、先住民グループと協議を行ったことを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:**先住民[131]の領土、または先住民と近接する土地で運営されるすべての養殖場	当地域には先住民族がいないため該当しない。	適用外	当地域には先住民族がいないため	
7.2.2	**指標:**養殖場が先住民社会と積極的な協議を行ったことを示す書類 **要件:** 必要 [131] **適用範囲:**先住民[131]の領土、または先住民と近接する土地で運営されるすべての養殖場	当地域には先住民族がいないため該当しない。	適用外	当地域には先住民族がいないため	
注釈	[131] 先住民の権利に関するすべての基準は、先住民のなわばり域に近接していることに基づいて関係がある場合にのみ適用される。				
7.2.3	**指標:**先住民社会との協定書、または協定書作成のための積極的なプロセス[132]が進行中であることを示す書類 **要件:**必要 **適用範囲:**先住民[131]の領土、または先住民と近接する土地で運営されるすべての養殖場	当地域には先住民族がいないため該当しない。	適用外	当地域には先住民族がいないため	
注釈	[132]養殖場は、先住民社会と進めている協議の内容、地域社会の重要関心事の把握と、養殖場の対応を示すこと。				
判定基準 7.3:資源の利用					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)			
7.3.1	**指標:**地域社会のきわめて重大な資源 [133] の利用制限を、地域社会の同意なしに変更すること **要件:**不可 **適用範囲:** すべて	地域にとって極めて重大と考えられる資源はない。 養殖場は区画漁業権で場所が設定されており、その他の場所を使用することはできない。つまり他の資源を無許可で使用することはできない。	適合		
注釈	[133] 地域社会のきわめて重大な資源には、淡水や土地、または地域社会が生計維持に必要な天然資源など。例えば、その地域社会が必要とする淡水資源への唯一のアクセスを養殖場が閉鎖するなどは容認できない。				

7.3.2	**指標:**資源の利用に対し企業が与える影響を評価したことを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	資源への影響はないが、資源への影響評価結果は文書にまとめられていなかった。	軽微	資源への影響はないが、資源への影響評価結果は文書にまとめられていなかった。 資源への影響は見られなかったため書類上の問題であり軽微な不適合とする。	

スモルトの生産に対する指標と基準

認証を得ようとする養殖場は、そのすべてのスモルトの供給者から下記の基準の順守を立証する書類を入手しなければならない[134]。以下の基準は、原則1から7の下位基準であり、スモルト施設と関連の深い影響に絞っている。また、開放系の養殖施設、閉鎖系・半閉鎖系の養殖施設に適用される基準も別途ある。

注釈	[134] SAD 運営委員会はスモルト生産であっても、環境および社会における影響を低減する取り組みを提案している。中期的には運営委員会はスモルトの生産現場での監査するシステムも予想している。養殖場は基準の順守状況を示すために、スモルトの生産業者と共同で書類を作成する必要がある。この書類は施設における監査の一部として扱われる。

セクション 8:スモルトの供給者に対する基準

原則 1 に関連する要件

		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	監査員の評価(認証機関に求められる行動)			
8.1	**指標:**取水と排水に関する地方と国の法規の順守すること。特に水質に関する許可証の提示 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a 養殖場のすべてのスモルト供給者を特定する。各供給者について、スモルト生産システムのタイプ(開放系、半閉鎖系、閉鎖系)を特定し、この情報をASCに提出すること(別紙 VI)。 b. 水質について行政の許可が必要な場合、スモルト生産者の許可のコピーを入手すること。 c. 必要な場合、排水に関する法律、規制、許可への適合とモニタリングを示すスモルト供給者の記録を入手すること。 –	稚魚のサプライヤー(商社)は1社であり、そのサプライヤーは2件の生産者からASC対象種苗を購入している。採卵地と稚魚の生産者がリスト化されている。 稚魚の生産者は半閉鎖系であり、取水は河川(慣行水利権)、または、私有の湧水を使用している。 河川に排水しており、水質については各県が代表地点で調査を行っている。 排水の水質に関連する法令基準はない。稚魚生産者の現場の写真を確認した。	適合		
8.2	**指標:**労働法規の順守 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. スモルト供給者から労働法規順守の肯定的な証言を得ること。 b. 労働法規の順守に関してサプライヤーが視察された記録を保持すること。(操業している国でそのような視察が法的に要求されている場合のみ。1.1.3a参照。)	労働法規の遵守について、稚魚のサプライヤーより宣言文書(2020年2月14日付)を得ている。生産者1社からの労働法規順守の宣言が含まれている。しかしもう1社からの宣言はまだ得られていなかった。	軽微	全ての稚魚生産魚から労働法規順守の宣言を入手していなかった。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	

原則 2 に関連する要件						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
8.3	**指標:**別紙Ⅰ-3に該当する生物種や自然環境がある場合、生物多様性や近隣の生態系に対して育成施設がもたらす影響評価に関する書類(判定基準2.4.1参照) **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	注:スモルト施設が以前に生物多様性影響の独立評価を行ったことがある場合(例:規制の許可プロセスの一環として)、養殖場はすべての構成要素が満たされる限り、指標8.3の順守を証明する証拠としてそのような文書を入手し使用してよい。				
		a. 生物多様性や近隣の生態系に対するスモルトサイトの潜在的な影響を評価した文書をスモルト供給者から入手すること。評価は別紙I-3の項目すべてを網羅すること。	稚魚の生産者は岩手県と宮城県にある。 岩手県では県が養魚場近隣河川の生物指標を調査しており、養魚場の上流、下流の地点とも、国の生活環境の保全に関する環境基準の類型では良好な基準にあたる生物Aに分類できることが確認されている。 宮城県では該当流系の下流で調査されており、生物特A(生物 A の水域のうち、 生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域)と分類されている。上流はダムとなっている。 生物多様性や近隣の生態系に対する影響評価はまだ実施されていなかった。生産者に調査協力を依頼している。	軽微	稚魚生産施設周辺の生物多様性や生態系に対する影響を評価していなかった。 施設の規模や他の調査結果から大きな影響を与えているとは考えにくいため、軽微な不適合とする。	
		b. スモルト供給者から、評価で特定された潜在的な影響に対処するための計画を作成し、実行していることを確認する宣言を入手すること。				
8.4	**指標:**過去12か月間の生産したスモルト1トンあたりの環境中に放出されたリンの最大量(別紙Ⅷ-1参照): **要件:** 4kg/t(過去12か月に生産されたスモルト重量) **適用範囲:** すべて	指標8.4に関する申請者への手引き - 生産された魚1トン当たりの全リン放出量の計算 養殖場は、それぞれのスモルト供給者が指標8.4の要件を満たしていることを確認しなければならない。これはスモルト生産施設が12か月間に生産した魚1トン当たりの環境中に放出されたリンの最大量である。要件は4 kg/mtに設定されている。全リン放出量の計算は、「マスバランス」アプローチを用いて行われる。詳細な説明と式は付録VIII-1にある。 該当する場合、養殖場は以下のことを示す証拠がある場合には、スラッジのリンの物理的除去を考慮に入れることができる。 - スモルト供給者は関連する期間にわたって、敷地から除去されたスラッジの総量を示す記録を持っている - 供給者は、代表的なバッチをサンプリングし分析することによって、除去されたスラッジ中のリン濃度(%P)を判定した - スラッジは養殖場のバイオソリッド管理計画に従って適切に現場外で処分された				
		a. スモルト育成のために過去12か月に与えられた飼料の量と種類を示す記録をスモルト供給者から入手すること。	稚魚に与えられた飼料の表示票(成分表)があるが、生産者から飼料の使用量がまだ開示されていない。稚魚の重量に関する記録、スラッジの量も開示されていない。そのため、稚魚生産で与えられたリンの総量が計算できていなかった。	軽微	稚魚生産施設から放出されたリンの値はまだ測定されていなかった。 すでに情報入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	
		b. スモルト供給者が使用した全ての飼料について(8.4aの結果から)、化学分析による判定か、飼料供給業者の宣言に基づき、リンの含有量を示す記録を保持すること(別紙VIII-1)。				
		c. 別紙VIII-1の計算式と8.4a, bの結果を用いて、過去12か月のスモルト生産で飼料として与えられたリンの総量を計算すること。				
		d. 過去12か月に生産されたバイオマス量を(別紙VIII-1の計算式で)計算するために十分な投入量、収穫量、死亡量の記録をスモルト供給者から得ること。				
		e. 別紙VIII-1の計算式を用いて、魚の増加したバイオマス中(8.4dの結果から)のリンの量を計算すること。				
		f. 可能な場合、過去12か月にスラッジとして除去されたリンの合計量を(別紙VIII-1の計算式で)示す記録をスモルト生産者から得ること。				
		g. 別紙VIII-1の計算式と8.4a-fの結果(上記)を用いて、スモルト生産1トンあたりの放出された全リンを計算し、スモルト生産者が要求事項に適合していることを確かめること。				
原則 3 に関する要件						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			

8.5	**指標**:外来種を生産している場合、その種がASCサケ基準の公表日以前に、その地域で広く商業的に生産されていたこと **要件:** 必要[135] **適用範囲:** 注釈135を除くすべて	a. スモルト供給者が外来種を生産しているかどうかを示す証拠書類を入手すること。もし生産していない場合、指標8.5は適用されない。 b. 外来種の場合、ASCサケ基準の発行以前から、当該種がその地域で広く商業的に生産されていたことを示す証拠書類を養殖場に提示すること(地域の定義は3.2.1を参照) c. スモルト供給者が8.5bに関する証拠を提示できない場合、養殖場が100%不妊化した個体のみを用いている証拠資料を提示すること。 d. スモルト供給者が8.5bまたは8.5cに関する証拠を提示できない場合、以下それぞれの証拠を提示すること。 1)外来種が効果的な物理的隔壁により天然魚と隔離されておりかつ管理が行き届いていること、 2)隔壁により生残し再生産する可能性のある飼育魚の脱走が確実にないこと、 3)隔壁により生残し再生産する可能性がある生物体の漏洩が確実にないこと e. スモルトを養殖場へ供給する設備の適合性を示すため、8.5a-dの証拠を保持すること	ギンザケは北海道にまれに遡上するが、国内には未定着とされている。そのため当地域においてはギンザケは外来種と考えられる。 国内のギンザケ海面養殖は宮城県で1975年から開始され、1976年から販売実績がある記録を確認した。 稚魚についても同時期から同様に生産されている。なお、岩手県の稚魚生産者は宮城県の海面養殖業者に稚魚を供給しており、宮城県と同様に古くから生産が行われている。	適合		
注釈	[135]100%不妊化した個体を養殖する施設、繁殖の恐れがある個体(影響を与える恐れのある生体物質を含む)を養殖する場合、物理的に完全隔離した施設の場合は例外とする。					
8.6	**指標:**直近の生産サイクルで脱走した個体数 [136] **要件:**300匹未満 [137] **適用範囲:** 注釈137を除くすべて	a. スモルト供給者が確認されたまたは疑われる逃避のすべての事例のモニタリング記録を維持し、日付、原因、および推定された逃亡数を特定していることを示す証拠書類を入手すること。 b. 8.6aのスモルト供給者記録を用いて、逃亡した魚の総数を決定すること。直近の生産サイクルにおいて、スモルト生産施設からの逃亡数が300匹未満であることを確認すること。 c. 8.6aに記載されたモニタリング記録は、養殖場が最初に認証を申請している生産サイクルから開始して少なくとも10年間維持されなければならないことを書面でスモルト供給業者に通知すること。([137]に記載されている例外申請に適合する養殖場にとって必要) d. スモルト生産施設で脱走事象が発生した場合(すなわち、300匹を超える魚が脱走した事象)、養殖場は規格に対する稀な例外を要求できる[137]。要求は事象の完全な説明を提供しなければならず、そしてスモルト生産者が逃亡事象を引き起こした原因をどのように予測できなかったかを記録しなければならない。	稚魚サプライヤーが生産者1社に確認し、逃亡した稚魚の総数は300以下であることの宣言(2020年2月14日付)を入手している。コンクリートで囲まれた半閉鎖系で養殖されており、大型台風などでオーバーフローが無ければ逃亡は発生しない。 少なくとも10年間はモニタリング記録を保管してもらう予定である。 しかし、もう1社の稚魚生産者からはまだ逃亡数の情報が得られていなかった。	軽微	全ての稚魚生産者から逃亡数の情報を得ていなかった。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	
注釈	[136]養殖場はすべての脱走個体数を報告しなければならない。1 生産サイクルあたりの脱走個体数は 300 尾未満であること。					
注釈	[137] 養殖場の支配のおよばない事象で脱走が発生し、これを立証できる場合、例外として扱われることもある。このような例外は 10 年に1 度とし、養殖場が認証申請した生産サイクルの開始時点を基点とする。養殖業者は発生原因を予見する合理的な方法が無かったことを立証しなければならない。異常気象(100 年に 1 度の暴風雨)や水量の多い水路に近接する養殖場での事故は例外の対象とはしない。					
8.7	**指標:**個体数集計に使用した技術または方法の正確性 [138] **要件:**98%以上 **適用範囲:** すべて	a. スモルト供給者が使用している計数技術の正確さを示す記録を入手すること。記録には、計数機械の性能説明書のコピー、および手計測の一般的な誤差の見積もりを含める必要がある。 スモルト供給者の計数技術または計数方法の正確性が98%以上であることを証明する記録を確認すること。	稚魚の取引は重量計算で行われる。サンプリングした個体を計測し、平均サイズと平均重量から総個体数を算出している。養殖場にて稚魚受け入れ時の尾数と出荷時の水揚げ尾数を比較すると、正確性は98%以上であった。生簀替えや分養は行っておらず、斃死魚の計数は毎日行っているため、稚魚業者からの計数誤差は僅かである。 数年前までは誤差が大きかったがサンプリング回数を増やしたり、生け込み時の現場立会いなどを増やしたりした結果、精度が上がってきた。	適合		≥ 98%.

注釈	[138] 正確性の判定は、集計機械の場合は仕様書、手作業集計の場合は一般的な誤差推計による。					
原則 4 に関連する要件						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
8.8	**指標:**生産から生じる非生物系廃棄物の適切かつ責任ある処理(例えば、処分またはリサイクル)の実施を示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 各スモルト供給者から、生産から生じる非生物系廃棄物の適切かつ責任ある処理へのコミットメントを示した方針を入手すること。それは、供給者の方針が操業地域における最善策とどのように一致しているかを説明しなければならない。	稚魚生産から生じる非生物系廃棄物の適切かつ責任ある処理へのコミットメントを示した方針については稚魚生産者へ依頼中であった。	軽微	稚魚生産者の非生物系廃棄物の適切かつ責任ある処理へのコミットメントを示した方針を入手していなかった。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	
8.9	**指標:**スモルト生産施設のエネルギー使用量の報告(別紙Ⅴ-1参照) **要件:** 必要。1 生産サイクルあたりの消費量(kJ/t)で計算 **適用範囲:** すべて	注:指標4.6.1の説明を参照。				
		a. 毎年、供給業者の施設での供給源(燃料、電気)ごとのエネルギー消費量の記録をスモルト供給者から入手すること。	稚魚生産者の施設での供給源(燃料、電気)ごとのエネルギー消費量の記録を稚魚生産者へ依頼中であった。	軽微	稚魚生産施設のエネルギー使用量の報告を入手していなかった。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	
		b. スモルト供給者が、昨年の総エネルギー消費量をキロジュール(kj)で計算していることを確認すること。				
		c. スモルト供給者が昨年中に生産した魚の総重量(t)を計算したことを示す記録を入手すること。				
		d. スモルト供給者が、必要に応じて供給元の施設でのエネルギー消費量を計算するために8.9bと8.9cの結果を使用し、キロジュール/ トン/生産サイクルの単位で報告していることを確認すること。				
		e. スモルト供給者が付録V-1の要件に従ってエネルギー使用の評価を受けていることを示す証拠を入手すること。a-eを詳述する宣言の形をとることもできる。				
8.10	**指標:**スモルト生産施設における温室ガス(GHG[139])排出[140]の記録と毎年のGHG評価の証拠書類(別紙Ⅴ-1参照) **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	注:指標4.6.2の説明を参照。				
		a. スモルト供給者の施設からの温室効果ガス(GHG)排出量の記録を入手すること。	稚魚生産者の施設での温室効果ガス(GHG)排出量の記録は依頼中であった。	軽微	稚魚生産施設からのGHG排出量を入手していなかった。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	
		b. スモルト供給者は、少なくとも年1回、付録V-1に従って、すべてのスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を計算していることを確認すること。				
		c. GHG計算のために、スモルト供給者が業務に最も適した排出係数を選択していることを確認すること。供給者が排出係数の出所を文書化していることを確認すること。				
		d. CO2以外のガスのCO2換算量への変換を含むGHG計算のために、スモルト供給者が使用する地球温暖化係数(GWP)とその出所を指定していることを確認すること。				
		e. スモルト供給者が少なくとも年1回、付録V-1の要件に従ってGHG評価を受けていることを示す証拠を入手すること。				

注釈	[139] 京都議定書で規定された 6 種（二酸化炭素 CO2、メタン CH4、一酸化二窒素 N2O、ハイドロフルオロカーボン HFCs、パーフルオロカーボン PFCs、六フッ化硫黄 SF6）を指す。					
注釈	[140] 別紙Ⅴで示した方法で記録すること。					
原則 5 に関連する要件						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価（認証機関に求められる行動）**			
8.11	**指標:**魚の病気と寄生虫の検出とモニタリングのために、指定獣医が承認した魚の健康管理計画の提示 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 魚の病気や寄生虫の特定と監視のための、スモルト供給者の魚の健康管理計画のコピーを入手すること。 b. スモルト供給業者の健康管理計画が、供給者の指定獣医師によって承認されたことを示す証拠書類を保管すること。	病気は発生していないが、稚魚生産者の健康管理計画を入手していなかった。	軽微	稚魚生産者の健康管理計画のコピーを入手していなかった。 病気のリスクは低く、またすでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	
8.12	**指標:**その地域に深刻な被害をもたらす病気があり、かつ効果的な予防法がある場合、そのワクチンを受けた個体の割合[141] **要件:**100% **適用範囲:** すべて	a. 養殖場の獣医師により作成され、科学的証拠により裏付けされた、その地域に重大なリスクをもたらすことが知られている病気のリストを維持すること。 b. 養殖場の獣医師により作成され、科学的証拠により裏付けされた、その地域で有効なワクチンが存在する病気のリストを維持すること。 c. 魚に接種されたワクチンを詳述したスモルト供給者の宣言文書を入手すること。 d。上記の8.12a–cのリストを使用して、養殖場のすべてのサケが、効果的なワクチンが存在する地域で重大なリスクをもたらすことが知られているすべての選択された疾患に対する予防接種を受けたことを証明すること。	リスクのある病気としてはビブリオである。 出荷時にワクチン使用合計量が報告されている。納品書に薬品使用量が記載されている（例：2018年11月18日付）。ビブリオのワクチンが投与されている。宮城県水産技術総合センターが作成したビブリオ対策書類がある。 ワクチンの使用記録が確認できた。	適合		
注釈	[141] 指定獣医はその地域にリスクの高い病気を判別し、有効なワクチンを記載した文書を作成し、提供する責任を負う。獣医は摂取すべきワクチンを決定し、監査人にその決定が妥当であることを示すこと。					

8.13	**指標:**海面養殖に移行する前に、その地域で懸念される特定の疾病検査を受けたスモルト集団 [142]の割合 **要件:** 100% **適用範囲:** すべて	**指標8.13に関する申請者への手引き – 特定の疫病に対するスモルトの検査** 養殖場は各スモルトグループが検査される地域で懸念されている疫病のリストを作成し維持することに対して責任がある。疾病のリストは、淡水を起源とし海水中で発生することが証明されている、もしくは疑われる疾病が含まれていなければならない(海水での魚間の伝染が懸念されるものも含む)。 スモルト供給者の指定獣医師は科学的基準と公的に入手可能な情報に基づいて、どの疫病を検査すべきかを評価することが要求されている。この分析は、臨床疾患または淡水中の疫病保有魚が成長期に悪影響を及ぼし、スモルトグループへの育成段階への移行が不適格となるかの評価を含めなければならない。分析は要求に応じて認証機関に提供されなければならない。 注:「スモルトグループ」とは、環境、飼育、および各グループの病原体の共有に寄与する可能性がある宿主因子など、疾病リスクを共有する集団として定義される。				
		a. スモルト供給者から、スモルトの検査が必要な、地域で懸念される疾病のリストを入手すること。上記の手引きに記載されているように、リストは科学的分析によって支持されなければならない。	リスクのある病気としてはビブリオである。稚魚生産者から、稚魚の疾病検査の記録と宣言を入手していなかった。	軽微	稚魚出荷時に疾病検査されたことを確認する宣言・記録を入手していなかった。 病気のリスクは低いため軽微な不適合とする。	
		b. 養殖場が受け取った各スモルトグループがリストにある疾病について検査されたこと(8.13a)を確認する宣言と記録をスモルト供給者から入手すること。				
注釈	[142] 病気のリスク(病気の原因となる恐れのある環境や宿主)を共有する集団を1つと扱う。海面養殖時に発生が確認(もしくはその可能性が高い場合)されても、その出所が淡水域である病気については、報告対象とする。スモルト養殖場の指定獣医は、科学的情報と一般に入手可能な情報に基づき、どの病気を検査すべきかの判断が求められる。この分析には淡水における臨床疾病または病原菌の保有がその後のサケの生育に悪影響を与えるかどうか、すなわち海面養殖生けすへの放流が適当以下どうかの判断が含まれる。認証機関の要求に応じ、分析結果を提示する必要がある。					
8.14	**指標:**スモルトの生産サイクルに使用したすべての化学物質と治療薬、その使用量(生産量1トン当たりのグラム数を含む)、使用日、処方したスモルト集団、病気名、適切な投薬の実施記録、現場で確認された病気すべてに関する指定獣医による報告 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 養殖場に販売された魚に対する化学薬品および治療薬使用の詳細記録をスモルト供給者から入手すること。それには以下のものが含まれる。 – 処方箋を出した獣医師の名前 – 製品名および化学物質名 – 使用理由(特定の病気) – 治療日 – 使用した製品の量(g) – 投与量 – 処置された魚の量(t) – WHOの抗生物質の分類(5.2.8の注も参照) – 化学薬品または治療薬の供給者。	稚魚にワクチン以外は使用していないとサプライヤーから聞いている。稚魚の納品書(2019年11月11日、14日、13、18日)にはワクチン以外の薬品の使用の有無の記録がなかった。	軽微	養殖場に販売された稚魚に対する化学薬品および治療薬使用の詳細記録が入手されていなかった。 記録の不備であり聞き取りでは使用していないことが確認されていたため軽微な不適合とする。	
8.15	**指標:**主要なサケの生産国または輸入国[144]のいずれかで禁止された[143] 抗生物質または化学物質を含む治療処置 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. スモルト供給者に[144]の主要なサケの生産国または輸入国のいずれかで食用魚類への使用が禁止された抗生物質または化学物質を含む治療処置のリスト(5.2.2a参照)を提供すること。	稚魚生産者は抗生物質、治療薬を使用してない。ASC認証の養殖場へ販売される魚にはリストにある治療処置を施すことはできない旨は通知される。	適合		
		b. スモルト供給者に、ASC認証の養殖場へ販売される魚にはリストにある治療処置を施すことはできない旨を通知すること。				
		c. スモルト供給者から入手した治療処置の記録(8.14)を8.15aのリストと比較し、養殖場が購入したスモルトに対して8.15aのリストに載っている治療処置が施されてないか確認すること。				
注釈	[143]「禁じられている」とは、政府機関が一定の物質に対する懸念から積極的に禁止しているという意味を指す。					
注釈	[144] ノルウェー、英国、カナダ、チリ、アメリカ、日本およびフランスを指す。					

8.16	**指標:**直近の生産サイクルにおける抗生物質による処方回数 **要件:**3回以下 **適用範囲:** すべて	a. スモルト供給者から、抗生物質を用いたすべての治療処置記録を入手すること(8.14a参照) b. 直近の生産サイクルでの抗生物質の全処置回数を記録すること。	稚魚生産者は抗生物質、治療薬を使用してない。	適合		
8.17	**指標:**WHO [145]が指定した「ヒト医薬品において非常に重要な抗生物質」の使用 **要件:**不可 [146] **適用範囲:** すべて	a. スモルト供給者へ最新版のWHO「ヒト医薬品において非常に重要な抗生物質」[145]リストを提供すること。 b. スモルト供給者に、ASC認証の養殖場へ販売される魚にはWHOリスト(8.17a)にある抗生物質を使用することはできない旨を通知すること。 c. スモルト供給者から入手した抗生物質使用の記録 (8.14, 8.15a) をWHOリスト(8.17a)のリストと比較し、養殖場が購入した魚に対して「ヒト医薬品において非常に重要な抗生物質」のリストに載っている抗生物質が使用されてないか確認すること。	最新版のWHO「ヒト医薬品において非常に重要な抗生物質」リストは稚魚生産者へ提供され、使用できないことが通知される。	適合		
注釈	[145] W HO ウェブサイトのリスト(第 3 版)参照:http://www.who.int/foodborne_disease/resistance/cia/en/index.html					
注釈	[146] 一部の養殖生けすのみが処方された場合、それ以外の生けすの魚は認証資格がある。					
8.18	**指標:**国際獣疫事務局(OIE)の「水生動物衛生規約[148]の順守 [147] を示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	注:OIE水生動物衛生規約の順守の証拠については、指標5.4.3の説明を参照。 a. スモルト供給者へ最新版の国際獣疫事務局(OIE)の「水生動物衛生規約」を提供すること。(またはインターネット上でどのようにアクセスるか伝えること。) b. ASC認証養殖場はスモルト生産業務がOIE水生動物衛生規約に順守することを確実にする方針と手順を有する設備からのみスモルト供給を受けることができるとスモルト供給者に通知すること。 c. スモルト供給者が、OIE水生動物衛生規約に従う意思がある旨の宣言、及びOIE規約への準拠を実証するためのスモルト生産業者の方針と手順のコピーを入手すること。	稚魚生産者へ最新版の国際獣疫事務局(OIE)の「水生動物衛生規約」が伝えられている。OIE水生動物衛生規約に従う意思がある旨の宣言、及びOIE規約への準拠を実証するための稚魚生産者の方針と手順は入手していない。	軽微	OIE水生動物衛生規約に従う意思がある旨の宣言、及びOIE規約への準拠を実証するための稚魚生産者の方針と手順は入手していない。 実務上問題が起きたことはなく書類上の問題のみであるため軽微な不適合とする。	
注釈	[147] 順守とは、養殖場の操業内容が規約の意図と合致することを指す。詳細は診断マニュアルを参照すること。本基準の主旨を鑑み、OIEの診断マニュアルに基づき、汚染された場所からの養殖個体の除去、検疫エリアの設定をはじめとする、OIE に報告すべき外来の疾病検出に対する積極的な協力が含まれる。外来とは、その地域でこれまでに発見されていなかった、または過去に根絶したという意味である。					
注釈	[148] OIE 2011. Aquatic Animal Health Code. http://www.oie.int/index.php?id=171.					
	原則 6 に関連する要件					
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
8.19	**指標:**判定基準6.1から6.11までの労働基準に沿った企業レベルにおける方針と手続き **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. スモルト供給者の会社レベルの方針と手順のコピー、および判定基準 6.1 から 6.11 までの労働基準準拠の宣言を得ること。 b. スモルト供給者の方針と手順が労働基準の要件 6.1 から 6.11に適合しているか明らかにするために、8.19aの書類と宣言をレビューすること。	全ての稚魚生産者から労働基準準拠の宣言と、会社レベルの方針と手順を得ていなかった。すでに受領している1社も会社レベルの方針でなかった。	軽微	全ての稚魚生産者から労働基準準拠の宣言と会社レベルの方針と手順は受領していなかった。すでに受領している1社も会社レベルの方針でなかった。 実際に問題があるという情報はなく書類の不備であるため軽微な不適合とする。	

原則 7に関連する要件						
		準拠すべき基準(申請者に求められる行動)	**監査員の評価(認証機関に求められる行動)**			
8.20	**指標:**地域社会の代表者や組織との定期的な協議と取り組みを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	指標に8.20関する申請者への手引き – 地域代表との協議および関与 養殖場は指標7.1.1を順守しなければならず、これは養殖場が地域社会の代表者や組織との定期的な協議や取り組みを行うことが要求される。指標8.20では、養殖場は各スモルト供給者が同等の要件をどのように満たしているかを示さなければならない。養殖場はスモルト供給者が完全に順守していることを証明するための十分な証拠を維持する義務がある。証拠は文書化され(例:会議の議題、議事録、報告)、次のことを実証する: – スモルト供給者は、少なくとも年に2回、地元の地域社会との「定期的な」協議を行う – 供給者の協議は有効であった(例 参加型社会影響評価(pSIA)または同様の方法を使用) – 供給者の協議には、議題に貢献するよう求められた地域社会から選ばれた代表者が参加した				
		a. 地域社会と協議を開催もしくは地域社会に関与していることを示す書類を各スモルト供給者から入手すること	稚魚生産に関連する漁業協同組合が存在しない。 利害関係者の接点は取引業者のみである。生産施設は住宅がない山間部に立地しており、近隣住民や地域社会はない。各県の内水面水産研究施設との接点はあるが、地域社会との定期的な協議があるかどうか不明である。	軽微	稚魚生産者による協議や地域社会への関与が要求事項に適合しているか判断できる書類がなかった。 状況から判断し地域社会との関わりは小さいと思われるため軽微な不適合とする。	
		b. スモルト供給者の協議や地域社会への関与が要求事項に適合しているか確かめるため、8.20aの書類をレビューする。				
8.21	**指標**:地域社会の利害関係者や組織からの苦情に対し、処理および解決に関する方針を示す書類 **要件**: 必要 **適用範囲**: すべてのスモルト生産者	a. 地域社会の利害関係者や組織からの苦情の提出、処理および解決に関するスモルト供給者の方針のコピーを入手すること。	稚魚生産者1社からは近隣との会合が無いと回答があった。サプライヤー経由で苦情処理に関する方針と苦情受付様式(2020年2月14日付)を受領している。 しかし全ての稚魚生産者からは苦情処理方針を受領していなかった。	軽微	全ての稚魚生産者からは苦情処理方針を受領していなかった。 書類上の問題であるため軽微な不適合とする。	
8.22	**指標:**該当する場合、地方と国の関係法規の求めに応じて、先住民グループと協議を行ったことを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. スモルト供給者が先住民族の領土もしくは近接する地域にて養殖を行うかどうかを示す証拠書類を入手すること(7.2.1参照)。該当しない場合は8.22の要求事項は適用除外となる。	先住民が存在しないため、該当しない。	適用外	先住民が存在しないため。	
		b. 管轄の法律で要求がある場合、プロセスが7.2.1bに準拠していることを示すために、スモルト供給者は先住民族と会合をもち、証拠書類(会合議事録、要旨など)を保持すること。もしくは、スモルト供給者は政府間協議が行われたかを確認し、証拠書類を入手すること。				
8.23	**指標:**該当する場合、養殖場が先住民族集団と積極的に協議を行ったことを示す書類 **要件:** 必要 **適用範囲:** すべて	a. 要求事項8.23がスモルト供給者に適用されるかどうか、8.22aの結果により検討する。	先住民が存在しないため、該当しない。	適用外	先住民が存在しないため。	
		b. 該当する場合、スモルト供給者が先住民族と積極的に協議を行ったことを示す書類を入手すること。				

開放系の養殖施設(網囲い)におけるスモルト生産に対する追加基準 スモルトを開放系養殖施設で生産している場合、上記の基準に加えて、以下の要件を満たす必要がある。						
8.24	**指標**:ケージ養殖でのスモルト生産または飼育 **要件**:以下の場合のみ許可 1)養殖魚と同種の固有サケ科魚種が生息する地域にあり、 2)養殖場がASC淡水マス基準に認定されている **適用範囲**: 開放系の養殖施設(網囲い)におけるスモルト生産	a.スモルト供給者が、養殖魚と同種の固有サケ科魚種が生息する地域で操業している証拠を入手すること。 b.スモルト供給者がASC淡水マス基準に認定されているという証拠書類を入手すること	種苗生産施設は開放系ではないため、該当しない。	適用外	開放系ではないため。	
8.25	指標:水質モニタリング記録表のASCへの提出(別紙Ⅷ-2参照) 要件: 必要[149] 適用範囲: 開放系の養殖施設(網囲い)におけるスモルト生産	a. 過去12ヶ月間の水質モニタリングが少なくとも四半期に1回(3ヶ月に1回)行われたことを示す記録をスモルト供給者から入手すること。 b. スモルト供給者から水質モニタリング表を入手し、すべて実施されているかレビューすること。 c. スモルト供給者の水質モニタリング表を別紙VIII-2および別紙VIIに従ってASCに少なくとも年1回提出すること。	種苗生産施設は開放系ではないため、該当しない。	適用外	開放系ではないため。	
注釈	[149] 8.25 に関する透明性の基準については別紙VIを参照。					
スモルトの半閉鎖型と閉鎖型生産に対する追加基準 淡水域に排水を行う閉鎖型または半閉鎖型生産方式(貫流または再循環)の場合、以下の追加基準を満たす必要がある[152]:						
判定基準8.25-8.28に関する申請者および認証機関への解説 - 開放システムで生産されないスモルトの要件 顧客はスモルトを調達している生産システムについての証拠書類を認証機関に提出しなければならない。 - 養殖場で使用されるスモルトの一部もしくは全てが、アレビンからスモルトへの成長段階において開放(網生簀)システムで生産されない場合、指標8.32-.35が適用される。 - 生産システムが閉鎖型または半閉鎖型で淡水に排水されていない場合、指標8.25-8.28はスモルト生産者に適用されない[152]。養殖場は そのような免除に対する証拠書類を認証機関に提供しなければならない。審査員は免除を認める根拠を審査レポートに完全に文書化しなければならない。						
注釈	[152] 淡水域に排水しない生産方式は、適用除外となる					
8.26	指標:排水中の酸素飽和濃度(別紙Ⅷ-2参照) 要件: 60% [153,154] 適用範囲: 閉鎖型または半閉鎖型生産方式のすべて	a. 各スモルト供給者から水質モニタリング表を入手すること(8.32b参照)。 b. 排水中の溶存酸素飽和度の結果(8.33a)を確認して、測定値が60%飽和を下回らなかったことを確認すること。 c. 1回のDO測定値(8.33aでの報告)が60%を下回った場合、スモルト供給者が最低1週間電子プローブとレコーダーで毎日連続監視を行い、常に最低60%の飽和を示したという証拠を入手すること(別紙VIII-2)。	稚魚生産施設の排水中酸素飽和濃度について水質モニタリング表は入手されていない。	軽微	稚魚生産施設の排水の水質モニタリング記録は無かった。 記録の不備であるため軽微な不適合とする。	

注釈	[153] 測定値が一度でも 60%未満になった場合、電子プローブと記録計を用い、飽和度の最低値が 1 週間以上 60%以上になるまで毎日測定を行うこと。					
注釈	[154] 8.26 に関する透明性の基準については別紙VIを参照。					
8.27	**指標:**排水位置の下流における底生動物相が、上流と同等もしくはそれより良好であること(別紙Ⅷ-3参照) **要件:** 必要 **適用範囲:** 閉鎖型または半閉鎖型生産方式のすべて	a. 大型無脊椎動物調査の結果を示す文書をスモルト供給者から入手すること。 b。スモルト供給者の文書(8.34a)をレビューして、調査が規定の方法(別紙VIII-3)に従っていることを確認すること。 c. スモルト供給者の文書(8.34a)をレビューして、調査結果が、底生生物の健康状態が供給業者の排水場所の上流と同等かそれ以上であることを示していることを確認すること。	岩手県の稚魚生産施設では用水路に排水している。この用水路の上流と下流にあたる個所で県が生物調査を行っていた。また、生産施設の最寄り河川の水生生物調査(大型無脊椎含む)も行っている。調査結果より、生産施設周辺の河川の上流と下流では生活環境の保全に関する環境基準の類型ではいずれも良好な基準である生物Aに分類できることが確認された。しかし、宮城県の稚魚生産施設に関しては調査が行われていなかった。	軽微	1社の稚魚生産施設について底生動物相の状態が不明であった。 施設の規模から下流に大きな影響を与えているとは考えにくいため、軽微な不適合とする。	
8.28	**指標:**最善の管理体制に従い、汚泥(スラッジ)処理の実践を示す書類(別紙Ⅷ-4参照) **要件:** 必要 **適用範囲:** 閉鎖型または半閉鎖型生産方式のすべて	a. スモルト供給者の汚泥(スラッジ)管理計画の写しを保持し、その計画が別紙VIII-2のすべての要件を満たしていることを確認すること。 b. スモルト養殖場が汚泥を責任を持って処理している方法を示す処理フロー図(付録VIII-2に詳述)をスモルト供給者から入手すること。 c. 過去12か月以内に汚泥が自然水域に排出されなかったというスモルト供給者からの宣言を入手すること。 d. 付録VIII-2に記載されているとおり、汚泥(スラッジ)の洗浄維持管理及び処分のモニタリングを示す、スモルト供給者からの記録を入手すること。	稚魚生産者のスラッジ管理計画は作成されていない。また、スラッジ処理についても報告されていない。稚魚生産者に依頼中である。	軽微	稚魚生産者のスラッジ管理計画は作成されていない。また、スラッジ処理についても報告されていない。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	

11 所見

11.1 いかなる列も削除してはならない。
11.2 列B/C/D/E（黒背景のセル）は、審査報告書から自動的に挿入される。
11.3 各不適合は、基準の指標または是正処置要求に対して発行される。
11.4 「フィルター」機能を使用して、目的の情報のみを表示することができる（例：特定の不適合等級、状態、解除日等）。
11.5 必要に応じて行を追加すること。
11.6 すべての文章が見えるように必要に応じて列の幅を調整すること。

不適合番号	指標	不適合の等級	不適合の内容	証拠	発見日	状態	関係する特例申請（番号）	根本的原因（順序が記入）	提示され、認証機関に受理された是正/予防処置	不適合解除の期限	認証機関による評価（証拠を含む）	実際の解除日	遅延願いの受領日2	遅延の理由	新しい期限	遅延願いに対する認証機関の評価	遅延願いの承認日
	1.1.1	適合	【観察事項】 自然保護に関する法令の条文がリスト化されていなかった。 法律は遵守しており基準は満たしているため、観察事項とする。	土地および水の利用に関する各種関連法令・条例の条文へのリンクアドレスがリスト化され、法令・条例の書面を確認できる状況であった。しかし、自然保護に関連する法令・条例が不足していた。 宮城県漁業協同組合女川支所が作成した証明書から養殖場の区画漁業権を確認した。養殖場では区画2410と2413の漁業権行使規則を保持していた。区画漁業権免許状は女川支所が保管しており、免許の有効期間は2018年9月1日から2023年の8月31日までである。区画には生簀4基を設置しており、そのうち2基が認証対象となる。 養殖場のある尾浦湾に面した土地は、以前は集落があったが、津波によりほとんど全ての住宅が流失した。震災後、町により災害危険区域に指定されており、現在は住宅を建てることができないため、住宅は無い。現在は町有地となっているが、以前自らの住宅等があった場所を作業場所として使用している。暫定措置のため書面契約は無い。土地の境界は路上に印をつけて見分けている。養殖場の作業小屋、エサの保管コンテナ、資材置き場を確認した。港は占有していない。 法令順守に関して要求されている行政の視察はなく、今までに行政の視察は行われていない。 自然公園・自然環境保全地域等索引図から養殖所の位置を確認した。三陸復興国立公園区域であるが、養殖場周辺は普通地域に指定されており、保護区ではない。また、宮城県鳥獣保護区等位置図を確認し、鳥獣保護区には指定されていないことを確認した。	18/2/2020	Closed			自然公園法、種の保存法の条文へのリンクアドレスがリストに追加された。		現場で追加されたリストを確認した。観察事項は解除とする。						
	1.1.3	適合	【観察事項】 労働安全に関する法令の条文がリスト化されていなかった。 法律は遵守しており基準は満たしているため、観察事項とする。	日本国憲法、労働基準法、労働組合法など、関連する労働関連法・条例へのリンクがリスト化され、条文を確認できる状況であった。しかし、労働安全に関する法令が不足していた。今までに労働法規に関して視察を受けた事例はなかった。	18/2/2020	Closed			労働安全法と労働契約法の条文へのリンクアドレスがリストに追加された。		現場で追加されたリストを確認した。観察事項は解除とする。						
	2.1.1	適合	【観察事項】 調査報告書に底質採取地点のGPS位置情報が記載されていなかった。 調査の委託先に情報があり入手されていなかっただけのため、観察事項とする。	底質採取地点の位置が示された地図を確認した。 AZEを生簀から30mとして、別紙I-1に従いAZEの内側（生簀配列の端から25mの範囲）の3地点、AZEの外側（生簀配列の端からから55mの範囲）の3地点、および対照区（生簀の端から500m以上離れたポイント）の1地点を含む全9地点からサンプリングしている。しかし、調査報告書に底質採取地点のGPS位置情報が記載されていなかった。 指標として硫化物濃度が測定された。 調査を請け負ったのは一般財団法人建設工学研究振興会である。 調査に際しては、バイオマスのピークが推定されており、前年度水揚げ実績では5月上旬に最大であった。調査はバイオマスのピークに近い2019年7月4日に実施された。 調査の結果、AZE外部の硫化物濃度は全ての調査地点で1500 μ mol/Lを下回った。 なお、周辺海域の底質は砂地である。	18/2/2020	Open		調査報告書の情報が不足していた。	調査を実施した研究者より、底質採取地点の位置情報についてメールにて確認された。 P1: 38.454703°，141.505681° P2: 38.454685°，141.505448° P3: 38.455018°，141.505991° P4: 38.454307°，141.505170° P5: 38.455015°，141.505157° P6: 38.455162°，141.506276° P7: 38.454174°，141.504927° P8: 38.455197°，141.504902° P9: 38.463321°，141.509911°	18/5/2020							
	2.1.4	軽微	個別のAZEと沈降パターンを判断するための分析は実施されていなかった。 ASCの信頼性に影響を与える問題ではないため、軽微な不適合とする。	サケ基準1.3の注釈6に従い、AZEを30mとした。 個別のAZEと沈降パターンを判断するための分析は実施されていなかった。	18/2/2020	Open		基準の注釈6より、AZEは30mだと思っていた。	個別のAZEと沈降パターンを判断するための分析を行う予定。	18/5/2020							

	2.2.1	軽微	溶存酸素飽和度の週平均の値が70%以上であるかどうか確認できなかった。 また、データ欠損の有無、欠損があった場合はその理由が確認できなかった。 70%を下回った測定値はわずかであり、週平均ではほぼ70%を上回っていることが予想されるため、軽微な不適合とする。	生簀の横にJFEアドバンテックの水温・DOセンサーが設置されており、定期的に測定データが記録されている。 2018年11月以降は1分間隔測定データが記録されており、平均酸素濃度は88.6%、70%を下回ったデータは無いと報告された。また、2019年1月25日から6月14日までは10分間隔データが記録されており、平均酸素濃度は93.8%、最低飽和度が54.4%であると報告された。 70%を下回っていた記録が全体の0.17%として報告がまとめられていたが、溶存酸素濃度の週平均が70%以上であるかどうか確認できなかった。 なお、センサーはソーラーパネル式電池から電力を供給しており、電池が切れた場合はデータ欠損が発生する。電源不足のときはハンディー計測器で測定する。 これまでに機材不調でDOデータに欠損が発生したことがあるという報告があったが、データの一覧がなく、事実確認ができなかった。 ASCには認証取得後にデータを提出する予定。	18/2/2020	Open		DOデータの週平均値はモニタリングシステムからエクスポートしてリスト化していなかった。	溶存酸素飽和度の週平均の値を再計算し、計測機器が故障していない時のデータを見ると週平均が70%を下回らなかったことを確認した。 センサーのメンテナンスを実施した際にデータ欠損が発生した。	18/5/2020							
	2.2.4	適合	【観察事項】 水質調査が実施されたが、採水地点は報告書上で明確に記録されていなかった。 調査の委託先に情報があり入手されていなかっただけのため、観察事項とする。	外部機関の一般財団法人建設工学研究振興会により、2018年11月から1年間（月1回）にわたり養殖場周辺と対照区の水質調査が実施された。調査の結果、AZE境界付近と対照区の平均濃度は国が定めた海域の水域類型の最も厳しい基準値（全窒素0.2mg/L以下、全リン0.02mg/L以下）を満たしていた。また、AZE境界地点と対照区の有意差も認められず、非常に良好な水質であると判断された。 養殖場の水質調査は今後も月1回の頻度で実施する予定である。 しかし、調査された採水地点は報告書上で明確に記録されていなかった。	18/2/2020	Open		調査報告書の情報が不足していた。	調査を実施した研究者より、毎月の採水調査の場所の位置情報がメールにて確認できた。 AZE境界付近 38.4452N, 141.5058E、 対象区 38.4595N, 141.5066	18/5/2020							
	2.4.1	軽微	生物多様性や近隣の生態系に対する影響評価が行われていなかった。 状況から判断すると養殖場が大きな影響を与えているとは考えにくいため、軽微な不適合とする。	宮城県のレッドリストを準備している。 底生動物調査の際に、養殖場海域にみられる絶滅危惧種を調査している。キヌタガレイ, Petrasma pusilla（環境省レッドリスト、準絶滅危惧種）、ヒメシラトリガイ, Macoma incongrua（宮城県レッドリスト、準絶滅危惧種）が発見されている。しかし、潜在的影響の評価は行われなかった。 また、オーシャンアウトカムズによる水生生物と海鳥への影響評価を行ったレポートがある。宮城県の2016年度版レッドリストから脆弱種をリストアップしており、天然サクラマス, Oncorhynchus masou（準絶滅危惧種）への影響が考察されていた。 その他魚類や底生生物、海棲哺乳類などについては影響評価が行われていなかった。	18/2/2020	Open		調査が不足していた。	「養殖場による生物多様性への影響」報告書にて絶滅危惧種を追記し、及び魚類・沿岸無脊髄生物、水鳥、海洋哺乳類、植物類に対する影響評価を実施した。	18/5/2020							
	2.5.6	軽微	野生動物の死亡事故が起こるリスクを評価していなかった。 実際には死亡事故は発生しておらず書類上の問題のみであるため、軽微な不適合とする。	野生動物の死亡事故は発生していないが、死亡事故が発生するリスクは評価していなかった。	18/2/2020	Open		準備が不足していた。	養殖作業において野生動物の死亡事故が発生するリスクを評価して手順書に追記した。	18/5/2020							
	3.1.2	軽微	野生系群への影響評価に関連した調査研究に対して養殖場が協働する方針がなかった。 協働する意思は聞き取りで確認できたため、書類上の不備のみとし、軽微な不適合とする。	これまで、野生系群への潜在的な影響に関した調査研究の依頼はなかった。しかし、野生系群への影響評価に関連した調査研究に対して養殖場が協働する方針がなかった。	18/2/2020	Open		準備が不足していた。	野生系群への影響について添付調査報告書に記載し、養殖環境を把握する際に調査が必要な場合は研究者やNGO等と協働する宣言を手順書に追記した。	18/5/2020							
	3.1.4	軽微	サケジラミの確認を、検査として実施・記録していなかった。 実際にはサケジラミが発生していないため、必要性は小さいことから、軽微な不適合とする。	養殖場において、これまでサケジラミは発生はしていない。斃死魚の確認時や水揚げ時にサケジラミがいないことを目視で確認できるが、検査として実施、記録していなかった。 検査結果はウェブサイトですぐに一般公開できる体制である。	18/2/2020	Open		予備審査で適用外とされたため、準備が不足していた。	養殖日報にサケジラミ件数を記録する列を追加し、発生事案無しの場合でもその旨をウェブサイトに公開することを手順書に追記した。また、サケジラミの発生が確認された場合は宮城県水産技術センターに連絡して対応について相談する方針も手順書に追記した。	18/5/2020							
	3.1.5	適合	【観察事項】 外部機関による天然サケ科魚類の調査結果がまとめられていたが、英語の報告書であり、養殖場の従業員が十分理解しているか不確かであった。 報告書自体は作成されていたため観察事項とする。	女川湾と尾浦湾における養殖ギンザケと野生個体の相互作用に関する調査報告書がオーシャンアウトカムズにより作成されている。養殖場から50km以内に生息する野生種シロザケとサクラマスについて、回遊ルートや回遊時期等が報告されており、サケジラミや病原体の伝播、遺伝的かく乱についてリスクは低いとされている。 報告書は英語で作成されており、養殖場の従業員が内容を十分に理解しているか不確かであった。	18/2/2020	Open		準備が不足していた。	報告書にて野生サケ個体群の生産性、養殖ギンザケによる野生サケに対する影響を受けやすい時期を追記し、養殖場の従業員が内容を理解できるように同調査報告書を翻訳した。	18/5/2020							

	3.1.6	軽微	野生個体のサケジラミ発生状況をモニタリングしていなかった。 実際にはサケジラミが発生していないため、必要性は小さいことから、軽微な不適合とする。	女川湾ではシロザケとサクラマスの天然個体が漁獲されるが、養殖場がある尾浦湾では天然個体は確認されていない。 要請があれば県の水産技術総合センターが天然個体のサケジラミ汚染状況調査を実施するが、養殖場周辺ではサケジラミ被害が無いため、調査は実施されていない。 養殖場でも野生個体のサケジラミ発生状況をモニタリングしていなかった。	18/2/2020	Open		予備審査時にASCに確認事項となっておりその後確認していなかった。	天然サケ類のサケジラミ発生について水揚げ時期(9月～12月)に女川魚市場にて市場調査および宮城県水産技術総合センターにヒアリングを行う予定。 養殖日報の特記事項に記録する方針を手順書に追記した。	18/5/2020							
	3.2.2	軽微	養殖ギンザケが地域に定着するリスクの評価結果を確認できなかった。 実際には定着した事例はなく、水温から考えて定着リスクも低いため、軽微な不適合とする。	2011年の東日本大震災時に当社を含めたこの地域のギンザケ養殖生簀は津波によりほとんど破壊され、多くのギンザケが逃亡したが、定着は起きていない。ギンザケは当地域の夏の海水温では生育できないため、定着するリスクは低いと考えられる。 オーシャンアウトカムズが女川湾と尾浦湾における養殖ギンザケと野生種の相互作用についてレポートを作成しており、養殖ギンザケと地元の野生種シロザケ、サクラマスとの交配に関連したリスクは低いと結論している。 しかし、科学的調査資料を加味した定着リスクの評価について文書化されていなかった。	18/2/2020	Open		調査が不足していた。	調査報告書にて養殖ギンザケが地域に定着するリスク評価を追記した。	18/5/2020							
	4.3.5	軽微	養殖場の飼料調達方針に関する宣言がなかった。 書類上の問題であるため、軽微な不適合とする。	飼料会社の経営理念に持続的な養殖魚の推進を謳っている。詳細な飼料原料の責任ある調達方針がある。また飼料原料のサプライヤーに対し、サプライヤー行動規範にサインしてもらっている。 ISEALメンバーの認証スキームにより認証された漁業に由来する魚粉および魚油を含む飼料を調達する養殖場の意思を表明した養殖場の宣言がなかった。	18/2/2020	Open		準備が不足していた。	ISEALメンバーの認証スキームにより認証された漁業に由来する魚粉および魚油を含む資料を調達する方針を作成した	18/5/2020							
	4.4.3	適合	【観察事項】 販売先が決まった時点で飼料中の植物原料が遺伝子組み換え不分別であることを示す予定。 体制は整っているため観察事項とする。	飼料会社より、植物由来の飼料原料が遺伝子組み換え不分別であることの宣言が提示されている。 認証取得後の販売先は決まっておらず、販売が決まった際に飼料中の植物原料について遺伝子組み換え不分別である情報を開示する予定である。	18/2/2020	Open		ASC認証取得後の事案であるため、準備していなかった。	飼料中植物原料の遺伝子組換え不分別を示す宣言書は準備しており、認証取得後に販売先が決定したら開示する予定である。	18/5/2020							
	4.5.1	軽微	養殖場での非生物系廃棄物の処理について、方針、適切な処理方法などが文書化されてなかった。 また、現場でたばこを海洋投棄していた。 会社としては適切に廃棄物処理を行っており、たばこは個人の意識の問題であるため、軽微な不適合とする。	非生物系廃棄物の処理について、海洋へ投棄しない宣言文書(2020年2月10日付)を作成している。 「非生物系廃棄物処理リスト」を準備している。主な廃棄物は飼料の紙袋とのことだが、養殖場での非生物系廃棄物の処理について、方針、適切な処理方法などの文書は確認できなかった。 また、リサイクルは行っていなかった。 現場審査の際、従業員がたばこを海に投げ捨てていた様子を確認した。	18/2/2020	Open		審査時点において空紙袋の具体的処理先が決定していなかった。	非生物系廃棄物の処理に関する方針および処理方法を作業手順書に追記した	18/5/2020							
	5.1.2	軽微	検診回数に関してのリスク評価が行われていなかった。 健康マネージャーのリストがなかった。(観察事項) 実際にはこれまで魚病が発生しておらず検診の必要性は低いため軽微な不適合とする。	指定魚類防疫士に検診を依頼する。ギンザケは11月から7月の間海面で養殖されており、3か月に1回の訪問依頼を検討していた。細菌・ウイルス性の魚病は今までに発生しておらず、3か月に1回の検診で問題ないと思われるが、検診回数に関してのリスク評価が行われていなかった。 健康マネージャーは養殖場管理者の鈴木氏である。日常的に業務に携わっており、頻繁に養殖場を訪問する。 健康マネージャーのリストがなかった。(観察事項)	18/2/2020	Open		指定魚病防疫士の養殖場訪問予定までは未決定だった。	5月中旬までに指定魚病防疫士に養殖現場に訪問して頂きリスク評価を実施して頂くため依頼中。	18/5/2020							
	5.1.7	軽微	死亡率の削減目標値を含む死亡率削減プログラムが設定されていなかった。 文書化の問題であり実際には死亡率削減に取り組んでいたため、軽微な不適合とする。	今までに細菌・ウイルス性の病気は確認されていない。 過去に発生したスモルトの大量死については、宮城県水産技術総合センターに検査依頼をしても明確な病名はわからなかったが、水温の影響かと考えられている。 斃死魚を削減するために稚魚の扱い(導入時期や水温)を検討し、なるべくストレスを与えないよう温度差が少ない時期に導入するよう調整している。 しかし、死亡率の削減目標値を含む死亡率削減プログラムが設定されていなかった。	18/2/2020	Open		昨シーズンの斃死率が高く、削減目標率を検討中であった。	死亡率削減目標値を「10%以下」に設定し、目標値達成に向けた対策を作業手順書に追記した。	18/5/2020							
	5.2.2	軽微	海外の禁止治療薬リストがなかった。 治療薬は使用していないため書類上の問題のみであり、軽微な不適合とする。	治療薬品等を使用してないが、農林水産省発行の「水産用医薬品の使用について」を確認し、使用が許可されている治療薬をリスト化している。 しかし、海外での禁止治療薬については未確認だった。	18/2/2020	Open		禁止治療薬について調査中だった。	米国、カナダ、EU、ノルウェーにおける禁止治療薬リストを準備した	18/5/2020							

	6.1.2	軽微	「労働基本権を遵守について」の文書を社員が自由に見られる状態になっていなかった。 実際には労働者の権利は守られていたため、書類上の問題であり、軽微な不適合とする。	従業員の団結権、団体交渉権、団体行動権は日本国憲法第28条で保障されている。 「労働基本権を遵守について」(2020年2月10日付)という書面を作成している。日本国憲法第28条に定められた勤労者の基本権を遵守することを宣言している。 この方針については雇用契約の際に説明をする。書面は会社で保管しているが、従業員が自由にみられる状態にはなっていない。	18/2/2020	Open		準備が不足していた。	「労働基本権を遵守について」方針を含んだファイルを、従業員が自由観覧できるよう事務所の入口付近に設置した。 毎年シーズン開始前に開催される手順書読み合わせ会議の際に改めて従業員に伝え、議事録に残す予定。	18/5/2020							
	6.1.3	軽微	「労働基本権を遵守について」の文書を社員が自由に見られる状態になっていなかった。 実際には労働者の権利は守られていたため、書類上の問題であり、軽微な不適合とする。	従業員の団結権、団体交渉権、団体行動権は日本国憲法第28条で保障されている。 「労働基本権を遵守について」(2020年2月10日付)という書面を作成している。日本国憲法第28条に定められた勤労者の基本権を遵守することを宣言している。 この方針については雇用契約の際に説明をする。書面は会社で保管しているが、従業員が自由にみられる状態にはなっていない。	18/2/2020	Open		準備が不足していた。	「労働基本権を遵守について」方針を含んだファイルを、従業員が自由観覧できるよう事務所の入口付近に設置した。 毎年シーズン開始前に開催される手順書読み合わせ会議の際に改めて従業員に伝え、議事録に残す。	18/5/2020							
	6.4.1	適合	【観察事項】 外国人研修生の受け入れの研修会が年1回あり、その中で反差別の話もされている。しかし参加記録が残されていなかった。 記録の不備の問題だけであるため、観察事項とする。	「差別の排除について」(2020年2月10日付)という文書を作成している。人種、階級、出身国、宗教、障がい、性別、性的指向、組合員、政治的所属、年齢等による差別は一切しないことを会社として宣言している。工場に海外の研修生がいるので、日ごろから従業員には注意をしている。今月中に会社のウェブサイトに反差別方針がアップされる予定。 「銀鮭養殖の作業手順書」の中で、3)苦情処理の扱い　を作成している。従業員からの苦情は記録され、代表取締役2名と常務の計3名で内容を協議し文書で可能な限り速やかに申立人に回答する。記録は苦情記録回答簿に保管する。手順書は従業員に配布している。作業小屋に、外部の相談窓口として、労働基準監督署の連絡先も掲示している。 外国人研修生の受け入れの研修会が年1回あり、その中で、差別的な扱いをしない、問題が起きた時には組合に連絡をする、など反差別の話もされている。しかし参加記録が残されていなかった。 従業員へのインタビューでも、差別を感じているという意見はなかった。	18/2/2020	Open		過去の参加記録は残していなかった。	毎年開催される外国人研修生受け入れ研修会に参加する度に議事録を残す予定。 (本年度の研修会の開催に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催時期未定)	18/5/2020							
	6.5.1	軽微	「銀鮭養殖の作業手順書」に、作業ごとの危険ポイントと安全対策が具体的に記載されていなかった。 手順書の読み合わせをした記録がなかった。 運転免許証の最新のコピーが保管されていなかった。またフォークリフト、漁船などの免許は会社でコピーを保管していなかった。 実務上は事故が発生しておらず安全衛生の一定水準は確保されていたため、軽微な不適合とする。	「銀鮭養殖の作業手順書」に、一般的な健康管理手順を定めている。しかし、作業ごとの危険ポイントと安全対策が具体的に記載されていなかった。 手順書は年1回シーズン開始前に従業員で読み合わせをしている。しかし記録がなかった。 養殖日報に「従業員健康状態」の記入欄があり、体調不良等あれば記入する。今シーズンからこの様式を使用している。 緊急時連絡体制がある。事故発生時や、地震・津波発生時の対応が決められている。作業小屋に「緊急時連絡体制図」を掲示している。 各従業員の入社時の運転免許証のコピーを保管していた。しかし最新のコピーが保管されていなかった。またフォークリフト、漁船などの免許は会社でコピーを保管していなかった。	18/2/2020	Open		過去の参加記録は残しておらず、準備が不足していた。	毎年シーズン開始前に手順書の読み合わせ会議を従業員一同と開催し、参加者等を議事録に記録する予定。 作業ごとの危険ポイントと安全対策を具体化し、手順書に追記した。 5月中旬までに従業員の運転免許証、フォークリフト・漁船などの免許の写しを事務所に保管する予定。	18/5/2020							
	6.5.2	軽微	各作業の危険ポイントとそれに対する必要な安全装備は文書化していなかった。そのため安全装備に関する研修も実施していなかった。フォークリフトを使用しているが、現在ヘルメットは使用していない。 現地審査の際、従業員がライフジャケットを装着していなかった。 実務上は事故が発生しておらず安全衛生の一定水準は確保されていたため、軽微な不適合とする。	各作業の危険ポイントとそれに対する必要な安全装備は文書化していなかった。そのため安全装備に関する研修も実施していなかった。 救命胴衣を会社から支給している。それ以外は特に支給している安全装備はない。フォークリフトを使用しているが、現在ヘルメットは使用していない。 長靴や作業着は各個人が使用しやすいものを選んで各自で購入している。 現地審査の際、従業員がライフジャケットを装着していなかった。	18/2/2020	Open		準備が不足していた。	毎年行われる手順書の読み合わせの際に、安全装備の研修も合わせて行う。ヘルメット・ライフジャケットの装備を徹底するよう従業員に対して研修を行う。 5月中旬まで安全対策の研修を実施する予定。	18/5/2020							
	6.5.3	軽微	健康と安全に対するリスクの評価と防止策の作成は実施していなかった。 実務上は事故が発生しておらず安全衛生の一定水準は確保されていたため、軽微な不適合とする。	健康と安全に対するリスク評価と防止策の作成はまだ実施していなかった。日報に体調を記入しており、体調不良が発生したら次の日は休ませることにしている。	18/2/2020	Open		準備が不足していた。	作業ごとの健康と安全に対するリスクの評価と防止策を作成し、手順書に追記した。	18/5/2020							

	6.7.2	軽微	取引頻度の低い取引際について、ソーシャル・コンプライアンス方針を確認していなかった。 現時点で問題があると思われる取引先は確認されなかったため、軽微な不適合とする。	「社会的行動規範の遵守に関する誓約書」を作成し、取引先に署名してもらうこととした。現在、常時取引のある飼料会社2社から誓約書を得ている（2020年2月4日付、2月14日付）。 しかし、その他の取引頻度の低い取引先については誓約書を得ていなかった。	18/2/2020	Open		準備が不足していた。	5月中旬までに、油屋、漁具の業者、造船所などの頻度が低い取引際にソーシャル・コンプライアンス方針を共有し、合意いただく予定。	18/5/2020								
	6.11.1	軽微	衛生、安全管理の研修については頻度が規定されていなかった。またこれまでの研修記録がなかった。 研修自体は適切に行われているため、軽微な不適合とする。	銀鮭養殖の作業手順書　（4）その他　1）作業従事者の健康管理および教育研修　に記載している。毎年の養殖事業スタート前の研修（作業手順書、安全衛生、差別禁止）と、その他衛生、安全管理の研修を規定している。しかし、衛生、安全管理の研修については頻度が規定されていなかった。またこれまでの研修記録はなかった。 各従業員は必要な資格はすでに取得している。 今後新入社員が入れば、シーズン前の入社であれば全体のシーズン前研修に合わせて参加し、シーズン途中であれば個別の入社時研修を行うこととしている。	18/2/2020	Open		過去の記録を残していなかった。	安全衛生管理の研修は毎年シーズン開始前に開催される方針を手順書に追記し、毎回議事録を記録する。	18/5/2020								
	7.1.2	適合	【観察事項】苦情処理手順は、社内、社外の苦情を扱うことが明記されていなかった。 表記上の問題だけであるため、観察事項とする。	「銀鮭養殖の作業手順書」の中で、3)苦情処理の扱い　を作成している。これは社内、社外どちらの苦情にも適用される同じ手順であり、苦情を受け付けたら苦情等記録簿に記録し対処する。ウェブサイトにも連絡先を記載している。しかし、作業手順書の苦情処理手順は、社内、社外どちらの苦情も扱う手順だということが明記されておらず、分かりにくかった。 これまで地域社会から苦情を受けたことはない。利害関係者へのインタビューでも、苦情を提出したが解決されていないという意見はなかった。	18/2/2020	Open		社外と社内の苦情処理は同じ手順である。	社内・社外それぞれの苦情処理プロセスを手順書に明記した	18/5/2020								
	7.3.2	軽微	資源への影響はないが、資源への影響評価結果は文書にまとめられていなかった。 資源への影響は見られなかったため書類上の問題であり軽微な不適合とする。	資源への影響はないが、資源への影響評価結果は文書にまとめられていなかった。	18/2/2020	Open		予備審査で適用外とされたため、準備が不足していた。	地域の重要な資源の利用制限を変更していない事が記載された書類を準備した。	18/5/2020								
	8.2	軽微	全ての稚魚生産魚から労働法規順守の宣言を入手していなかった。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	労働法規の遵守について、稚魚のサプライヤーより宣言文書（2020年2月14日付）を得ている。生産者1社からの労働法規順守の宣言が含まれている。しかしもう1社からの宣言はまだ得られていなかった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	すべての稚魚生産者から労働基準準拠している宣言書を頂いていたが、修正された宣言書を改めて署名していただいている。近日中に提出して頂く予定。	18/5/2020								
	8.3	軽微	稚魚生産施設周辺の生物多様性や生態系に対する影響を評価していなかった。 施設の規模や他の調査結果から大きな影響を与えているとは考えにくいため、軽微な不適合とする。	稚魚の生産者は岩手県と宮城県にある。 岩手県では県が養魚場近隣河川の生物指標を調査しており、養魚場の上流、下流の地点とも、国の生活環境の保全に関する環境基準の類型では良好な基準にあたる生物Aに分類できることが確認されている。 宮城県では該当流系の下流で調査されており、生物特A（生物 A の水域のうち、 生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域）と分類されている。上流はダムとなっている。 生物多様性や近隣の生態系に対する影響評価はまだ実施されていなかった。生産者に調査協力を依頼している。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	稚魚生産施設による生態系・生物多様性に対する影響の調査報告書の作成を進行中。5月中旬までに完了予定。	18/5/2020								
	8.4	軽微	稚魚生産施設から放出されたリンの値はまだ測定されていなかった。 すでに情報入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	稚魚に与えられた飼料の表示票（成分表）があるが、生産者から飼料の使用量がまだ開示されていない。稚魚の重量に関する記録、スラッジの量も開示されていない。そのため、稚魚生産で与えられたリンの総量が計算できていなかった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	5月中旬までに、すべての稚魚生産者から関連データを入手し分析を実施する予定。	18/5/2020								
	8.6	軽微	全ての稚魚生産者から逃亡数の情報を得ていなかった。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	稚魚サプライヤーが生産者1社に確認し、逃亡した稚魚の総数は300以下であることの宣言（2020年2月14日付）を入手している。コンクリートで囲まれた半閉鎖系で養殖されており、大型台風などでオーバーフローが無ければ逃亡は発生しない。 少なくとも10年間はモニタリング記録を保管してもらう予定である。 しかし、もう1社の稚魚生産者からはまだ逃亡数の情報が得られていなかった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	宣言書はいただいているが、5月中旬までに逃亡総数が300以下である根拠を確認するために現場訪問の依頼中。 新型コロナウイルス感染拡大の影響で訪問時期を検討中。	18/5/2020								

	8.8	軽微	稚魚生産者の非生物系廃棄物の適切かつ責任ある処理へのコミットメントを示した方針を入手していなかった。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	稚魚生産から生じる非生物系廃棄物の適切かつ責任ある処理へのコミットメントを示した方針については稚魚生産者へ依頼中であった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	5月中旬までに方針に同意して頂くよう依頼中。	18/5/2020								
	8.9	軽微	稚魚生産施設のエネルギー使用量の報告を入手していなかった。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	稚魚生産者の施設での供給源（燃料、電気）ごとのエネルギー消費量の記録を稚魚生産者へ依頼中であった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	すべての稚魚生産者に対して、エネルギー消費量の記録・計算を依頼中。	18/5/2020								
	8.10	軽微	稚魚生産施設からのGHG排出量を入手していなかった。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	稚魚生産者の施設での温室効果ガス(GHG)排出量の記録は依頼中であった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	稚魚生産者に対して、GHG排出量を記録・計算を依頼中。	18/5/2020								
	8.11	軽微	稚魚生産者の健康管理計画のコピーを入手していなかった。 病気のリスクは低く、またすでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	病気は発生していないが、稚魚生産者の健康管理計画を入手していなかった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	健康管理計画のたたき台を作成し、稚魚生産者に共有し、現場訪問によって更新する予定。その後、水産技術総合センターに内容を確認して頂く。 新型コロナウイルス感染拡大の影響で訪問時期を見直し中	18/5/2020								
	8.13	軽微	稚魚出荷時に疾病検査されたことを確認する宣言・記録を入手していなかった。 病気のリスクは低いため軽微な不適合とする。	リスクのある病気としてはビブリオである。稚魚生産者から、稚魚の疾病検査の記録と宣言を入手していなかった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	5月中旬までに稚魚生産者から疾病ﾘｽﾄ、稚魚検査の記録及び宣言を共有して頂くよう依頼中	18/5/2020								
	8.14	軽微	養殖場に販売された稚魚に対する化学薬品および治療薬使用の詳細記録が入手されていなかった。 記録の不備であり聞き取りでは使用していないことが確認されていたため軽微な不適合とする。	稚魚にワクチン以外は使用していないとサプライヤーから聞いている。稚魚の納品書（2019年11月11日、14日、13、18日）にはワクチン以外の薬品の使用の有無の記録がなかった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	5月中旬までに稚魚生産者から稚魚に対する化学薬品及び治療薬使用の詳細記録を共有して頂くよう依頼中。	18/5/2020								
	8.18	軽微	OIE水生動物衛生規約に従う意思がある旨の宣言、及びOIE規約への準拠を実証するための稚魚生産者の方針と手順は入手していない。 実務上問題が起きたことはなく書類上の問題のみであるため軽微な不適合とする。	稚魚生産者へ最新版の国際獣疫事務局（OIE）の「水生動物衛生規約」が伝えられている。OIE水生動物衛生規約に従う意思がある旨の宣言、及びOIE規約への準拠を実証するための稚魚生産者の方針と手順は入手していない。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	5月中旬までに稚魚生産者両者に最新版のOIE「水生動物衛生規約」を共有し、OIE規約への準拠を実証するための方針を作成し合意いただくよう進めている。	18/5/2020								
	8.19	軽微	全ての稚魚生産者から労働基準準拠の宣言と会社レベルの方針と手順は受領していなかった。すでに受領している1社も会社レベルの方針でなかった。 実際に問題があるという情報はなく書類の不備であるため軽微な不適合とする。	全ての稚魚生産者から労働基準準拠の宣言と、会社レベルの方針と手順を得ていなかった。すでに受領している1社も会社レベルの方針でなかった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	稚魚生産者両者から労働基準準拠している宣言書を頂いていたが、修正された宣言書を改めて署名していただいている。近日中に提出して頂く予定。	18/5/2020								

	8.20	軽微	稚魚生産者による協議や地域社会への関与が要求事項に適合しているか判断できる書類がなかった。 状況から判断し地域社会との関わりは小さいと思われるため軽微な不適合とする。	稚魚生産に関連する漁業協同組合が存在しない。 利害関係者の接点は取引業者のみである。生産施設は住宅がない山間部に立地しており、近隣住民や地域社会はない。各県の内水面水産研究施設との接点はあるが、地域社会との定期的な協議があるかどうか不明である。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	5月中旬までに現場を訪問し、各地域の地域社会性を確認する予定。 新型コロナウイルス感染拡大の影響で訪問時期を見直し中	18/5/2020							
	8.21	軽微	全ての稚魚生産者からは苦情処理方針を受領していなかった。 書類上の問題であるため軽微な不適合とする。	稚魚生産者1社からは近隣との会合が無いと回答があった。サプライヤー一経由で苦情処理に関する方針と苦情受付様式（2020年2月14日付）を受領している。 しかし全ての稚魚生産者からは苦情処理方針を受領していなかった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	稚魚トレーダーを通して稚魚生産者に苦情処理を行なうよう依頼し、合意された。苦情受付様式が作成された。	18/5/2020							
	8.26	軽微	稚魚生産施設の排水の水質モニタリング記録は無かった。 記録の不備であるため軽微な不適合とする。	稚魚生産施設の排水中酸素飽和濃度について水質モニタリング表は入手されていない。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	東北大学坂巻教授に調査依頼し、サンプル採取の協力を孵化場と協議中 水質モニタリング調査を実施するためのサンプル採取及び分析を5月中旬までに実施	18/5/2020							
	8.27	軽微	1社の稚魚生産施設について底生動物相の状態が不明であった。 施設の規模から下流に大きな影響を与えているとは考えにくいため、軽微な不適合とする。	岩手県の稚魚生産施設では用水路に排水している。この用水路の上流と下流にあたる個所で県が生物調査を行っていた。また、生産施設の最寄り河川の水生生物調査(大型無脊椎含む)も行っている。調査結果より、生産施設周辺の河川の上流と下流では生活環境の保全に関する環境基準の類型ではいずれも良好な基準である生物Aに分類できることが確認された。しかし、宮城県の稚魚生産施設に関しては調査が行われていなかった。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	東北大学坂巻教授に調査依頼し、サンプル採取の協力を孵化場と協議中 サンプル採取および分析を5月中旬までに実施するよう進める	18/5/2020							
	8.28	軽微	稚魚生産者のスラッジ管理計画は作成されていない。また、スラッジ処理についても報告されていない。 すでに入手に向けた手続き中であったため軽微な不適合とする。	稚魚生産者のスラッジ管理計画は作成されていない。また、スラッジ処理についても報告されていない。稚魚生産者に依頼中である。	18/2/2020	Open		予備審査で確認されなかったため、準備が不足していた。	現在計算に必要なスラッジの分析を東北大学坂巻教授に依頼し、サンプル採取の協力を孵化場と協議中 スラッジのサンプル採取および分析を進め、その結果をもとにスラッジ管理計画のたたき台を作成し（5月中旬まで、稚魚供給者に共有・導入予定。	18/5/2020							

ASC審査報告書 - トレーサビリティ

10	トレーサビリティ因子	存在する場合はリスク因子の説明	リスクを管理するために整備されているトレーサビリティ、分別またはその他の仕組み
10.1	同事業体内で生産される同じまたは類似する見た目や魚種の製品を考慮した上で認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性	養殖場が所有するギンザケ生簀4台のうち南に配置された2台の生簀①②で養殖されたギンザケが認証対象となる。生簀③④の非認証魚が混在するまたは非認証魚と置き換わるリスクがある。	生簀4台のうち南に配置された生簀①②が認証対象魚用の生簀であり、稚魚の生け込みから水揚げまで生簀ごとに養殖管理される。生簀の交換、分養は行わない。生簀には色違いの番号札が掲示されており、認証生簀と非認証生簀を識別している。
10.2	養殖、収穫、輸送、保管または加工業務中に存在する同じまたは類似する見た目や魚種の製品を考慮した上で認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性	養殖場が所有するギンザケ生簀4台のうち南に配置された2台の生簀①②で養殖されたギンザケが認証対象となる。生簀③④の非認証魚が混在するまたは非認証魚と置き換わるリスクがある。	養殖中は生簀の移動、分養を行わない。収穫・輸送は生簀ごとに行い、異なる生簀で養殖された魚が混ざることは無い。加工はCoC認証範囲に含まれる自社工場で行う。
10.3	認証製品の取り扱い、輸送、保管または加工において請負業者が使用される可能性	水揚げした魚は船上で氷締めされ、女川町地方卸売市場（宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎宮ケ崎87）に委託して選別と計量を行い、自社工場へ運搬する。運搬は自社トラック、または運送会社に委託する。このように、選別計量と運送の一部には請負業者を使用する。	市場では異なるロットの魚を混ぜないことは商売上の原則であり、徹底されている。生産者ごとに選別・計量作業を行っており、すべて終わったら機械を止めて、伝票を記載してから次の生産者の選別作業に移るため、異なるロットの魚が混ざるリスクはない。 運送はロットごとに行われるため、非認証魚と混載することはなく、混ざるリスクはない。
10.4	製品がCoCへ受け渡される前に、認証製品と非認証製品が混在または置き換わる、または間違ったラベルが付けられる、その他の機会	水揚げから選別計量、工場への搬入は生簀ごとに行い、CoC認証範囲に含まれる自社工場に搬入するため、非認証魚が混在または非認証魚と置き換わるその他の機会はない。	-

		事業者が所有	事業者が外部委託
10.4.a	認証範囲と同種を生産する事業者の所有サイトもしくは外部委託サイトの総数	1	0

	認証単位に含まれるサイトの数	1 / 0

		サイト名	理由
10.4.b	認証単位に含まれる、CoCから除外されるべき商品を有するサイト	なし	

10.5	事業体内の認証製品の流れおよび関連するトレーサビリティの仕組みの詳細な説明 これは販売された製品から認証単位まで遡ることを可能とする仕組みである	養殖場における出荷作業の手順が作成されている。水揚げは一日に一つの生簀からのみとり上げる。また、生簀内の選別作業は前日までに行い、目視で大きいサイズの魚をタモで出荷用の小割生簀に移す。6月くらいから2kgサイズ以上になり、まき取りクレーンを使用して作業を行う。取り上げてフィッシュタンクに氷締めした魚を岸壁から自社トラックまたは他の運送会社のトラックで陸送する。市場で計量と選別を行った後マルキン女川工場で加工を行う。計量と選別作業は他社に委託するが、依頼伝票ごとに作業が行われるため、計量選別作業中に製品がほかの製品と混ざるリスクは低い。工場までの輸送中はフィッシュタンクにASCと記入したプレートなどの目印をつけて識別する予定である。自社工場はCoC認証の認証範囲に含まれており、トレーサビリティの仕組みが構築されている。販売する製品から認証単位まで遡ることができる。

10.6 トレーサビリティに関する判断：

10.6.1	事業体のトレーサビリティおよび分別の仕組みは、事業体により認証製品として識別および販売されるすべての製品が認証単位由来であることを保証するのに十分である または	水揚げは1日に1生簀から行うため、養殖場で認証魚と非認証魚が混ざるリスクは低い。また、上記の手順により運用することで、養殖場から加工先に到着するまでの間で、認証魚と非認証魚の混在と置き換えのリスクは防がれており、トレーサビリティと分別の仕組みは十分である。
10.6.2	トレーサビリティおよび分別の仕組みは不十分であり、製品がASC認証製品として販売されるまたはASCロゴを付ける要件を満たすためには、別途CoC認証が必要である	上記のことから、別のCoC認証は必要ない。
10.6.3	CoC認証が必要となる開始点	当養殖場のギンザケが搬送され、加工工場に到着した時点から、次のCoC認証が必要となる。自社の加工工場はCoC認証を取得している。
10.6.4	生産者には別途CoC認証が必要か	生産者には別のCoC認証は必要ない。

ASC審査報告書 – クロージング

12 評価結果

12.1 規格およびガイダンス文書の特定要素に対する事業体の審査結果報告	ギンザケ養殖場の運営は全般的にASCサケ基準第1.3版の要求事項を満たしている。
12.2 審査された認証単位が一貫して関連規格の目的を満たす能力があるかどうかに関する明確な説明	審査された認証単位には一貫して関連規格の目的を満たす能力がある。
123 生物多様性環境影響評価（BEIA）または参加型社会影響評価（PSIA）が入手可能な場合、この全文が審査報告書に加えられなければならない。これらの文書が英語でない場合は、英語の概要も報告書に加	入手可能なBEIAまたはPSIAはない。

13 認証判断

13.1 認証が発行されたか（はい/いいえ）	
13.2 認証有効開始日 （該当する場合）	–
13.3 生産者には別途CoC認証が必要か（はい/いいえ）	いいえ
13.4 認証が発行された場合は次を記入：	

13.4.1 認証発行日および有効期限	認証発行日: 認証有効期限:
13.4.2 認証範囲	株式会社マルキン　ギンザケ養殖場 商品:ギンザケ(*Oncorhynchus kisutsh*) 活動範囲:養殖生産、輸送 ASC規格:ASCサケ規格第1.3版(2019年7月)
13.4.3 利害関係者への説明:認証機関の判断に関する苦情または異議は、認証機関の苦情解決手順に従い処理される。この手順および苦情に関するさらなる情報は右に示されている情報源から入手できる。	苦情処理手順についてはアミタ株式会社へ連絡をして下さい。 所在地:〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番4号 メールアドレス:ninsho@amita-net.co.jp

14 定期監査

14.1 次回の定期監査予定	
14.1.1 予定日	2021年6月1日
14.1.2 予定サイト	株式会社マルキン　ギンザケ養殖場
14.2 次回の審査・監査タイプ	
14.2.1 第1回定期監査	✓
14.2.2 第2回定期監査	
14.2.3 再認証審査	
14.2.4 その他 (タイプを	